

参 考 資 料

- 「環境宣言」に関する決議
- 長野市環境方針
- 環境に関するデータ
- 長野市環境基本条例
- 長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- 長野市ポイ捨て、道路等における喫煙等を防止し、きれいなまちをつくる条例
- 長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例
- 長野市公害防止条例
- 長野市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例
- 長野市自然環境保全条例
- 行政組織（令和5年4月1日現在）
- 環境部事務分掌
- 環境保全のための補助・助成・融資制度等
- 環境行政のあゆみ

「環境宣言」に関する決議

さわやかな大気、清らかな水、緑の山なみに囲まれた豊かで美しい自然環境は、この地に生きるものの生存基盤であるのみならず、それらに調和をもたらすものである。

しかし、大気や水の汚染、緑の枯渇など自然環境の悪化は、今や地域から地球規模にまで拡大し、その生存基盤が危うくなりかねない事態を迎えている。

自然と人間のより調和のとれた環境をつくりあげていくには、自然がもたらす恵みと資源を守り育てるとともに、これまでの資源・エネルギー多消費社会を見直していく必要がある。

我々は、地球の一市民として、住民、企業、自治体が一体となり地球環境の保全と環境にやさしい地域づくりに取り組み、次の世代の子供たちに誇れる環境をつくり上げる責務がある。

よって、本市議会は、ここに「環境宣言」を行い、市民の理解と協力の下に、世界の貴重な財産である森林・水源を初めとする豊かな自然環境の保全と環境にやさしい社会の実現を期するものである。

以上決議する。

平成4年9月24日

長野市議会

長野市環境方針

長野市は、世界と未来に誇りうる環境調和都市の実現をめざしています。

大きな恵みを与えてくれる自然を将来の世代に引き継ぐとともに、持続可能な社会をつくりあげていくことが私たちの責務と認識し、市民・事業者とのパートナーシップのもと環境に配慮した事務事業に取り組みます。

- 1 第三次長野市環境基本計画に基づき、次の項目について重点的に取り組みます。
 - (1) 脱炭素社会の構築
 - (2) 循環型社会の実現
 - (3) 豊かな自然環境の保全
 - (4) 良好で快適な環境の保全と創造
 - (5) 協働と学びの推進
- 2 環境法令等を順守します。
- 3 定期的に内部監査及び見直しを実施し、システムの継続的改善を進めます。

令和4年4月1日

長野市長


環境に関するデータ

【資料】第1章 循環型社会の実現

1 3R+Rの推進

(1) 令和4年度家庭ごみの分別

● 8分別 18種別

区分	具 体 例	排 出 方 法
可 燃 ご み	生ごみ、漬物かす、布類、革・ゴム製品、プラスチック製容器包装区分外の軟質プラスチック類など	市指定の可燃ごみ袋に入れて可燃ごみステーションへ出す。
	家庭灰	濡れても破れない丈夫な袋に「灰」と明記し、可燃ごみステーションへ出す。
不 燃 ご み	せと物類、ビン以外のガラス類、電球類、缶以外の金属類、素焼きの鉢、プラスチック製容器包装区分外の硬質プラスチック類など	市指定の不燃ごみ袋に入れて不燃ごみ・資源物ステーションへ出す。
資源物	プラスチック製容器包装 シャンプーのボトル、カップ麺の容器、レジ袋等のプラマークのついているプラスチック製容器包装 	市指定のプラスチック製容器包装袋に入れて可燃ごみステーション（一部不燃ごみ・資源物ステーション）へ出す。
	紙 類 ①新聞・折込ちらし ②段ボール ③紙パック ④雑誌・その他古紙 に4分別	ひもで十文字に梱包して不燃ごみ・資源物ステーションへ出す。小さな古紙は紙袋に入れ、ひもで十文字に縛って出すこともできる。
	ビン類（乾電池含む） ①無色透明 ②茶色 ③その他の色 に3分別	ビンと乾電池はバラの状態では不燃ごみ・資源物ステーションの市指定のコンテナへ出す。ただし、視覚障がい者については、ビンに分けずに袋に入れ、「視覚障がい者排出瓶用袋」シ

区分	具 体 例	排 出 方 法	
乾電池	充電式電池やボタン電池を除く	ールを貼って出すことができる。	
缶 類	スチール缶、アルミ缶、缶詰の空き缶、スプレー缶・カセットボンベ缶（中身を使いきり穴を開けたものに限る）	バラの状態の不燃ごみ・資源物ステーションの市指定の缶収集用ネット袋へ出す。	
ペットボトル	飲料、酒類、醤油、醤油加工品、みりん風調味料、食酢、ノンオイルタイプのドレッシングなどのペットボトルマークのついているプラスチックボトル 	フタ・ラベルを取り、バラの状態の不燃ごみ・資源物ステーションの市指定のペットボトル収集用ネット袋に出す。	
剪定枝葉等	庭木の剪定枝葉や竹、庭の草花や切花、家庭菜園から出る茎や葉、雑草、落ち葉	枝類はひもで縛り、草・葉等は透明又は半透明な袋（市指定以外の袋）に入れてプラ・枝葉ステーションへ出す。（※）	
その他拠点回収している資源物	<u>（家庭用使用済蛍光灯）</u>	割れていないものに限る。（割れているものは、不燃ごみとして出す。）	サンデーリサイクル会場、長野県電機商業組合加盟の回収協力店、市本庁、支所へ持ち込む。
	<u>（廃食用油）</u>	家庭で使い終わった植物性の廃食用油	サンデーリサイクル会場へ持ち込む。
	<u>（家庭用使用済小型家電）</u>	電気や電池で動く電子・電気機器	サンデーリサイクル会場、長野県電機商業組合加盟の回収協力店へ持ち込む。
	<u>（家庭用携帯電話・スマートフォン）</u>	家庭で使わなくなったもの	市本庁、支所の使用済み小型家電リサイクルBOXへ入れる。

※戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条地区の剪定枝葉等は拠点（サンデーリサイクル）回収

(2) 家庭ごみの収集方法（令和5年度(2023年)5年4月1日現在）

区分	可燃 ごみ	プラスチック製 容器包装	剪定 枝葉	不燃 ごみ	紙	缶	ビン 乾電池	ペット ボトル
収集回数	週2回	週1回	週1回	4週 1回	4週 1回	4週 1回	4週 1回	4週 2回
集積所数	5,978			5,061 (計) 11,039				
収集時間	8～17時							
収集体制	<ul style="list-style-type: none"> ・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条地区を除く地域 委託収集（委託業者：長野市委託浄掃事業協同組合） パッカー車71台、平ボディ車24台、従事者145名 ・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条地区 委託収集（委託業者：地区ごとに委託契約） パッカー車24台、平ボディ車13台、従事者80名（※他地区との兼務含む） 							

※ 豊野地区の不燃ごみ、ビン、乾電池、ペットボトルの収集は月1回(紙、缶の収集は月、2回)

※ 信州新町地区の一部、戸隠、鬼無里、大岡及び中条地区の可燃ごみの収集は週1回

※ 戸隠、鬼無里、大岡、信州新町及び中条地区の剪定枝葉は、サンデーリサイクル会場で拠点回収を実施

(3) ごみの収集・処理量

(端数処理の関係から合計と内容の計が一致しない場合があります。)

●令和4年度(2022年度) ごみ・資源物の収集量・搬入量

単位 トン

ごみ種別収集・搬入量			施設別搬入量			
可燃ごみ	89,118	委託(家庭系)	51,482	(57.8%)	ながの・ちく	87,365
		直営(家庭系一時多量含む)	327	(0.4%)	ま環境エネルギーセンター	
		許可	33,972	(38.1%)	直接焼却	82,867
		外来	3,337	(3.7%)		(94.9%)
					資源化残渣	4,498
					(5.1%)	
					焼却灰等	8,789
					[内6,818 t は再資源化]	
不燃ごみ	5,814	委託(家庭系)	4,286	(73.7%)	資源再生センター	5,814
		直営(家庭系一時多量含む)	54	(0.9%)		(100.0%)
		許可	521	(9.0%)		
		外来	953	(16.4%)		
資源物	16,990	委託(家庭系)	16,328	(96.1%)	内訳	
		直営(家庭系一時多量含む)	5	(0.0%)	古紙類	3,804 (22.4%)
		許可	153	(0.9%)	ビン類	2,117 (12.5%)
		外来	504	(3.0%)	缶類	573 (3.4%)
					ペットボトル	562 (3.3%)
					乾電池	102 (0.6%)
					プラスチック	3,400 (20.0%)
					製容器包装	
					剪定枝葉	6,280 (37.0%)
					蛍光灯	16 (0.1%)
			廃食用油	3 (0.0%)		
			小型家電	133 (0.8%)		
合計	111,922	委託(家庭系)	72,096	(64.3%)		
		直営(家庭系一時多量)	386	(0.4%)		
		許可	34,646	(31.0%)		
		外来	4,794	(4.3%)		
						111,922

●令和4年度(2022年度) 資源化量の内訳

資源再生センター・ながの環境エネルギーセンター

単位 トン

金属類	スチール缶プレス	275	紙類	新聞・折込チラシ	1,230	ビン類	無色透明	946
	アルミ缶プレス	266		雑誌・その他	1,767		茶系	652
	鉄破砕物	1,111		ダンボール	798		その他	505
	アルミ破砕物	133		牛乳パック	16	小計	2,103	
	粗大鉄	34				プラスチック製容器	3,306	
	粗大アルミ・資源銅・資源黄銅	3				包装		
	小計	1,822		小計	3,811	ペットボトル	535	
	乾電池	102		直接資源化量計				18,114
剪定枝葉	6,280							
蛍光灯	16							
廃食用油	3							
小型家電	136							
中間処理後再生利用量(焼却灰等の資源化量)							6,818	
資源化量計(集団回収除く)							24,932	

●ごみ収集量・搬入量の推移

単位 トン

年 度	人口 (翌年4月1日 現在) (人)	世帯数 (翌年4月1日 現在) (世帯)	ごみ収集量・搬入量			集団回収 (B)	
			計 (A)	可燃ごみ	不燃ごみ		資源物
25	384,202	156,130	119,878	93,569	5,943	20,366	13,763
26	382,738	157,095	119,013	93,728	6,128	19,158	13,261
27	382,141	158,549	119,896	93,855	6,273	19,769	12,528
28	380,473	159,371	115,883	91,327	5,826	18,730	11,800
29	378,389	159,930	117,048	92,395	6,043	18,610	11,266
30	376,080	160,625	115,206	91,429	6,193	17,584	10,605
R1	373,971	161,472	115,818	92,366	5,904	17,548	9,926
R2	372,080	162,599	113,866	88,584	6,842	18,440	8,375
R3	369,652	163,228	112,365	88,649	6,137	17,579	8,219
R4	366,591	163,928	111,922	89,118	5,814	16,990	7,973

単位 トン

年 度	ごみ総量 (A+B)	家庭ごみ 1人当たり		家庭ごみ 1世帯当たり		家 庭 系		事業系 (外来)	家庭系割合 (C+D/A) %
		g/日	kg/年	g/日	kg/年	集積所・ 拠点(C)	一時多 量(D)		
25	133,640	659	240	1,621	592	78,577	42	41,258	65.6
26	132,274	651	238	1,586	579	77,612	49	41,352	65.3
27	132,424	649	238	1,568	572	78,191	43	41,662	65.3
28	127,683	625	229	1,496	546	75,207	43	40,633	64.9
29	128,314	630	229	1,491	544	75,710	43	41,295	64.7
30	125,811	619	226	1,448	529	74,285	24	40,897	67.5
R1	125,744	612	224	1,418	519	73,860	8	41,950	63.8
R2	122,241	624	228	1,428	521	76,337	22	37,507	67.1
R3	120,584	611	223	1,385	505	74,265	21	38,079	66.1
R4	119,895	605	221	1,352	494	72,904	32	38,986	65.2

※ 1人当たりは ((B+C+D) / 人口)、1世帯当たりは ((B+C+D) / 世帯数)

●ごみ処理量の推移

単位 トン

年度	焼却処理	埋立処理 (溶融不適物等)	計	直接資源化						
				紙類	ビン類	金属類	乾電池等 ※1	ペット ボトル	プラスチック 製容器 包装	剪定 枝葉
25	96,291	1,964	21,622	7,154	2,654	2,000	123	523	3,584	5,583
26	96,658	2,038	20,317	6,271	2,526	1,928	135	490	3,490	5,476
27	96,608	2,126	21,162	5,761	2,651	2,063	200	479	3,485	6,523
28	94,116	1,795	19,972	5,136	2,540	1,889	208	494	3,399	6,306
29	95,170	1,988	19,891	4,728	2,360	2,000	201	464	3,365	6,773
30	95,698	732	18,776	4,341	2,259	1,909	212	503	3,357	6,195
R1	97,246	3,905	18,561	4,004	2,207	1,597	234	507	3,347	6,665
R2	93,687	2,974	19,717	4,275	2,234	2,079	254	504	3,446	6,925
R3	93,313	2,279	18,718	4,112	2,105	1,920	252	524	3,392	6,413
R4	93,616	1,971	18,114	3,811	2,103	1,822	257	535	3,306	6,280

※1 乾電池、廃食用油、蛍光灯及び小型家電（平成24～27年度は、大型生ごみ処理機支援モデル事業の処理量含む）の合計

単位 トン

年度	焼却灰等の 再資源化	集団回収での資源化	資源化合計	リサイクル率 資源化合計 / (A+B) %
25	2,579	13,763	37,964	28.4
26	565	13,261	34,143	25.8
27	669	12,528	34,360	25.9
28	576	11,800	32,348	25.3
29	1,288	11,266	32,445	25.3
30	2,953	10,605	32,334	25.7
R1	5,675	9,926	34,162	27.2
R2	7,188	8,375	35,280	28.9
R3	7,218	8,219	34,155	28.3
R4	6,818	7,973	32,905	27.4

●ごみ処理費の推移 (環境省 一般廃棄物会計基準に基づくごみ処理原価計算) 単位 千円

年度	費用合計	部門別費用		
		収集運搬	処分	管理
24	3,155,309	996,213	2,025,948	133,148
25	3,256,298	1,006,098	2,111,592	138,608
26	3,378,822	1,039,401	2,188,364	151,057
27	3,421,231	1,049,935	2,201,887	169,409
28	3,194,378	1,061,894	1,978,230	154,254
29	3,233,009	1,067,097	1,999,976	165,936
30	3,671,973	1,071,625	2,206,192	394,156
R1	3,616,929	1,321,285	1,529,946	765,698
R2	3,779,649	1,328,044	1,674,664	776,941
R3	3,453,173	1,407,299	1,336,500	709,374

※平成31年(2019年)3月から長野広域連合ごみ処理施設が稼働(試運転は平成30年(2018年)10月から)

※令和3年(2021年)5月に一般廃棄物会計基準が改訂され、令和元年度(2019年度)以降は新基準により算出している

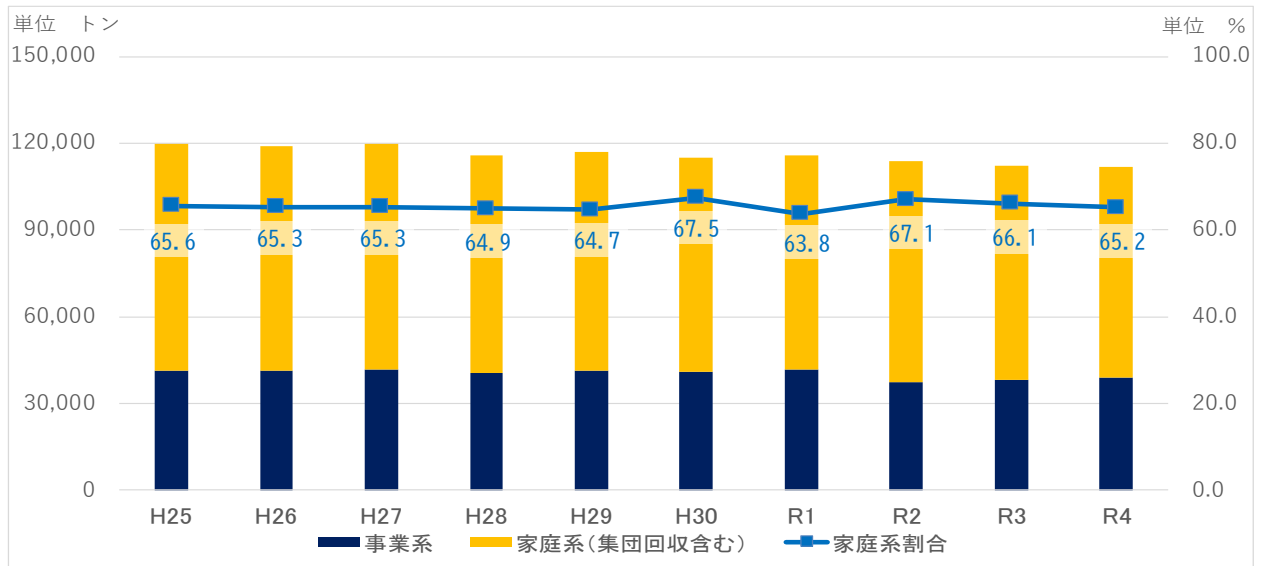
●家庭ごみ処理手数料の推移及び用途

単位：千円

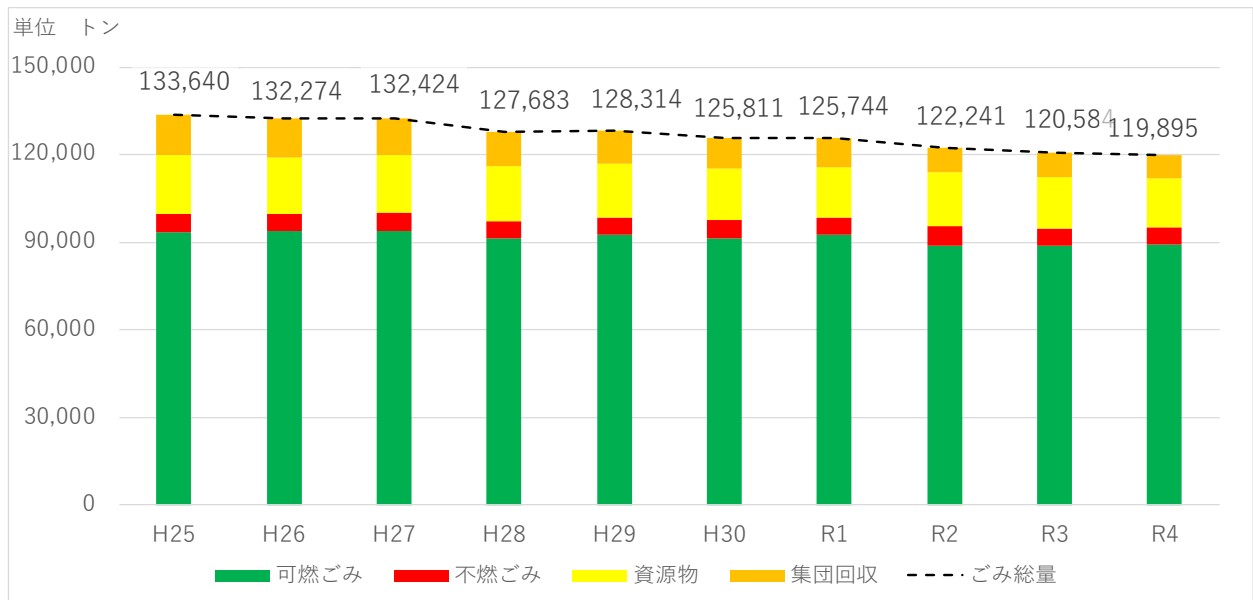
項目	年度	H30	R1	R2	R3	R4
	歳入	347,780	374,016	354,274	362,900	366,404
生ごみ自家処理機器購入補助		2,455	1,971	2,510	4,012	3,723
生ごみ減量啓発等		1,426	2,167	1,355	1,315	1,556
ごみ分別等啓発・指導		22,768	28,504	19,092	20,293	12,115
資源回収報奨金		66,043	62,545	53,953	51,124	49,402
不法投棄対策		4,924	5,173	5,237	5,232	5,219
剪定枝葉資源化経費		100,472	108,584	121,940	112,983	110,611
剪定枝葉等収集運搬経費		118,587	127,349	116,518	133,787	96,043
指定袋流通管理費等		31,105	37,723	33,689	34,154	34,976
ごみ集積所設置改修補助		-	-	-	-	8,054
食品ロス削減推進		-	-	-	-	187
リサイクルハウス設置補助		-	-	-	-	16,418
リサイクルプラザ管理運営		-	-	-	-	27,500
ながの環境フェア補助		-	-	-	-	600
市民1人当たり(円)		925	1,000	952	982	999
1世帯当たり(円)		2,165	2,316	2,179	2,223	2,235

※市民1人当たり・1世帯当たりの額は、当該年度の翌年4月1日現在の住民基本台帳から算出

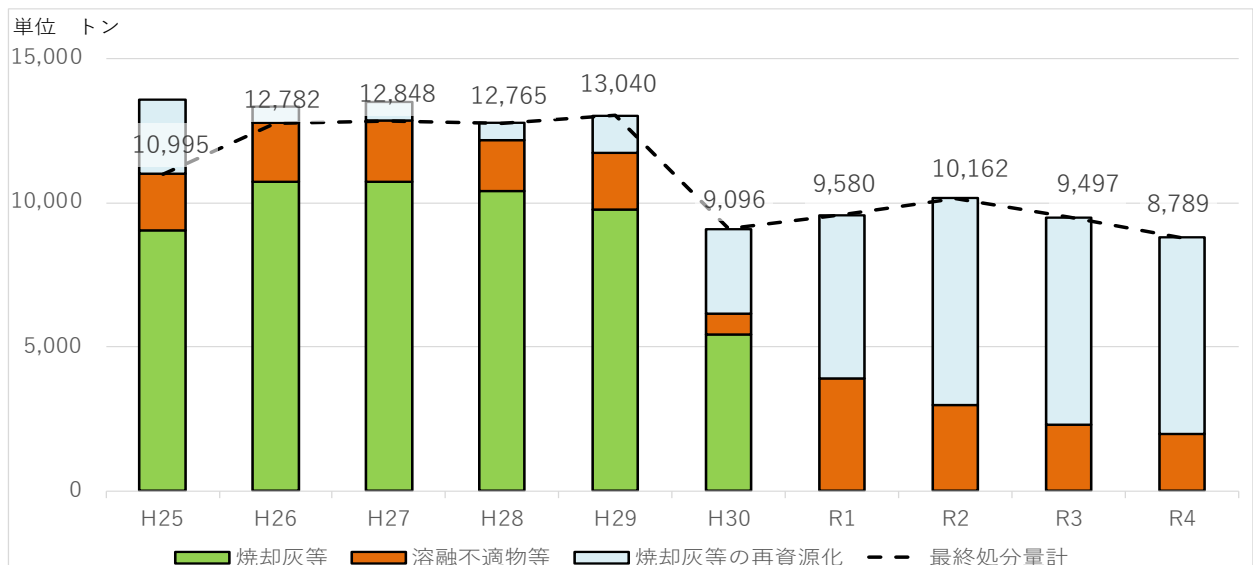
●家庭ごみ・事業系ごみ量と割合の推移



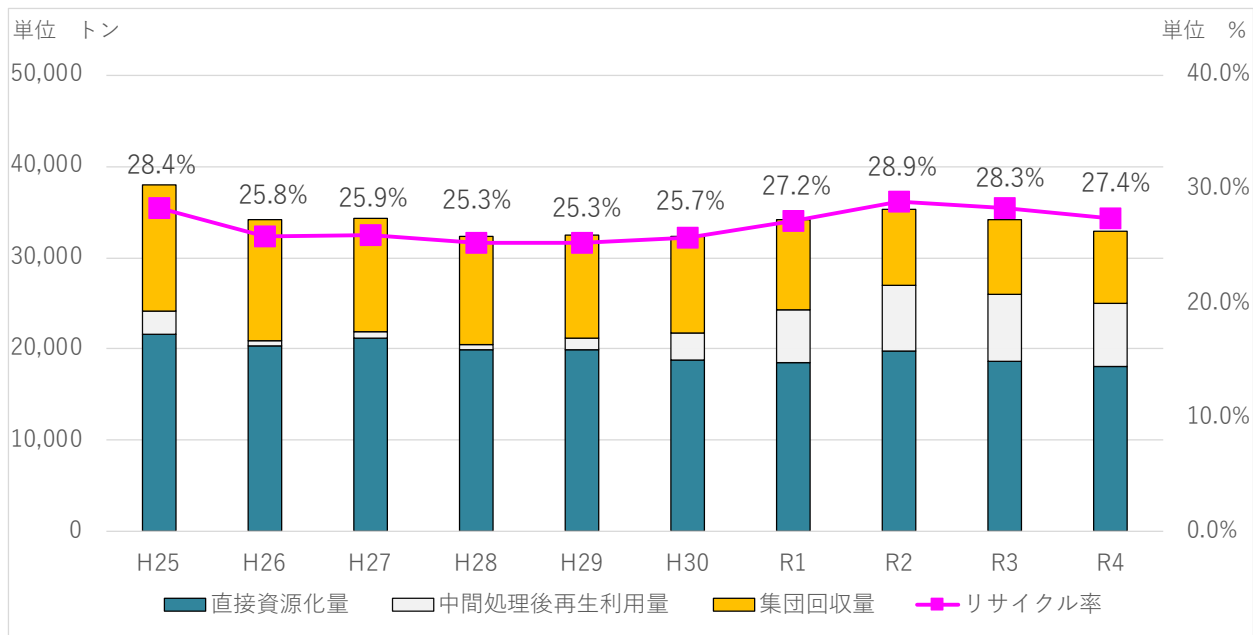
●品目別ごみ処理量の推移



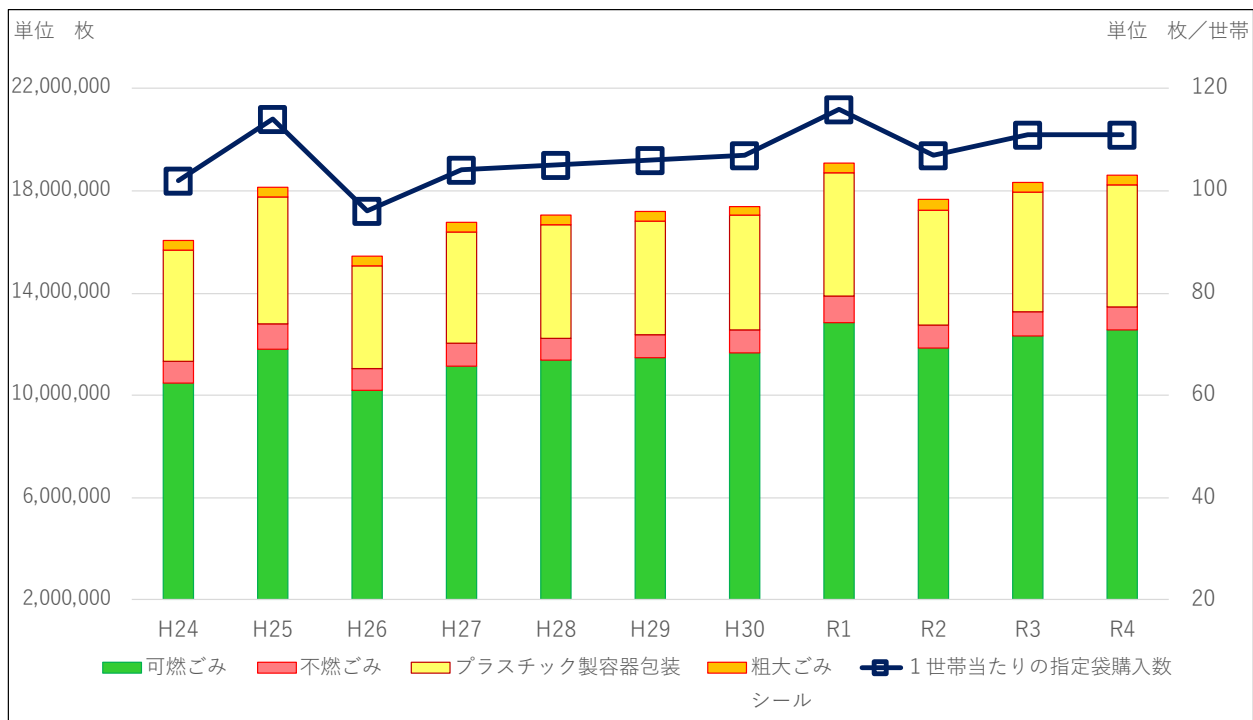
●最終処分量（中間処理後再生使用料含む）の推移



●リサイクル量とリサイクル率の推移



●家庭ごみ指定袋購入の推移



(4) 生ごみ自家処理機器購入費補助金交付額（平成4年度(1992年度)から実施）

年 度	コンポスト・ ぼかし容器		電動・手動		段ボールコンポ スト基材セット		基材のみ		合 計	
	個数 個	補助金額	個数 個	補助金額	個数 個	補助金額	個数 個	補助金額	個数 個	補助金額
30	94	354,100	96	2,201,000	—	—	—	—	190	2,455,100
R1	100	286,200	73	1,684,500	—	—	—	—	173	1,970,700
R2	64	186,700	126	2,323,600	—	—	—	—	190	2,510,300
R3	85	237,300	188	3,774,300	—	—	—	—	273	4,011,600
R4	73	212,900	155	3,510,400	—	—	—	—	228	3,723,300

※令和元年(2019年)7月から、一世帯につき各1回限りの申請とし、コンポスト・ぼかし容器の申請個数を一世帯1個までに変更した

(5) 生ごみ減量アドバイザー派遣実績（平成17年度(2005年度)から実施）

年度	派遣回数(回)	参加者数(延べ人数)(人)
30	19	364
R1	15	183
R2	8	92
R3	16	210
R4	20	249

※令和元年度(2019年度)は、令和元年東日本台風災害の影響で、11月以降の講座を中止とした

※令和2年度(2020年度)は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に伴い、講座の開催自体が自粛傾向であった

※令和3、4年度(2021、2022年度)は、感染対策を徹底した上で講座を開催した

(6) サンデーリサイクル

●各会場の回収品目（令和5年(2023年)4月1日現在）

	場 所 (実施時間：午前10時～午後1時)	ビン、缶、 ペットボト ル、蛍光灯、 紙、乾電池	廃食 用油	剪定 枝葉	小型家電
第1日曜日	西友西尾張部店	○	—	—	—
	西友南長野店（稲里）	○	—	—	—
	西友伊勢宮店	○	—	—	—
	デリシア若槻店	○	○	—	—
	戸隠支所（4月～11月）	○	○	○	—
第2日曜日	西友古里店	○	○	—	4, 6, 9, 12, 1, 3月
	A・コープファーマーズ篠ノ井店	○	○	—	5, 8, 10, 11, 2月
	ラ・ムー長野店（稲葉）	○	○	—	—
	鬼無里支所（4月～11月）	○	○	○	—
第3日曜日	柳原総合市民センター（5月～3月）	○	○	—	—
	西友川中島店	○	○	—	—
	豊野温泉りんごの湯	○	○	—	—
	デリシア大豆島店	○	○	—	—
	信州新町支所（4月～11月）	○	○	○	—
	中条総合市民センター（4月～11月）	○	○	○	—
第4日曜日	西友長野北店（檀田）	○	—	—	—
	ラ・ムー長野店（稲葉）	○	○	—	—
	A・コープファーマーズ松代店	○	○	—	—
	大岡支所（4月～11月）	○	○	○	—

(7) 資源回収報奨金交付額

年度	実施 団体数	項目(単位)	古紙類	ビン類	布類	缶類	合計
30(2018)	560	量(kg)	10,266,134	107,296	103,915	127,503	10,604,848
		金額(円)	61,596,804	643,776	623,490	765,018	63,629,088
			1,891,340		1,935,185		
			63,488,144		65,564,273		
元(2019)	568	量(kg)	9,589,594	93,109	107,496	135,732	9,925,931
		金額(円)	57,537,564	558,654	644,976	814,392	59,555,586
			1,851,073		47,844		1,898,917
			59,388,637		692,890		61,454,503
2(2020)	535	量(kg)	8,123,849	60,223	58,237	132,699	8,375,008
		金額(円)	48,743,094	361,338	349,422	796,194	50,250,048
			1,667,263		39,498		1,706,761
			50,410,357		388,920		51,956,809
3(2021)	523	量(kg)	7,968,058	58,660	63,595	128,782	8,219,095
		金額(円)	47,808,348	351,960	381,570	772,692	49,314,570
			1,422,197		34,800		1,456,997
			49,230,545		416,370		50,771,567
4(2022)	498	量(kg)	7,704,215	58,161	66,418	143,643	7,972,437
		金額(円)	46,225,290	348,966	398,508	861,858	47,834,622
			1,346,055		34,605		1,380,660
			47,571,345		433,113		49,215,282

※古紙類、布類及び合計の金額は、上段から順に報奨金額（逆有償除く）、逆有償の加算金額、合算額

(8) ごみ集積所設置事業補助金（昭和 56 年度(1981 年度)から実施）

対象	規 格	限 度 額	備 考
建物	2.0 m ² 以上 3.3 m ² 未満	77,000 円	平成 11 年度まで 7 万円
	3.3 m ² 以上	110,000 円	平成 11 年度まで 10 万円
	美観上特に優れ、周囲の景観と調和している、又は構造上特に優れ長期間の使用に耐えると市長が認めるもの	220,000 円	平成 11 年度まで 20 万円
囲い	2.0 m ² 以上	60,000 円	平成 17 年度から実施

※補助金額は経費の 4 分の 3（平成 11 年度(1999 年度)まで 2 分の 1）以内

●補助金交付額

(建物)

単位 円

年度	2.0 m ² 以上 3.3 m ² 未満		3.3 m ² 以上		特殊建築		合 計	
	棟数 (棟)	補助金額	棟数 (棟)	補助金額	棟数 (棟)	補助金額	棟数 (棟)	補助金額
30	22	1,617,000	42	4,619,400	0	0	64	6,236,400
R1	21	1,595,200	43	4,554,300	0	0	64	6,149,500
R2	18	1,386,000	42	4,500,800	0	0	60	5,886,800
R3	18	1,386,000	43	4,642,000	0	0	61	6,028,000
R4	26	1,918,900	40	4,400,000	0	0	66	6,318,900

(囲い)

単位 円

年度	2.0 m ² 以上	
	棟数 (棟)	補助金額
30	5	299,200
R1	1	60,000
R2	3	180,000
R3	3	180,000
R4	1	60,000

(9) ごみ集積所改修事業補助金（平成12年度(2000年度)から実施）

対象	規 格	限 度 額	備 考
建物	2.0 m ² 以上 3.3 m ² 未満	50,000 円	
	3.3 m ² 以上	70,000 円	
	美観上特に優れ、周囲の景観と調和していると市長が認めるもの	100,000 円	
囲い	2.0 m ² 以上	40,000 円	平成17年度から実施
その他	ごみ集積所用看板類（1台）	10,000 円	平成17年度から実施
	ごみ集積所用ネット類（集積所ごとに1枚）	5,000 円	平成17年度から実施

※補助金額は経費の2分の1以内

●補助金交付額

(建物)

単位 円

年度	2.0 m ² 以上 3.3 m ² 未満		3.3 m ² 以上		特殊建築		合 計	
	棟数 (棟)	補助金額	棟数 (棟)	補助金額	棟数 (棟)	補助金額	棟数 (棟)	補助金額
30	9	228,400	43	1,477,700	—	—	52	1,706,100
R1	16	253,100	29	1,398,000	—	—	45	1,651,100
R2	8	229,900	32	1,008,600	—	—	40	1,238,500
R3	5	72,200	36	1,066,100	—	—	41	1,138,300
R4	18	407,400	30	1,201,000	—	—	48	1,608,400

(囲い・看板類・ネット)

単位 円

年度	2.0 m ² 以上 囲い		看板類		ネット類	
	個数 (個)	補助金額	台数 (台)	補助金額	枚数 (枚)	補助金額
30	1	19,900	2	12,200	75	159,000
R1	13	475,200	0	0	31	68,600
R2	6	228,700	11	107,900	10	17,900
R3	1	27,000	0	0	2	10,000
R4	1	40,000	2	16,500	2	10,000

(10) リサイクルハウス設置事業補助金（平成9年度(1997年度)から実施）

対象	規 格	限 度 額	備 考
建物	2.0 m ² 以上 3.3 m ² 未満	105,000 円	平成 11 年度まで 7 万円
	3.3 m ² 以上	200,000 円	平成 11 年度まで 10 万円
	構造上特に優れ、長期間の使用に耐えると市長が認めるもの	600,000 円	平成 11 年度まで 20 万円

※補助金額は経費の4分の3（平成11年度(1999年度)まで2分の1）以内

単位 円

年度	2.0 m ² 以上 3.3 m ² 未満		3.3 m ² 以上		特殊建築		合 計	
	棟数 (棟)	補助金額	棟数 (棟)	補助金額	棟数 (棟)	補助金額	棟数 (棟)	補助金額
30	—	—	8	1,423,100	—	—	8	1,423,100
R1	1	33,300	4	712,300	—	—	5	745,600
R2	—	—	10	1,665,100	—	—	10	1,665,100
R3	—	—	5	888,500	—	—	5	888,500
R4	—	—	9	1,648,500	—	—	9	1,648,500

2 廃棄物の適正処理

(1) 産業廃棄物の適正処理

① 廃棄物の種類別収集運搬実績

(単位：t)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
廃プラ類	30,005	19,062	21,811	19,949	21,130
木くず	10,182	11,693	12,593	10,711	8,414
がれき類	31,834	58,494	39,704	35,545	35,717
汚泥	3,515	2,477	2,664	2,056	3,403
金属くず	7,885	6,995	13,103	12,846	10,372
その他	46,366	41,561	37,711	50,399	54,675
合計	129,787	140,282	127,586	131,506	133,711

② 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の収集運搬実績

(単位：t)

項目	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	市内→市内 市外→市内 運搬量	市内→市外 運搬量	市内→市内 市外→市内 運搬量	市内→市外 運搬量	市内→市内 市外→市内 運搬量	市内→市外 運搬量
産業廃棄物	104,205	12,432	102,039	11,099	101,075	11,260
特別管理産業廃棄物	10,830	119	18,243	125	21,293	83
合計	127,586		131,506		133,711	

③産業廃棄物処分業者の種類別処理実績（令和3年度実績）

（単位：t）

種 類		処理量	市内分	市外搬入分
中 間 処 理	産業廃棄物	369,895.52	218,053.49	151,842.03
	汚 泥	24,550.80	6,826.47	17,724.33
	廃 油	11,341.26	501.32	10,839.94
	廃 酸	9,132.43	189.73	8,942.70
	廃アルカリ	3,670.46	219.95	3,450.51
	廃プラスチック類	28,448.71	11,814.04	16,634.67
	紙くず	4,468.45	1,216.92	3,251.53
	木くず	49,203.12	25,715.36	23,487.76
	繊維くず	1,373.62	377.27	996.35
	動植物性残さ	2,604.31	433.62	2,170.69
	ゴムくず	30.42	0.00	30.42
	金属くず	13,079.71	7,826.07	5,253.64
	ガラスくず類	16,680.56	6,962.78	9,717.78
	がれき類	198,734.33	155,728.44	43,005.89
	その他混合廃棄物	6,564.52	233.92	6,330.60
	水銀使用製品産業廃棄物	12.82	7.60	5.22
	特別管理産業廃棄物	19,769.52	1,124.05	18,645.47
	感染性廃棄物	981.93	792.22	189.71
	廃 油	5.22	4.65	0.57
廃 酸	12,580.57	171.72	12,408.85	
廃アルカリ	6,130.30	155.46	5,974.84	
汚 泥	71.50	0.00	71.50	
埋 立 処 分	産業廃棄物	0.00	0.00	0.00
	廃プラスチック類	0.00	0.00	0.00
	ガラスくず類	0.00	0.00	0.00
	がれき類	0.00	0.00	0.00

④産業廃棄物処分業者の処理方式別処理実績（令和3年度実績）

（単位：t）

処理方式		処理量
産業廃棄物		369,895.52
	中間処理（脱水）	21,333.28
	〃（乾燥）	311.79
	〃（焼却）	3,484.46
	〃（油水分離）	2,039.45
	〃（中和・凝集沈殿）	12,643.20
	〃（破碎）	277,476.34
	〃（破碎・選別）	0.00
	〃（切断）	1,199.74
	〃（圧縮・結束）	12,486.01
	〃（選別）	14,399.66
	〃（粉碎）	0.00
	〃（圧縮）	8,686.72
	〃（切断・選別）	627.99
	〃（溶融・固化）	308.55
	〃（エステル化）	0.00
	〃（ケン化分解）	9,166.00
	〃（抽出）	1,355.00
	〃（選別・圧縮）	22.56
	〃（堆肥化）	1,939.00
	〃（生物処理）	159.69
〃（造粒固化）	274.52	
〃（資材原料）	1,116.53	
〃（製紙原料）	865.03	
埋立処分（安定型最終処分場）		0.00
特別管理産業廃棄物		19,769.52
	中間処理（脱水）	60.00
	〃（焼却）	987.15
	〃（中和・凝集沈殿）	16,181.10
	〃（蒸発乾固）	165.69
	〃（酸化・還元）	2,375.58

⑤-1 多量排出事業者

(令和2年度実績)

業種	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物	
	事業者数	排出量 (t)	事業者数	排出量(t)
建設業	51	198,190		
製造業	7	496,210	4	488,463
情報通信業				
電気・ガス・熱供給・水道業	8	410,160	1	70
卸売業・小売業				
医療、福祉			5	765
計	66	1,104,560	10	489,298

(令和3年度実績)

業種	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物	
	事業者数	排出量 (t)	事業者数	排出量(t)
建設業	56	212,053		
製造業	6	542,596	5	497,128
情報通信業				
電気・ガス・熱供給・水道業	8	371,533	1	64
卸売業・小売業				
医療、福祉			5	825
計	70	1,126,182	11	498,017

⑤-2 準多量排出事業者

(令和2年度実績)

業種	産業廃棄物	
	事業者数	排出量 (t)
建設業	22	15,659
製造業	7	4,633
情報通信業		
電気・ガス・熱供給・水道業	1	650
鉄道業	1	679
卸売業・小売業		
宿泊業・飲食サービス業		
計	31	21,621

(令和3年度実績)

業種	産業廃棄物	
	事業者数	排出量 (t)
建設業	20	15,616
製造業	7	4,957
情報通信業		
電気・ガス・熱供給・水道業	2	1,600
鉄道業	1	667
卸売業・小売業		
宿泊業・飲食サービス業		
計	30	22,840

⑥廃棄物処理関係許可等業者数

(令和5年4月1日現在)

区 分		業者数	内 訳
一般廃棄物	収集運搬業	194	ごみ処理業者 185、汚泥処理業者 9
	処分業	7	汚泥脱水 1、木くず破碎 2、廃プラ類破碎 2、 生ごみ（堆肥化） 2
産業廃棄物	収集運搬業	34	※
	処分業	61	中間処理 61
特別管理 産業廃棄物	収集運搬業	10	※
	処分業	2	中間処理 2
浄化槽	清掃業	10	
	保守点検業	49	
自動車 リサイクル法	引取業者	128	
	フロン類回収業者	23	
	解体業	8	
	破碎業	2	
計		528	

※産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業は、平成23年4月1日から、一部を除いて県の許可のみで長野市を含む県内全域で業を行うことができるようになっています。

⑦産業廃棄物中間処理施設（廃掃法15条対象施設）の許可状況

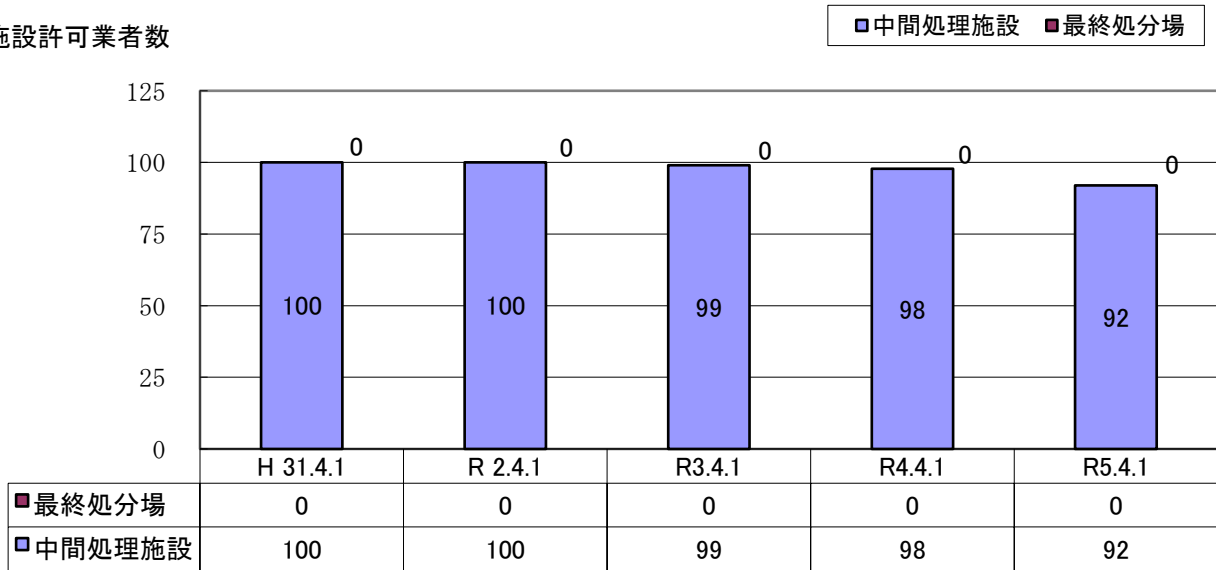
(令和5年4月1日現在)

区 分（移動式を含む）	設 置 許 可 事 業 者 数		
	事業者 ※	処理業者	計
汚泥の脱水施設	1	3	4
汚泥の乾燥施設	1	0	1
汚泥の焼却施設	0	2	2
廃油の油水分離施設	0	1	1
廃油の焼却施設	0	2	2
廃酸・廃アルカリの中和施設	0	1	1
廃プラスチック類の破碎施設	1	5	6
廃プラスチック類の焼却施設	0	1	1
がれき類及び木くずの破碎施設	26	47	73
産業廃棄物の焼却施設	0	1	1
計	29	63	92

※ 自社の産業廃棄物のみを処理する施設

●産業廃棄物処理施設(廃掃法 15 条対象施設)許可業者の推移

施設許可業者数



⑧令和4年度 立入検査、指導件数

区分	事務内容	件数	内訳
一般廃棄物関係	立入検査	62	排出事業者38件、収集運搬3件、処分業21件
	行政指導(文書指導以上)	0	
	報告徴収	1	
	行政処分	0	
産業廃棄物関係	立入検査	551	排出事業者242件、収集運搬70件、処分業239件
	行政指導(文書指導以上)	1	指示書0件、警告書1件
	報告徴収	1	廃掃法第18条に基づく報告徴収
	行政処分	0	
医療廃棄物関係	立入検査	38	医療機関33カ所、検査機関5カ所
	行政指導(文書指導以上)	0	
建設廃棄物関係	立入検査	33	建設リサイクル法に基づく事業所への立入
	行政指導(文書指導以上)	0	
自動車リサイクル関係	立入検査	4	自動車リサイクル法に基づく事業所への立入
PCB関係	立入検査	151	PCB廃棄物特措法に基づく事業所への立入
苦情処理関係	立入検査	94	野外焼却・不法投棄等への立入
計		936	立入検査933件、行政指導1件、報告徴収2件、行政処分0件

⑨行政処分状況

(件数)

	平成30年度	令和元年度	平成2年度	令和3年度	令和4年度
不許可					
許可取消し					
事業停止命令					
改善命令					
措置命令					
使用停止命令					
施設改善命令					
合計	0	0	0	0	0

⑩PCB廃棄物の市内保管状況

(令和4年度実績)

		保管中 (廃棄物)	使用中	計	備考
事業所数		155	56		重複事業所あり
数 量	トランス・コンデンサ (台)	195	65	260	
	柱上トランス (台)	2	0	2	
	安定器 (台)	2,463	432	2,895	水銀灯用安定器、用途不明安定器を含む
	(kg)	345.2	0	345.2	
	PCB (油) (kg)	125.42	0	125.42	
	(個)	1	1	2	
	感圧複写紙 (kg)	0	0	0	
	ウエス (kg)	19.25	0	19.25	
	OFケーブル (kg)	0	0	0	
	汚泥 (kg)	0	0	0	
	塗膜 (kg)	40	0	40	
	(個)	0	1	1	
その他機器 (台)	18	26	44	開閉器等	
(個)	0.5	0	0.5		
その他 (kg)	86.23	4.07	90.3	保管容器等 換算不可能な容器保管 のものが2缶あり	
(個)	15	1	16		

⑪ダイオキシン類行政検査 実施件数

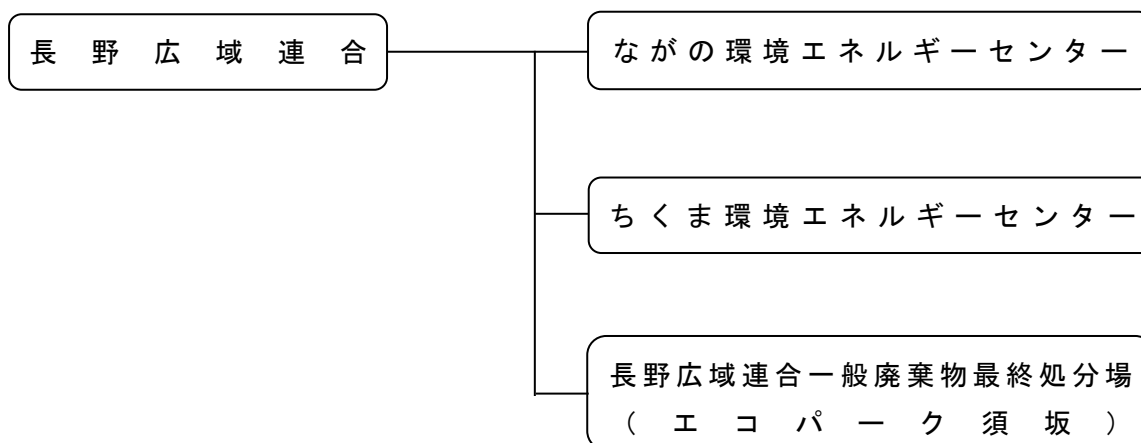
(件数)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
焼却炉	排ガス	3	0	1	1	2
	焼却灰	3	0	1	1	1
	ばいじん	3	0	1	1	2
廃棄物処理施設等周辺		7	7	7	7	7
排出基準超過による停止命令		0	0	0	0	0

(2) ごみ処理施設

①長野広域連合処理施設

(令和 5 年 4 月 1 日現在)



中間処理施設

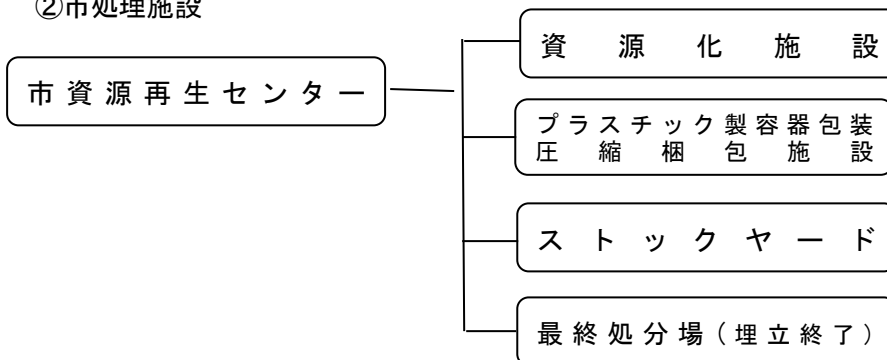
施設	処理能力等	備考
ながの環境エネルギーセンター (松岡2-27-1)	[焼却炉] 全連続燃焼式 405トン/24h (135トン/24h × 3 炉) ストーカ式焼却炉 [溶融炉] 電気式 (プラズマ) 灰溶融炉 22トン/24h × 2 炉 (1 炉予備含む)	平成31年 3 月 稼働開始 (平成30年10月17日から平成31年 2月28日までは試運転) 発電出力 7,910kW 焼却処理に伴い発生した熱を積極 的に有効活用 (発電・熱利用) 発電された電気の一部を市立の小 中学校・高校79校、76施設に供給 隣接するサンマリーンながのへ冷 暖房の熱源を供給

ちくま環境エネルギーセンター (千曲市大字屋代3088番地)	[焼却炉] 全連続燃焼式 100トン/24h (50トン/24h × 2炉) ストーカ式焼却炉 [熔融炉] 燃料式(都市ガス) 灰熔融炉 10トン/24h × 1炉	令和4年6月 稼働開始 (令和3年12月1日から 令和4年5月31日までは試運転) 発電出力 2,000kW 焼却処理に伴い発生した熱を積極 的に有効活用(発電・熱利用) 隣接する千曲市余熱利用施設へ熱 源を供給
-----------------------------------	---	---

最終処分場

施 設	処 理 能 力 等	備 考
長野広域連合一般廃棄物最終処分場 (エコパーク須坂) (須坂市大字亀倉字北ノ山850番)	埋立許容量85,000m ³ (管理型処分場)	令和3年2月 埋立開始

②市処理施設



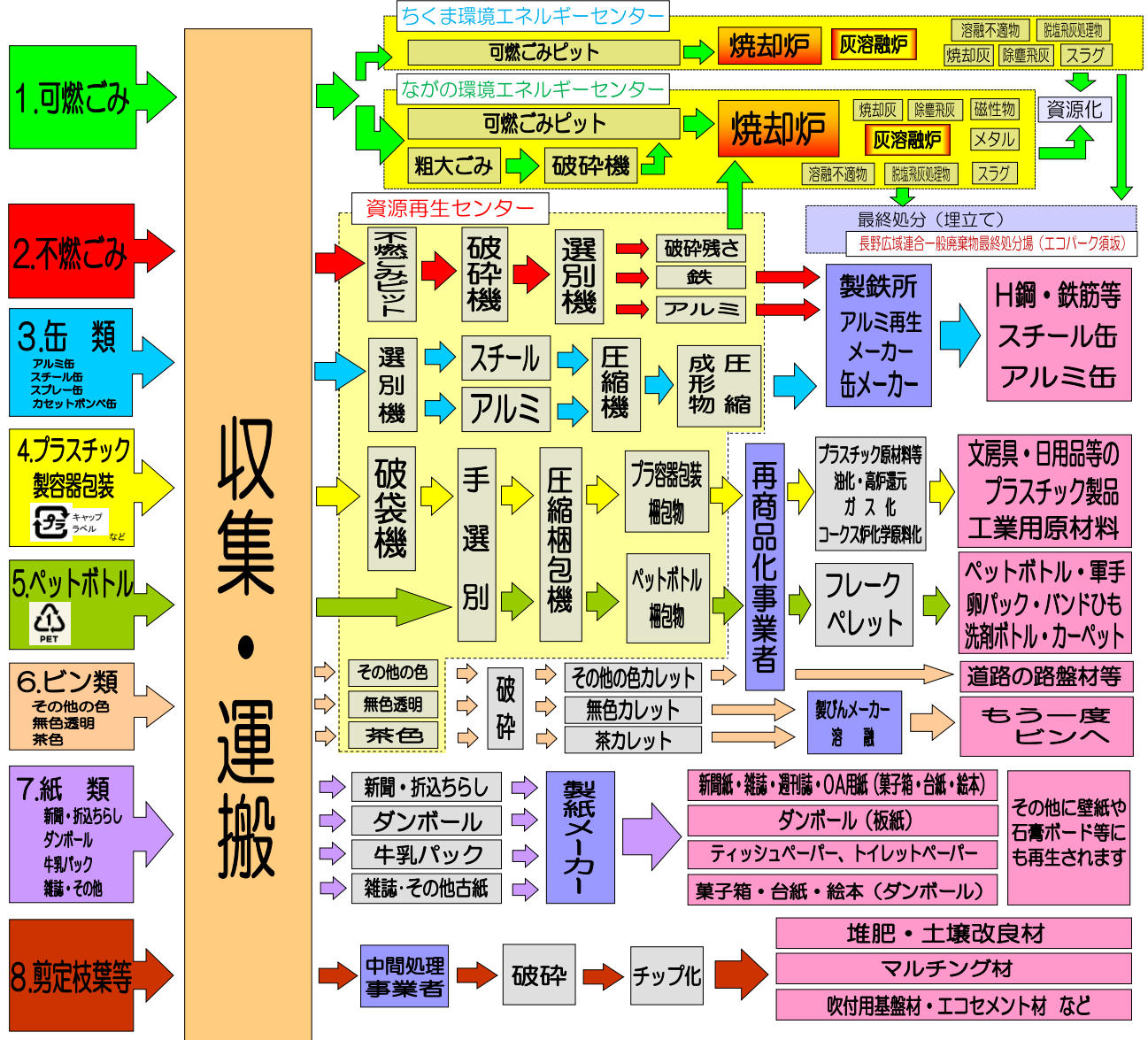
資源化施設・保管施設

施 設	処 理 能 力 等	備 考
資源化施設 (松岡2-42-1)	不燃系 150トン/5h 回転式破碎処理、選別処理 資源系 20トン/5h 鉄・アルミ圧縮処理	平成8年4月 稼働開始
プラスチック製 容器包装圧縮 梱包施設 (松岡2-42-1)	10トン/5h × 2系列 油圧式、ラッピング+PPバンド	平成16年7月 稼働開始
ストックヤード (松岡2-42-1)	処理困難物の一時保管	令和3年4月 稼働開始

(3) ごみ・資源物のゆくえ

①家庭ごみ

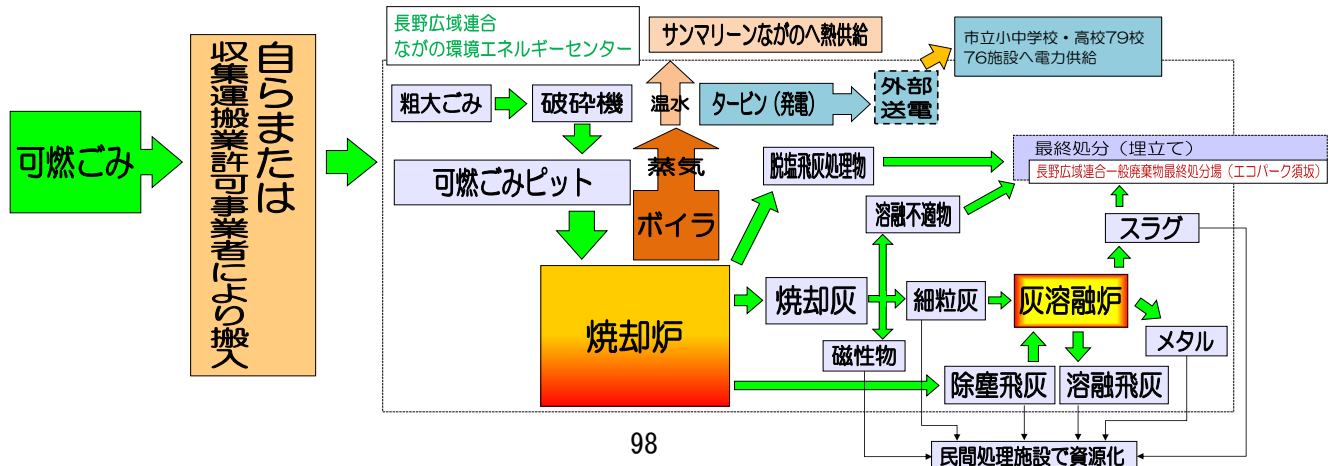
(令和4年(2022年)6月～ ちくま環境エネルギーセンター稼働後)



※ながの環境エネルギーセンターの処理フロー詳細は、②事業系ごみのとおり

②事業系ごみ

(令和3年(2021年)2月～ エコパーク須坂埋立開始後)



【資料】 第2章 良好な生活環境の保全

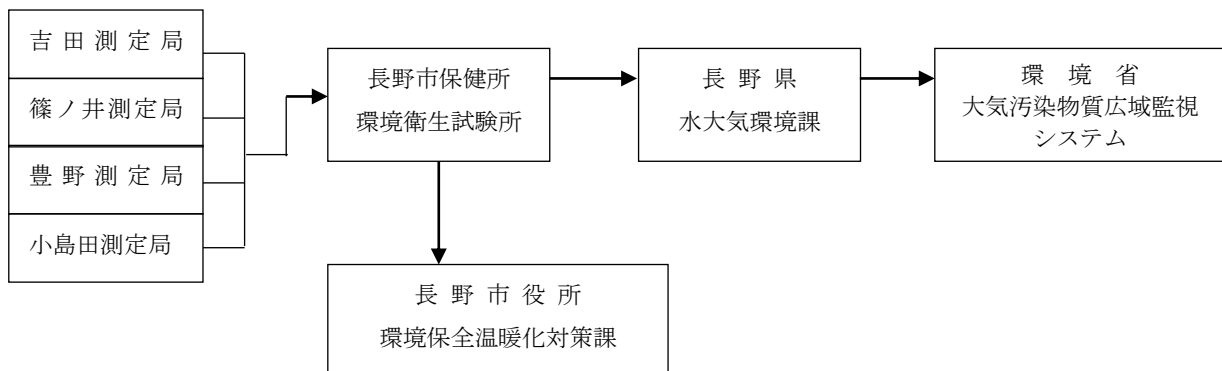
1 環境汚染対策

(1) 大気環境の保全

①大気常時測定局の概要（令和5年3月31日時点）

測定局	所在地 (用途地域)	監視項目								
		二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	一酸化窒素	二酸化窒素	光化学オキシダント	微小粒子状物質	風向風速	
一般環境大気測定局	吉田測定局 (S53.8 開局) 標高 373m 地上高 2.0m	吉田ふれあいサロン敷地内 吉田1丁目2-40 (第一種住居地域)	○	○		○	○	○	○	○
	篠ノ井測定局 (S57.11 開局) 標高 354m 地上高 2.0m	篠ノ井中央公園内 篠ノ井会 716 (第一種低層住居専用地域)	○	○		○	○	○	○	○
	豊野測定局 (H21.12 開局) 標高 332m 地上高 2.0m	豊野中学校敷地内 豊野町豊野 814 (第一種住居地域)						○	○	○
自動車排ガス測定局	小島田測定局 (H12.3 開局) 標高 349m 地上高 2.0m	国道18号 いき交差点緑地内 小島田町 805-11 (市街化調整区域)		○	○	○	○		○	○

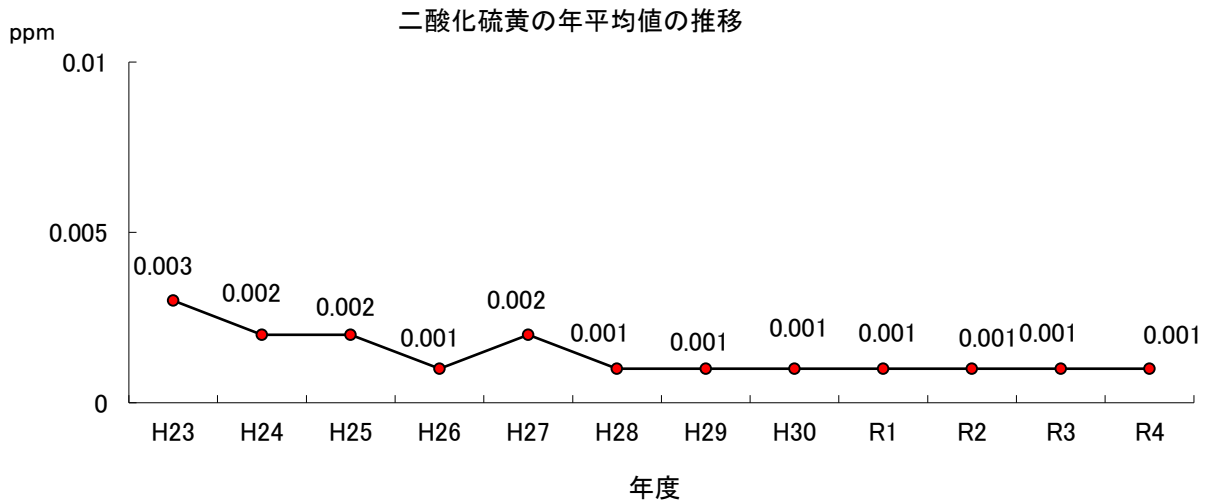
●大気常時監視測定局市内配置及び測定データ伝送系統図



②大気汚染項目別経年変化

【二酸化硫黄 (SO₂)】

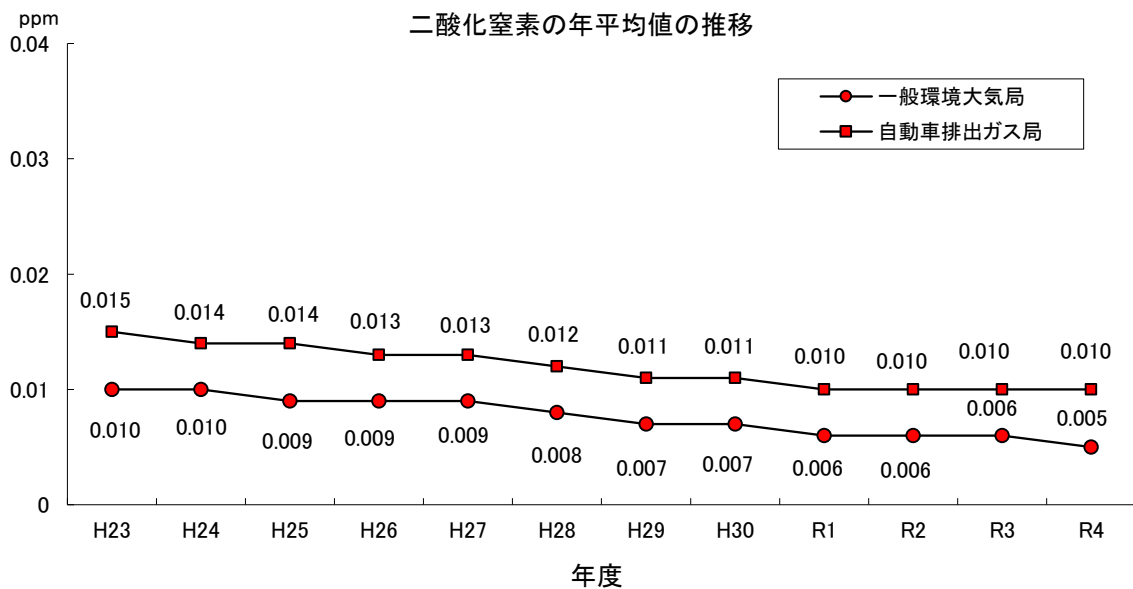
環境基準達成状況：全測定局で環境基準を達成している。



※ 令和3年12月から吉田局にて測定を開始

【二酸化窒素 (NO₂)】

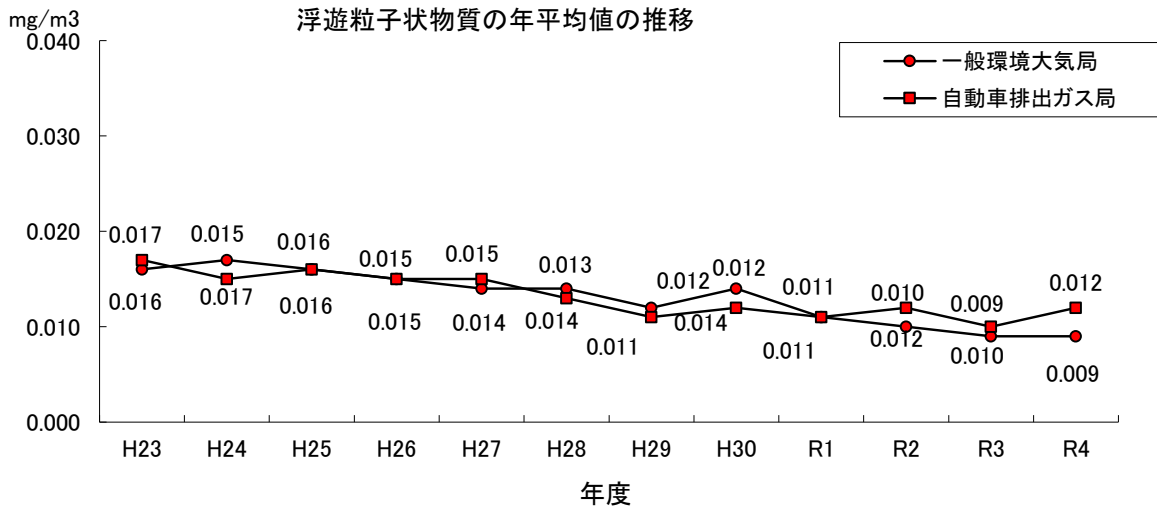
環境基準達成状況：全測定局で環境基準を達成している。



※ 平成23年度の一般環境大気局は年間測定時間6,000時間未満のデータを含む

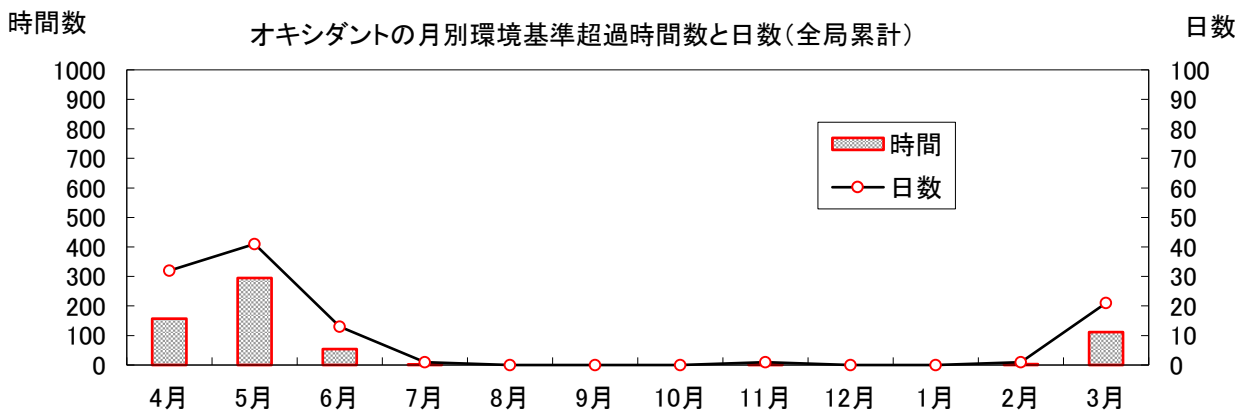
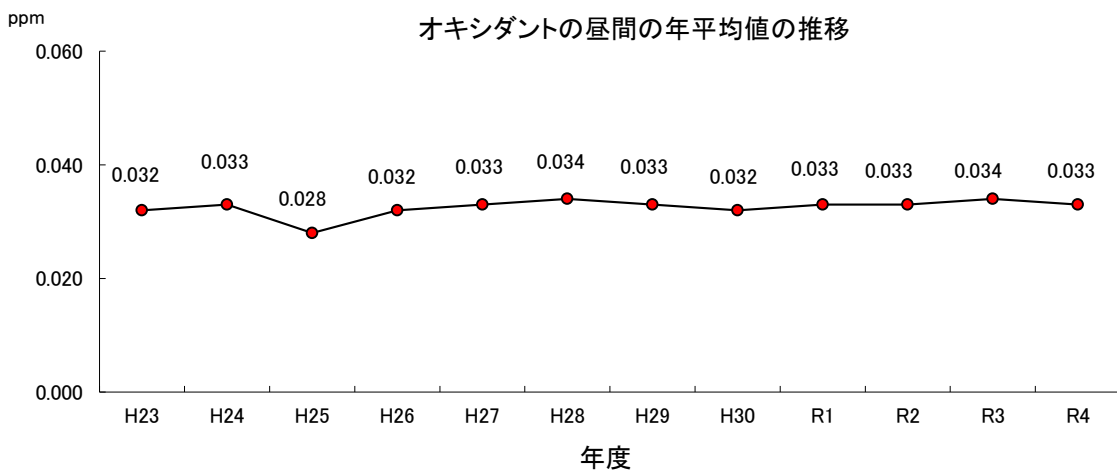
【浮遊粒子状物質 (SPM)】

環境基準達成状況：全測定局で環境基準を達成している。



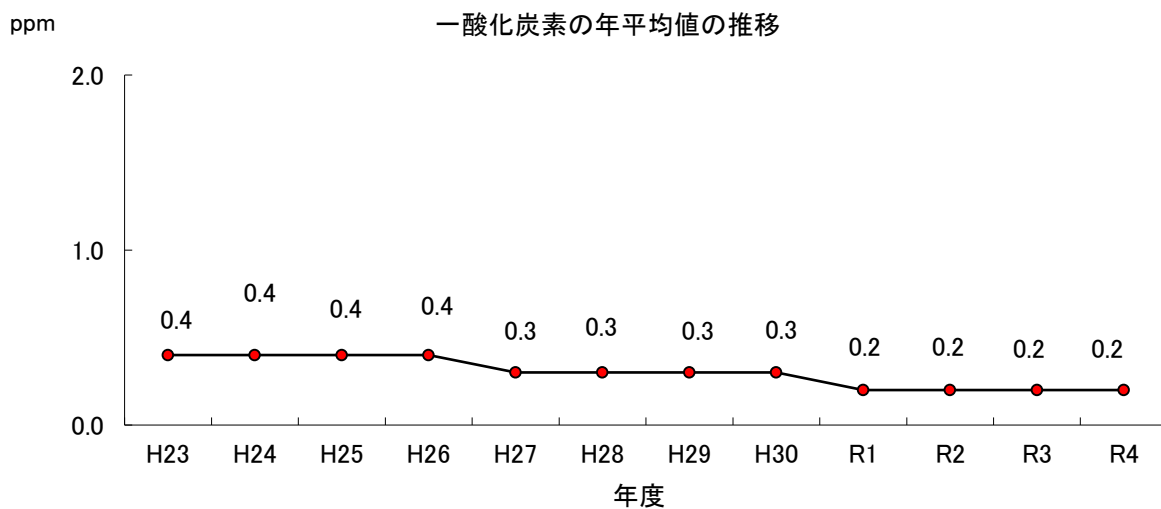
【光化学オキシダント (Ox)】

環境基準達成状況：全測定局で環境基準未達成であった。



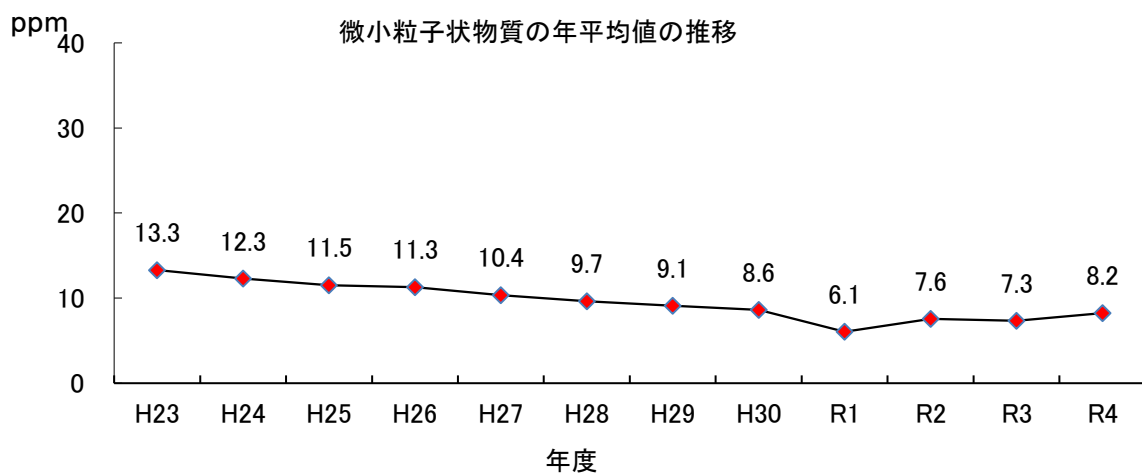
【一酸化炭素 (CO)】

環境基準達成状況：全測定局で環境基準を達成している。



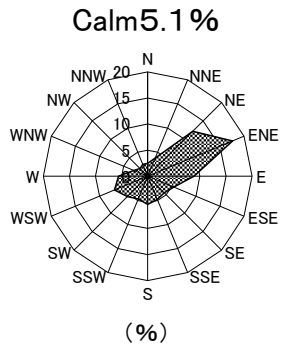
【微小粒子状物質 (PM2.5)】

環境基準達成状況：すべての測定局で環境基準を達成している。

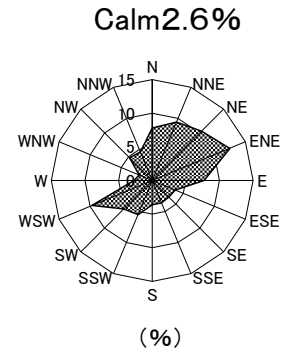


【各測定局の風配図】

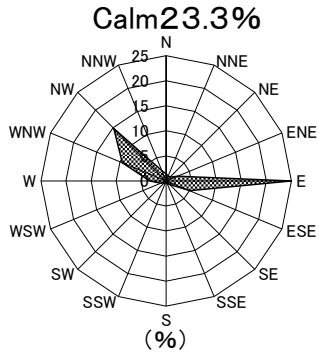
小島田測定局



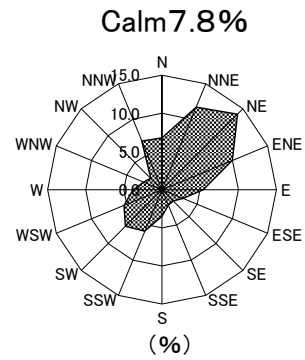
吉田測定局



篠ノ井測定局



豊野測定局



※Calmは、静穏（風速が0.2m/s以下）の割合

③有害大気汚染物質測定結果

単位 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

(ただし、ニッケル・クロム・ヒ素・水銀、マンガン、ベリリウム及びベンゾ[a]ピレンは、 ng/m^3)

測定地点	鍋屋田小学校			吉田局	環境基準値	指針値
	測定年度	R1	R2	R3		
アクリロニトリル	0.005	0.035	0.023	0.026		2
塩化ビニルモノマー	<0.007	<0.007	0.025	(0.016)		10
クロロホルム	0.14	0.076	0.18	0.16		18
1,2-ジクロロエタン	0.070	0.071	0.10	0.074		1.6
ジクロロメタン	0.76	0.71	1.0	0.89	150	
テトラクロロエチレン	<0.014	(0.038)	0.24	0.15	200	
トリクロロエチレン	0.090	0.086	0.22	0.21	200	
1,3-ブタジエン	0.067	0.07	0.13	0.087		2.5
ベンゼン	0.76	0.71	0.79	0.64	3	
ニッケル	(1.0)	<0.8	(1.4)	(0.8)		25
クロム	<2.0	<2	<2	<2		
アセトアルデヒド	1.0	0.78	0.95	0.78	120	
ホルムアルデヒド	1.7	1.3	1.5	1.3		
塩化メチル	1.4	1.6	1.6	1.4	94	
トルエン	2.7	2.2	3.2	2.6		
ヒ素	0.34	0.59	0.4	0.26		6
水銀	1.3	1.5	1.6	1.5		40
マンガン	(7.0)	(5.0)	(6.7)	<3		140
酸化エチレン	0.066	0.049	0.045	0.037		
ベリリウム	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1		
ベンゾ[a]ピレン	0.072	0.049	0.055	0.044		

注 測定結果については、検出下限値未満の場合は「<検出下限値」と示し、検出下限値以上かつ定量下限値未満の場合はその値を括弧書きで示します。

単位 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

(ただし、ニッケル・クロム・ヒ素・水銀、マンガン、ベリリウム及びベンゾ[a]ピレンは、 ng/m^3)

測定地点	篠ノ井総合市民センター				環境基準値	指針値
	測定年度	R1	R2	R3		
アクリロニトリル	0.007	0.036	0.032	0.036		2
塩化ビニルモノマー	<0.007	<0.007	0.027	(0.018)		10
クロロホルム	0.14	0.065	0.19	0.17		18
1,2-ジクロロエタン	0.068	0.067	0.10	0.074		1.6
ジクロロメタン	0.82	0.81	1.0	0.84	150	
テトラクロロエチレン	<0.014	(0.024)	0.26	0.11	200	
トリクロロエチレン	0.13	0.11	0.27	0.23	200	
1,3-ブタジエン	0.060	0.071	0.12	0.099		2.5
ベンゼン	0.85	0.76	0.95	0.80	3	
ニッケル	(1.7)	(1.5)	(1.4)	(1.2)		25
クロム	(2.0)	<2.0	<2	<2		
アセトアルデヒド	1.1	0.88	1.3	0.88	120	
ホルムアルデヒド	1.9	1.5	1.7	1.4		
塩化メチル	1.6	1.4	1.5	1.4	94	
トルエン	11	3.3	4.4	3.2		
ヒ素	0.39	0.56	0.46	0.31		6
水銀	1.3	1.4	1.6	1.2		40
マンガン	13	17	11	(7)		140
酸化エチレン	0.062	0.051	0.053	0.052		
ベリリウム	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1		
ベンゾ[a]ピレン	0.089	0.063	0.071	0.070		

注 測定結果については、検出下限値未満の場合は「<検出下限値」と示し、検出下限値以上かつ定量下限値未満の場合はその値を括弧書きで示します。

④大気中のアスベスト測定結果

ア 吉田一般環境大気測定局

単位：本／リットル

調査項目	第 1 回				第 2 回			
	R4. 7. 25	R4. 7. 26	R4. 7. 27	幾何平均	R5. 1. 30	R5. 1. 31	R5. 2. 1	幾何平均
クリソタイル	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満
アモサイト	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満
クロシドライト	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満
その他石綿繊維	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満
アスベスト等 繊維数濃度	0.34	0.51	0.22	0.34	0.17	0.22	0.28	0.22

イ 東部中学校（ア 補助地点）

単位：本／リットル

調査項目	第 1 回				第 2 回			
	R4. 7. 25	R4. 7. 26	R4. 7. 27	幾何平均	R5. 1. 30	R5. 1. 31	R5. 2. 1	幾何平均
クリソタイル	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満
アモサイト	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満
クロシドライト	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満
その他石綿繊維	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満
アスベスト等 繊維数濃度	0.17	0.56	0.39	0.33	0.28	0.11	0.34	0.22

ウ 小島田自動車排ガス大気測定局

単位：本／リットル

調査項目	第 1 回				第 2 回			
	R4. 7. 25	R4. 7. 26	R4. 7. 27	幾何平均	R5. 1. 30	R5. 1. 31	R5. 2. 1	幾何平均
クリソタイル	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満
アモサイト	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満
クロシドライト	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満
その他石綿繊維	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満
アスベスト等 繊維数濃度	0.17	0.22	0.45	0.26	0.17	0.17	0.45	0.24

エ 更北第三分団（ウ 補助地点）

単位：本／リットル

調査項目	第 1 回				第 2 回			
	R4. 7. 25	R4. 7. 26	R4. 7. 27	幾何平均	R5. 1. 30	R5. 1. 31	R5. 2. 1	幾何平均
クリソタイル	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満
アモサイト	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満
クロシドライト	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満
その他石綿繊維	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満	0.12 未満
アスベスト等 繊維数濃度	0.056	0.39	0.56	0.23	0.34	0.11	0.34	0.23

【分析 法】 環境省の「アスベストモニタリングマニュアル(4.0)」に準拠

【調査項目】 クリソタイルは白石綿、アモサイトは茶石綿、クロシドライトは青石綿です。

アスベスト等繊維数は、大気中のアスベスト濃度モニタリングに使用される値で、位相差顕微鏡により、長さ5μm以上、幅3μm以下、長さとの比が3：1以上の繊維を計数した結果から求めたものですが、アスベスト以外の繊維数を含むことがあります。

⑤ダイオキシン類測定結果

ア 大気（環境基準：0.6 pg-TEQ/m³）

【一般環境】

廃棄物焼却炉等の発生源の影響を受けにくく、付近の大気を代表していると考えられる地点

単位：pg-TEQ/m³

測定地点名（地区名）	試料採取日	ダイオキシン類濃度		
		令和4年度		令和3年度
		測定値	平均値	平均値
吉田大気測定局 （吉田1丁目：第1種住居地域）	令和4年4月21日～28日	0.0092	0.012	0.028
	令和4年7月21日～28日	0.013		
	令和4年10月11日～18日	0.010		
	令和5年1月23日～30日	0.015		
篠ノ井大気測定局 （篠ノ井布施高田：第1種住居地域）	令和4年4月21日～28日	0.0075	0.010	0.023
	令和4年7月21日～28日	0.013		
	令和4年10月11日～18日	0.0063		
	令和5年1月23日～30日	0.015		

【廃棄物焼却炉周辺】

廃棄物焼却炉等発生源周辺において、気象的、地理的条件を勘案して、ダイオキシン類濃度が他の地点と比較して相対的に高くなると考えられる地点

単位：pg-TEQ/m³

測定地点名（地区名）	試料採取日	ダイオキシン類濃度		
		令和4年度		令和3年度
		測定値	平均値	平均値
畑山農村生活改善センター （浅川畑山）	令和4年7月21日～28日	0.0051	0.0042	0.0073
	令和5年1月23日～30日	0.0033		
大豆島小学校（大字大豆島）	令和4年7月21日～28日	0.013	0.014	0.065
	令和5年1月23日～30日	0.014		
秋古地区墓地前（篠ノ井山布施）	令和4年9月26日～10月3日	0.0059	0.064	0.25
	令和4年11月15日～11月22日	0.0068		
	令和5年1月23日～30日	0.18		
老人ホーム七二会荘（七二会乙）	令和4年7月21日～28日	0.17	0.094	0.034
	令和5年1月23日～30日	0.017		

- ・ 全ての地点において7日間連続サンプリング
- ・ 毒性等量の算出に当たっては、検出下限以上の値はそのまま使用し、検出下限未満の値は検出下限値の1/2として算出

イ 水質（環境基準：水質 1 pg-TEQ/L）

【一般環境】

単位：pg-TEQ/L

種別	河川名等（調査地点）	試料採取日	測定値
河川水	浅川（谷脇橋）（豊野町豊野）	令和4年10月20日	0.13
	南八幡川（柳原排水機場）（大字柳原）	令和4年10月20日	0.050
	蛭川（蛭川水門下流）（松代町東寺尾）	令和4年10月20日	0.069
	聖川（平久保橋下流）（篠ノ井塩崎）	令和4年10月20日	0.079
地下水	県立長野図書館（貯留水）（若里）	令和4年10月20日	0.050

ウ 底質（環境基準：150 pg-TEQ/g）

【一般環境】

単位：pg-TEQ/g

種別	河川名等（調査地点）	試料採取日	測定値
河川	浅川（谷脇橋）（豊野町豊野）	令和4年10月20日	0.72
	南八幡川（柳原排水機場）（大字柳原）	令和4年10月20日	1.8
	蛭川（蛭川水門下流）（松代町東寺尾）	令和4年10月20日	0.47
	聖川（平久保橋下流）（篠ノ井塩崎）	令和4年10月20日	0.40

エ 土壌（環境基準：1,000 pg-TEQ/g）

【一般環境】

単位：pg-TEQ/g

調査地点（地区名）	試料採取日	測定値
東福寺公園（篠ノ井東福寺）	令和4年10月19日	3.1
牛島公園（若穂牛島）	令和4年10月19日	1.7
天神木公園（稲田二丁目）	令和4年10月19日	0.0098

【廃棄物焼却炉周辺】

単位：pg-TEQ/g

調査地点（地区名）	試料採取日	測定値
川合新田遊園地（大字稲葉）	令和4年10月19日	0.070
下駒沢西遊園地（大字下駒沢）	令和4年10月19日	15

※ 毒性等量の算出について

- ・ 検出下限以上定量下限未満の値はそのまま、検出下限未満の値は検出下限値の 1/2 として算出（水質・底質）
- ・ 定量下限値未満の実測濃度を 0 として算出（土壌）

※ 単位について

ダイオキシン類は構造の違いによっていくつもの種類があり、それぞれ毒性が異なっている。そこで、ダイオキシン類の濃度を表すときには、最も毒性が強いダイオキシン(2, 3, 7, 8-TCDD)の毒性を 1 とし、他のダイオキシン類の毒性を換算した係数を用いて表している。多くのダイオキシン類のデータはこの毒性等価係数 (TEQ) を用いて表されている。

⑥空間放射線量測定結果

【市内定点調査の測定結果】

単位 $\mu\text{Sv/h}$

地点名 (地区)	測定場所	測定頻度	1 m	50 cm	5 cm	全高さの 平均値
鍋屋田小学 (第3)	校庭南東	週1回	0.06	0.06	0.06	0.06
戸隠支所 (戸隠)	農村環境改善センター前	月1回	0.06	0.06	0.06	0.06
豊野支所 (豊野)	駐車場西遊具前	月1回	0.06	0.06	0.07	0.06
芝沢公園 (篠ノ井)	公園中央	月1回	0.06	0.06	0.07	0.06

【継続調査地点測定結果】

No.	地区	名称	地点詳細	測定時刻	測定結果 ($\mu\text{Sv/h}$)			地面状況		
					1m	50cm	5cm	地質	乾湿	
1	戸隠	戸隠支所	農村環境改善センター前	令和5年3月1日	10:15	0.06	0.07	0.07	コンクリート	乾燥している
2	戸隠	戸隠キャンプ場	キャンプセンター前	令和5年3月1日	11:10	0.03	0.03	0.04	アスファルト	積雪
3	鬼無里	鬼無里小学校	鬼無里運動場	令和5年3月7日	10:50	0.06	0.06	0.06	草	湿っている
4	芋井	飯綱高原キャンプ場	駐車場	令和5年3月1日	9:45	0.05	0.05	0.05	アスファルト	乾燥している
5	浅川	浅川小学校	校庭	令和5年3月6日	9:50	0.07	0.08	0.08	土	乾燥している
6	豊野	豊野支所	駐車場西端遊具前	令和5年3月1日	14:50	0.06	0.06	0.07	アスファルト	乾燥している
7	若槻	昭和の森公園	噴水東側	令和5年3月6日	10:30	0.05	0.06	0.06	コンクリート	乾燥している
8	長沼	長沼小学校	玄関前	令和5年3月2日	9:25	0.07	0.07	0.08	コンクリート	乾燥している
9	中条	中条中学校	校庭	令和5年3月13日	11:40	0.07	0.07	0.08	土	湿っている
10	七二会	七二会中学校	校庭	令和5年3月13日	11:00	0.07	0.07	0.08	土	濡れている
11	第二	城山公園	北側	令和5年3月7日	9:45	0.04	0.04	0.04	芝生	乾燥している
12	小田切 12-2*	青少年錬成センター	グラウンド	令和5年3月7日	12:20	0.06	0.05	0.06	土	乾燥している
			雨どい(土壌浸透)	令和5年3月7日	12:08	0.07	0.07	0.08	砂利	湿っている
13	更北	青木島保育園	園庭	令和5年3月3日	10:00	0.06	0.07	0.07	土	湿っている
14	第三	鍋屋田小学校	校庭	令和5年3月1日	9:00	0.06	0.06	0.07	草	乾燥している
15	柳原	長野幼稚園	園庭	令和5年3月6日	9:15	0.06	0.06	0.07	土	乾燥している
16	安茂里	犀川浄水場	正面玄関前	令和5年3月13日	10:10	0.07	0.07	0.08	コンクリート	乾燥している
17	吉田	東部中学校	校庭	令和5年3月6日	11:10	0.06	0.06	0.06	土	乾燥している
18	大豆島	東部浄化センター	正面玄関前	令和5年3月6日	15:00	0.05	0.05	0.06	アスファルト	乾燥している
19	柳原	杉の子第二保育園	園庭	令和5年3月6日	14:30	0.07	0.07	0.07	土	乾燥している
20	若穂	綿内小学校	校庭	令和5年3月2日	10:35	0.06	0.06	0.06	土	湿っている
21	吉田	長野運動公園	噴水前	令和5年3月6日	13:10	0.08	0.08	0.08	コンクリート	乾燥している
22	信州新町	犀峡衛生センター	駐車場	令和5年3月13日	13:30	0.06	0.06	0.06	アスファルト	乾燥している
23	大岡	大岡小学校	校庭	令和5年3月13日	14:30	0.06	0.06	0.07	土	湿っている
24	信更	信更中学校	校庭	令和5年3月3日	13:30	0.07	0.07	0.07	土	湿っている
25	篠ノ井	芝沢公園	公園中央	令和5年3月1日	13:40	0.07	0.07	0.07	土	乾燥している
26	川中島	昭和小学校	校庭	令和5年3月3日	11:00	0.07	0.07	0.07	土	乾燥している
27	松代	真田公園	中央	令和5年3月2日	13:45	0.06	0.06	0.06	砂利	湿っている
28	篠ノ井	南長野運動公園	スタジアム前	令和5年3月2日	14:20	0.07	0.08	0.09	コンクリート	乾燥している
29	若穂	保科温泉	駐車場	令和5年3月2日	11:10	0.06	0.06	0.07	アスファルト	湿っている
30	松代	豊栄小学校	校庭	令和5年3月2日	13:15	0.07	0.06	0.07	土	湿っている
31	古里	東部保健センター	駐車場	令和5年3月6日	14:00	0.07	0.08	0.08	アスファルト	乾燥している
32	小田切	小田切支所	駐車場	令和5年3月7日	11:38	0.06	0.06	0.07	アスファルト	乾燥している
33	信更	信更小学校	校庭	令和5年3月3日	13:00	0.07	0.07	0.07	土	湿っている
34	三輪	柳町保育園	園庭	令和5年3月3日	9:20	0.05	0.06	0.06	土	湿っている
35	川中島	川中島保育園	園庭横	令和5年3月3日	10:35	0.06	0.07	0.07	コンクリート	乾燥している

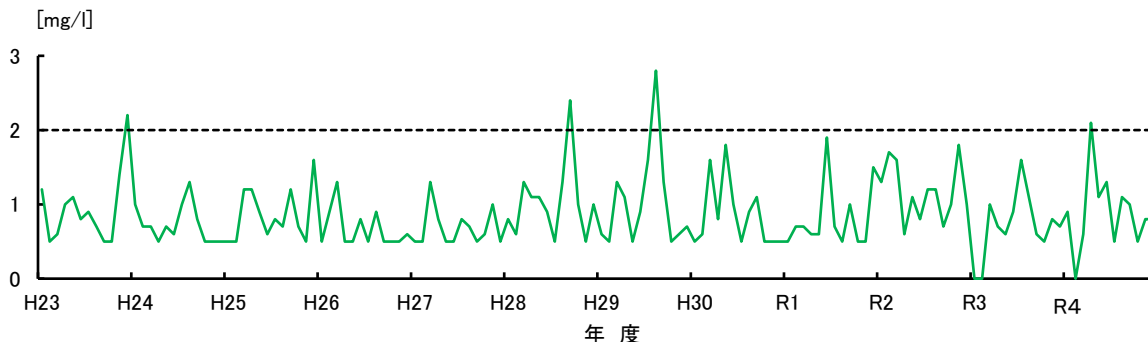
(2) 水環境の保全

①水質測定結果

ア 環境基準点

●裾花川

裾花川(相生橋)BOD経年変化



裾花川(相生橋)の環境基準達成状況(令和4年度)

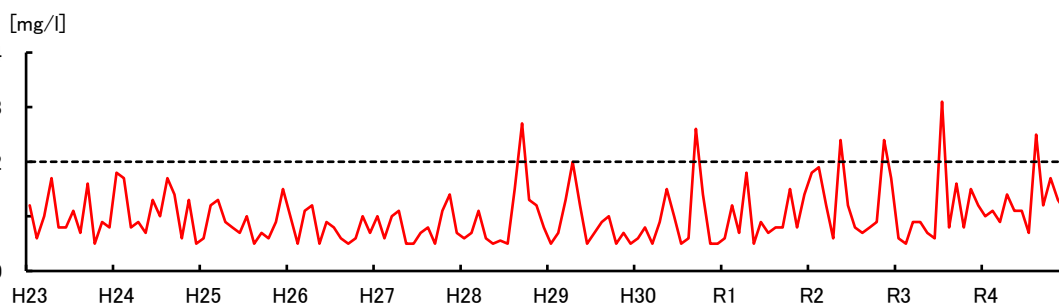
項目	裾花川(相生橋)					A 類型 環境基準
	年平均値	75 % 値	最 小 ~ 最 大	m / n		
p H	7.4		6.5 ~ 8.6	1 / 12	6.5~ 8.5	
D O(mg/l)	11		8.8 ~ 13	0 / 12	7.5 以上	
BOD(mg/l)		1.1	<0.5 ~ 2.1	1 / 12	2 以下※	
S S(mg/l)	11		1 ~ 38	1 / 12	25 以下	
大腸菌群数(MPN/100ml)	67		1 ~ 320	0 / 12	1000 以下	

m/nは、「環境基準に適合しない検体数/総検体数」である。

※ BODは年間75%値で評価する。

●鳥居川

鳥居川(鳥居橋)BOD経年変化



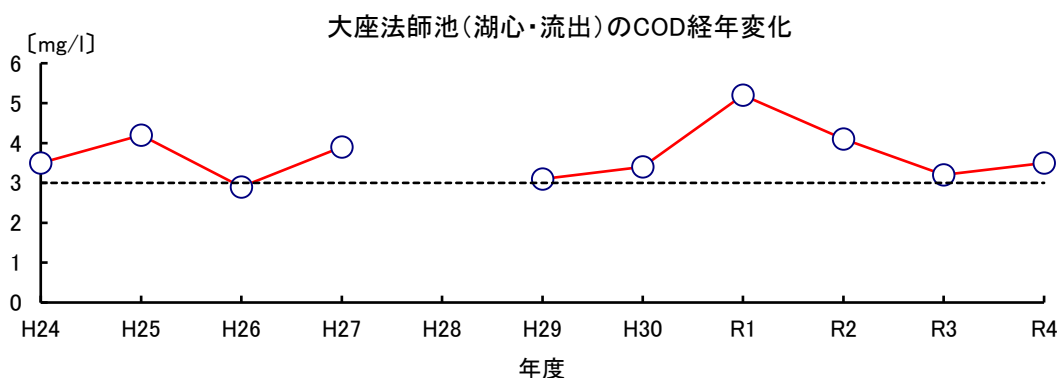
鳥居川(鳥居橋)の環境基準達成状況(令和4年度)

項目	鳥居川(鳥居橋)					A 類型 環境基準
	年平均値	75 % 値	最 小 ~ 最 大	m / n		
p H	7.5		6.7 ~ 8.4	0 / 12	6.5~ 8.5	
D O(mg/l)	11		9.1 ~ 13	0 / 12	7.5 以上	
BOD(mg/l)		1.3	0.7 ~ 2.5	1 / 12	2 以下※	
S S(mg/l)	5		2 ~ 9	0 / 12	25 以下	
大腸菌群数(MPN/100ml)	126		9 ~ 910	0 / 12	1000 以下	

m/nは、「環境基準に適合しない検体数/総検体数」である。

※ BODは年間75%値で評価する。

●大座法師池



※ 平成 28 年度は、水草除去作業のため欠測

イ 中小河川

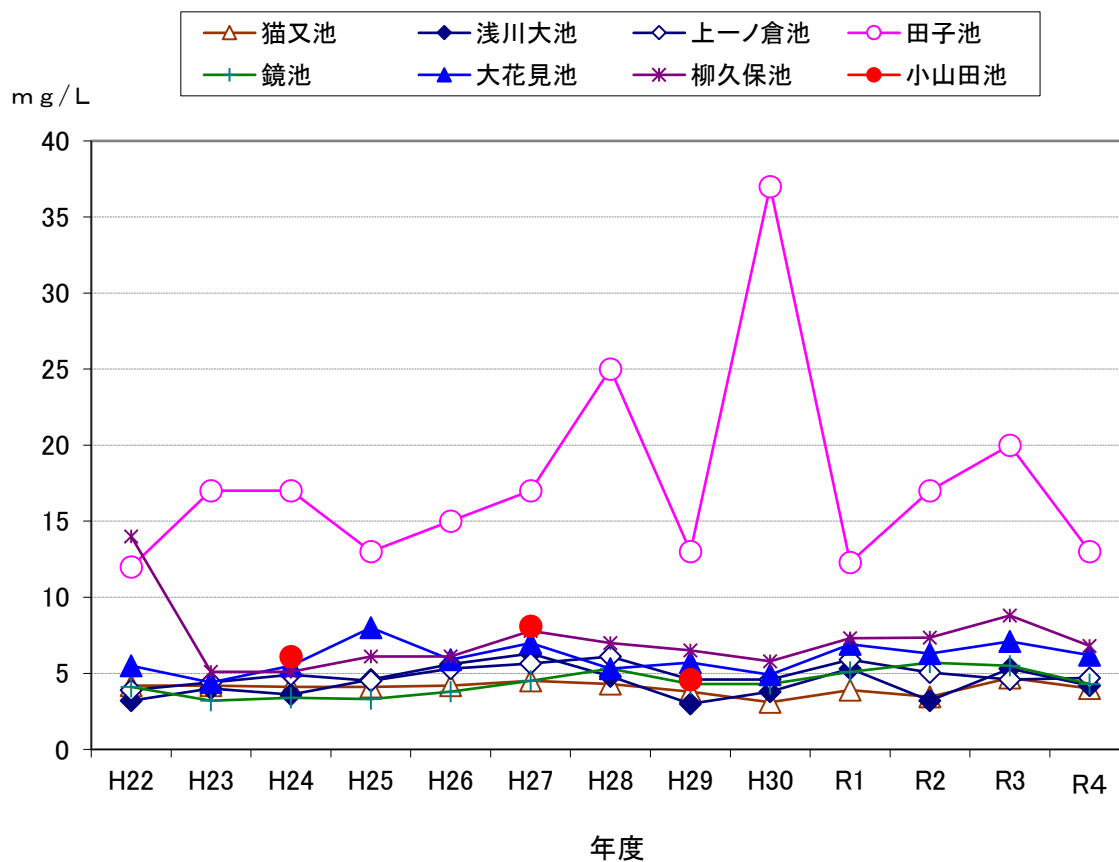
●主要な中小河川のBOD年平均值経年変化 (平成25年度～令和4年度)

河川名	地籍	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
浅川	豊野町浅野	1.3	2.2	2.6	3.6	3.4	2.8	1.1	2.2	2.5	2.5
南八幡川	柳原布野	1.3	1.3	2.3	1.2	1.1	1.4	0.8	1.3	1.0	1.0
四ヶ郷用水(清水川)	北屋島	1.0	1.8	1.4	1.3	1.6	1.8	0.5	1.3	1.0	1.0
犀裾用水	安茂里米村	15	5.3	18	2.1	2.4	3.3	4.6	7.4	3.0	5.2
荒川堰	真島町前淵	0.7	0.8	1.1	1.9	1.4	1.7	1.1	1.4	1.8	2.0
大払堰(上中堰)	篠ノ井小森	0.9	2.6	3.7	1.7	1.2	1.5	1.4	1.3	1.6	1.7
岡田川	篠ノ井御幣川	0.9	0.9	1.1	1.1	1.2	1.8	0.6	0.9	1.0	1.3
聖川	篠ノ井塩崎	1.1	0.9	1.5	1.0	1.4	1.6	0.6	1.1	1.1	1.4
保科川	若穂綿内	0.7	0.7	1.7	1.0	1.0	1.1	0.5	0.7	0.6	0.9
蛭川	松代町東寺尾	1.2	1.1	1.4	1.0	1.6	1.2	0.9	0.8	0.8	1.2
楠川	戸隠栃原	<0.5	0.6	<0.5	0.6	0.5	0.7	0.5	0.8	0.5	1.2
裾花川	戸隠栃原	0.5	0.5	0.6	0.7	0.6	0.9	0.5	0.7	0.5	1.2
土尻川	中条日下野	0.6	0.7	0.7	0.8	1.1	1.3	0.6	0.9	1.0	1.1
平均値		2.0	1.5	2.8	1.4	1.4	1.6	1.1	1.6	1.3	1.7

注 <0.5は0.5とみなして平均値を算出

ウ 湖沼・農業用かんがい池

●主要な湖沼・農業用かんがい池のCOD年平均値経年変化



- ◆ 浅川大池の平成 28、29 年度は、池周辺工事のため、測定回数 1 回
- + 大花見池は、平成 22 年度から合併で追加
- ▲ 柳久保池は、平成 22 年度から合併で追加

エ 水生生物から判定した河川の水質

●環境省が集約する全国水生生物調査に参加・提供した河川の水質データ

番号	河川名	地籍	地点	水質階級（平成15年以降の直近4回）				直近傾向 注)
				（ ）内は調査年度				
1	鳥居川	豊野町浅野	鳥居橋	I (27)	I (29)	I (元)	I (3)	→
2	三念沢 A	豊野町石	三念沢橋	III (20)	II (22)	II (26)	I (30)	↑
3	浅川 2	下駒沢	三駒橋	II (26)	I (29)	II (元)	II (3)	→
4	土京川	田中	市道橋の東 100m	II (20)	II (23)	I (27)	I (30)	→
5	駒沢川 2	浅川押田	塚田橋北	II (20)	I (22)	I (27)	I (30)	→
6	芋井濁沢	桜	濁川橋	I (20)	I (22)	I (27)	I (30)	→
7	湯福川 A	箱清水 3 丁目	御嶽山神社北	I (20)	I (22)	I (27)	I (30)	→
8	堀切沢 A	箱清水 1 丁目	堀切大橋	III (20)	III (23)	III (27)	I (30)	↑
9	裾花川	中御所 岡田	相生橋	I (27)	I (28)	I (元)	I (3)	→
10	聖川 A	篠ノ井石川	聖川橋	II (26)	I (29)	I (元)	I (3)	→
11	岡田川 A	篠ノ井二ツ柳	篠ノ井西小学校南	IV (20)	II (23)	I (26)	I (3)	→
12	樋ノ口沢 A	大岡丙	ひじり親水公園	I (20)	I (23)	I (28)	I (2)	→
13	赤野田川 1	若穂川田	瀬在橋	III (15)	III (20)	I (26)	I (2)	→
14	保科川 3	若穂保科	保科小学校北	III (26)	I (29)	I (元)	I (3)	→
15	神田川 1	松代町西寺尾	神田橋	III (15)	IV (20)	III (26)	I (2)	↑
16	蛭川 A	松代町豊栄	豊栄橋	I (28)	I (29)	I (元)	I (3)	→
17	藤沢川	松代町東条	藤沢橋	I (15)	I (20)	I (24)	I (2)	→
18	楠川 1	戸隠栃原	綾織橋	I (26)	I (29)	I (元)	I (3)	→
19	天神川	鬼無里日影	木ノ下橋		I (20)	I (26)	I (2)	→
20	太田川 1	信州新町新町	小倉橋		I (24)	I (28)	I (2)	→
21	土尻川 2	中条	御堂島橋	I (28)	I (29)	I (元)	II (3)	↓

水 質 階 級	
I きれいな水	上流域の溪流環境
II ややきれいな水	栄養塩の流入がある中流域の環境
III きたない水	河口域の汽水域、または周辺に豊かな自然が残る田園環境、川の水位変動により本流とつながったり、取り残されて溜まり水（池）になる環境
IV とてもきたない水	大変汚れた水

【水生生物調査について】

環境省が取りまとめる「全国水生生物調査」は、川にすむ生き物を採集し、その種類を調べることで、水質（水のごよれの程度）を簡易に判定する調査です。全国約8万人が参加しています。全国のデータ閲覧、団体や個人での参加は、以下の厚生省のサイトから可能です。

「全国水生生物調査のページ」

<http://water-pub.env.go.jp/water-pub/>

[mizu-site/mizu/suisei/](http://water-pub.env.go.jp/water-pub/mizu-site/mizu/suisei/)

注) 傾向欄の矢印は、水生生物を指標とした水質の動向を示しています。（直近二回の比較）

↑は改善、→は変化なし、↓は悪化、—は比較不能、新規は新規測定地点を示す。

②生活排水対策

ア し尿収集運搬と処理の現状

(ア) 料金制度

定額制	毎月定期的にくみ取ります。使用者の人数が把握でき、不特定多数の人が出入りをしない一般家庭を対象とした制度です。
従量制	事業所等不特定多数が利用する施設、簡易水洗の家庭、山間地の一部地域及び申込者が希望をする場合は、くみ取り量の実績によって料金が決定されます。定額制で雨水等が混入した場合や浄化槽汚泥の引き抜きにも従量制を適用します。

(イ) し尿処理手数料

a し尿処理手数料料金表（令和5年4月1日改定）

（単位：円）

区 分		料 金
定額制	基本料（1世帯1月につき）	68
	人数割料（1人1月につき）	446
	月2回以上くみ取りの場合の加算料（1回につき）	490
	便槽数2箇所以上の場合の加算料（1箇所につき）	342
従量制	36リットルまでごとに	417
特別加算料	清掃車から便槽までのくみ取り可能な最短距離	
	40m以上60m未満（1回につき）	342
	60m以上（1回につき）	472

b し尿処理手数料の推移

（若穂・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条地区を除く、直近5回改定分 ※1）（単位：円）

年 月		平成23年	平成26年	平成29年	令和2年	令和5年
区 分		4月	4月 ※2	4月	4月	4月
改 定 率	定額制	4.2%	11.6%	5.4%	8.8%	1.1%
	従量制	4.2%	11.9%	5.6%	9.0%	1.2%
定 額 制	基本料	54	60	63	68	68
	人数割料1人	344	384	405	441	446
	回数加算料	378	422	445	485	490
	箇所加算料	264	295	311	338	342
従 量 制	36リットル当たり	320	358	378	412	417
特 別 加 算 料	40m以上60m未満	264	295	311	338	342
	60m以上	364	407	429	467	472

（定額制の改定率は3人世帯の料金で計算）

※1 若穂・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条地区は従量制であり、平成25年度以前は地区ごとに料金を設定

※2 平成26年4月から従量制の料金区分及び金額を市内統一

(ウ) し尿処理手数料の徴収

a し尿処理手数料の窓口納付・口座振替の取扱件数の推移 (年度末の登録件数)

区 分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比
窓口納付	987	20.7%	913	21.0%	848	21.1%	792	21.0%	739	21.2%
口座振替	3,780	79.3%	3,440	79.0%	3,170	78.9%	2,971	79.0%	2,750	78.8%
合 計	4,767	100%	4,353	100%	4,018	100%	3,763	100%	3,489	100%

b し尿処理手数料の年度別収入状況

(単位:円)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
調 定 額	230,606,075	218,621,734	220,523,423	211,994,255	196,170,929
収 入 済 額	225,625,875	214,075,590	216,575,361	208,726,658	193,006,319
不 納 欠 損 額	326,141	304,796	232,324	468,698	340,148
未 収 額	4,654,059	4,241,348	3,715,738	2,798,899	2,824,462
収 納 率	97.84%	97.92%	98.21%	98.46%	98.39%

(エ) し尿の収集運搬等の委託料

(単位:円、下段:対前年度比)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年年度	令和 3 年度	令和 4 年度
し尿及び浄化槽 汚泥の収集運搬	230,590,176 89.6%	226,066,518 98.0%	225,351,339 99.7%	212,808,281 94.4%	199,306,263 93.7%
11 人槽以上合併 浄化槽汚泥の処分	6,876,299 124.2%	6,332,364 92.1%	6,611,633 104.4%	5,606,721 84.80%	6,398,353 114.1%
合 計	237,466,475 90.3%	232,398,882 97.9%	231,962,972 99.8%	218,415,002 94.2%	205,704,616 94.2%

(ウ) 処理場別形態別の人口及び世帯数（令和5年3月31日現在）

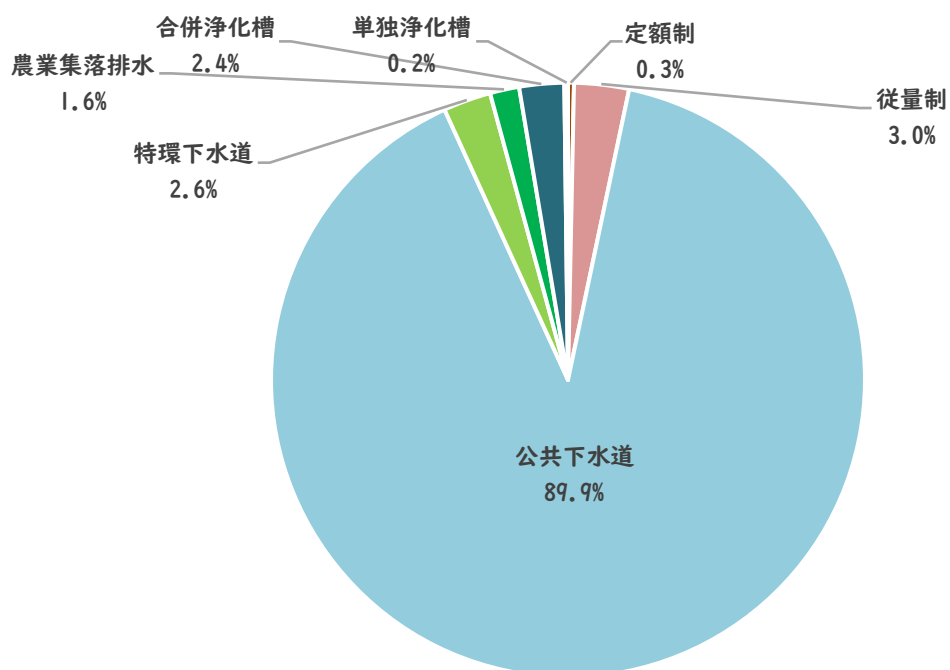
a 処理場別、処理形態別の人口と世帯数表

（上段：世帯、下段：人口）

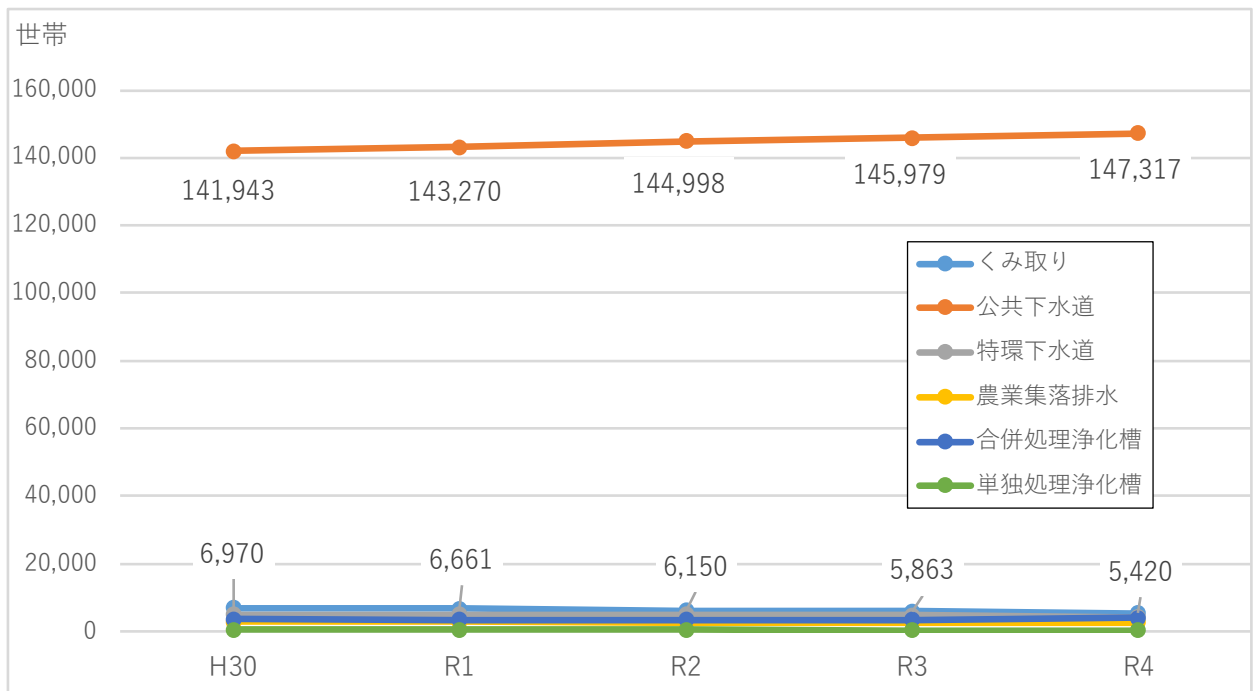
処理場名 (対象地区)	世帯 人口	くみ取りをしているもの			くみ取りをしていないもの				
		定額制	従量制	計	公共 下水道	特環 下水道	農業 集落排水	合併 浄化槽	単独 浄化槽
長野市 衛生センター (下記を除く)	124,121	343	2,860	3,203	114,247	1,465	2,254	2,761	191
	270,837	588	5,407	5,995	251,008	3,198	4,561	5,727	348
千曲 衛生センター (篠ノ井・松代・ 川中島)	35,200	186	1,667	1,853	30,988	839	352	1,042	126
	84,088	351	3,330	3,681	74,691	2,181	760	2,527	248
須高 衛生センター (若穂)	4,607	0	364	364	2,082	1,955	0	199	7
	11,666	0	649	649	5,427	5,050	0	528	12
合計	163,928	529	4,891	5,420	147,317	4,259	2,606	4,002	324
	366,591	939	9,386	10,325	331,126	10,429	5,321	8,782	608

※公共下水道には、特別使用を含む

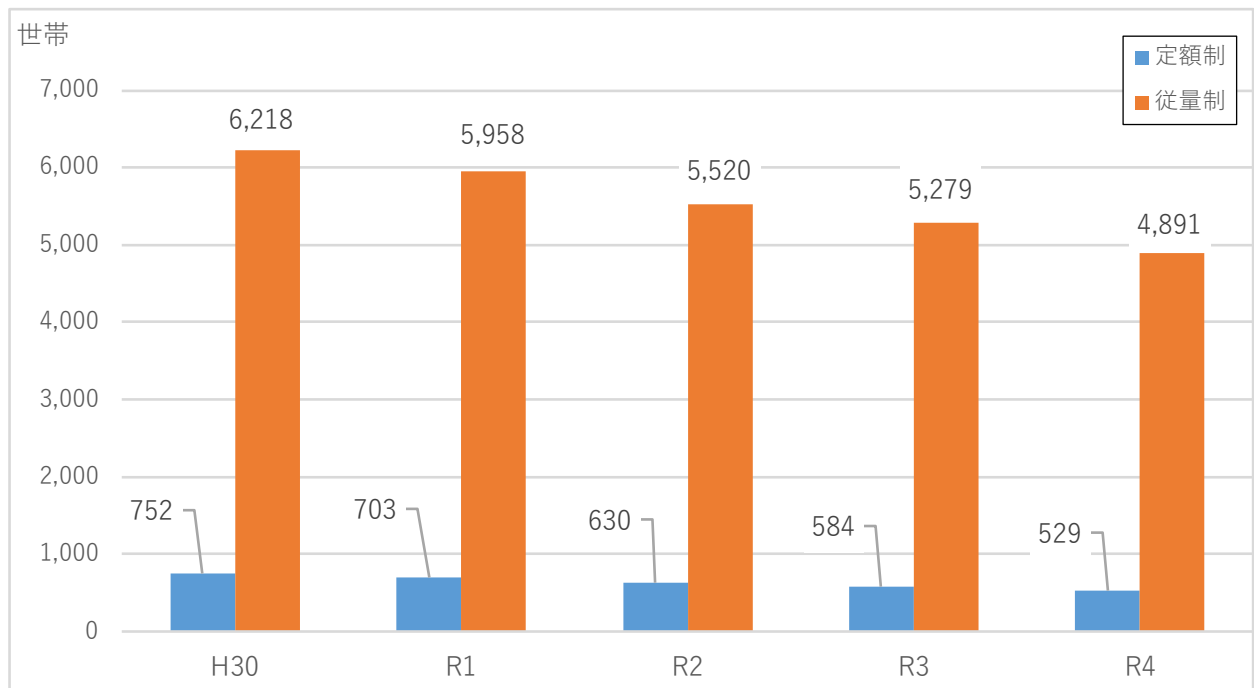
b 処理形態別の世帯割合（令和5年3月31日現在）



c 処理形態別世帯数の推移



d 定額制・従量制の世帯数の推移



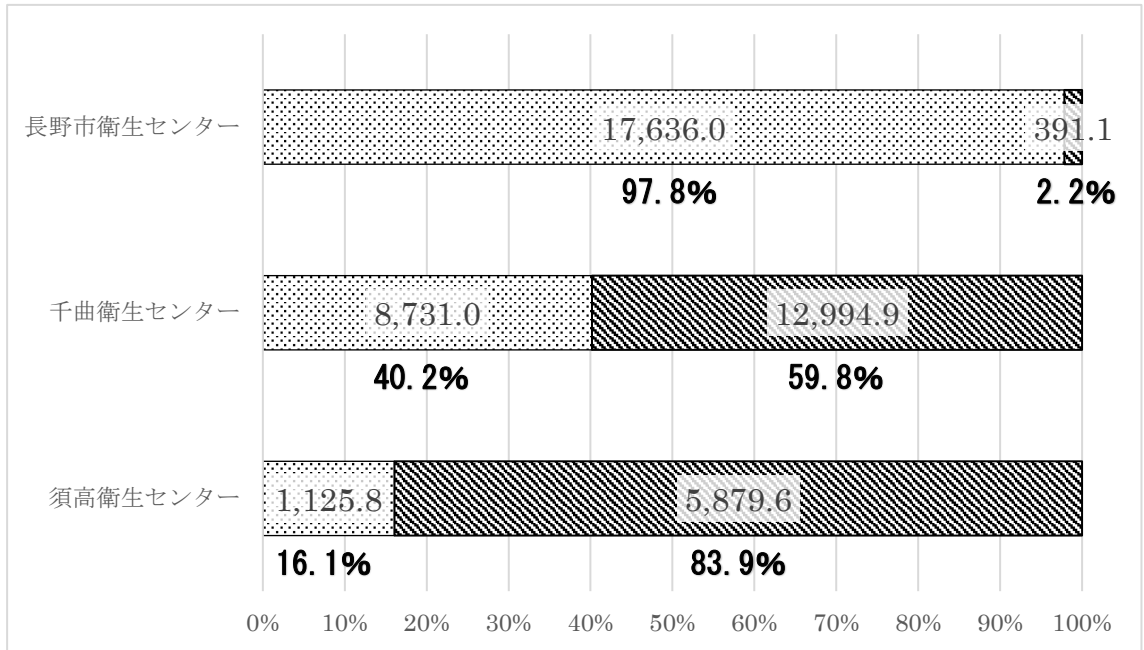
(カ) し尿等の収集及び処理量

●施設別処理量（長野市分）

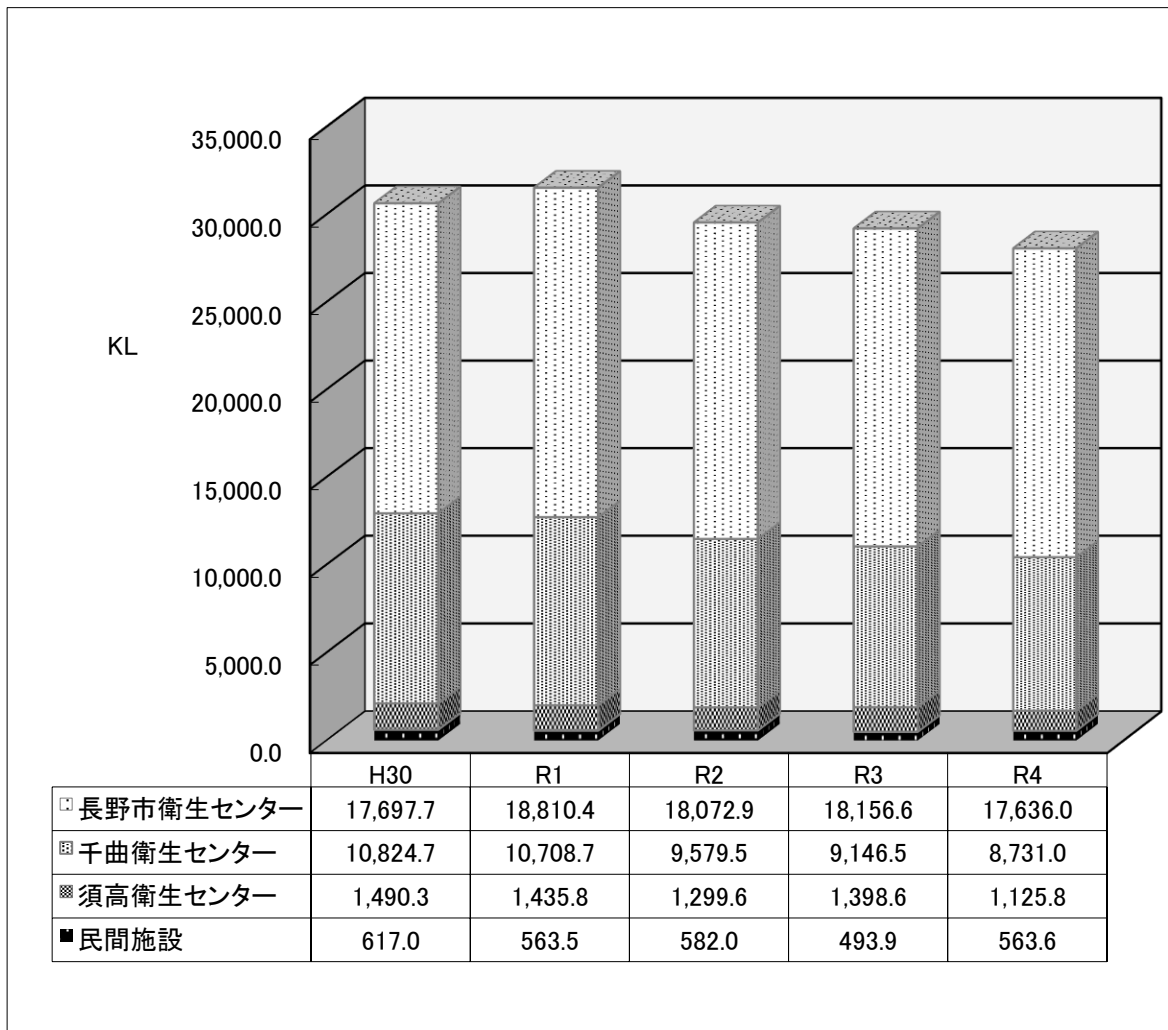
（単位：kl）

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
長野市衛生センター	し尿	12,571.5	12,242.5	11,961.9	11,529.4	10,986.5
	浄化槽汚泥	5,126.2	6,567.9	6,111.0	6,627.2	6,649.5
	（内農集排）	1,872.7	1,836.8	1,729.4	1,837.1	1,819.8
	計	17,697.7	18,810.4	18,072.9	18,156.6	17,636.0
	受入日数 ・日平均	245 日 72.2	245 日 76.8	249 日 72.6	248 日 73.2	248 日 71.1
千曲衛生センター	し尿	7,836.4	7,086.8	6,156.2	5,828.3	5,516.1
	浄化槽汚泥	2,988.3	3,621.9	3,423.3	3,318.2	3,214.9
	（内農集排）	280.0	315.0	335.0	324.0	335.0
	計	10,824.7	10,708.7	9,579.5	9,146.5	8,731.0
	受入日数 ・日平均	251 日 43.1	252 日 42.5	251 日 38.2	245 日 37.3	248 日 35.2
須高衛生センター	し尿	1,180.0	1,131.3	993.3	931.2	841.7
	浄化槽汚泥	310.3	304.5	306.3	467.4	284.1
	計	1,490.3	1,435.8	1,299.6	1,398.6	1,125.8
	受入日数 ・日平均	255 日 5.8	256 日 5.6	261 日 5.0	251 日 5.6	249 日 4.5
民間施設	浄化槽汚泥	617.0	563.5	582.0	493.9	563.6
	計	617.0	563.5	582.0	493.9	563.6
	受入件数 ・件平均	39 件 15.8	42 件 13.4	41 件 14.2	40 件 12.3	46 件 12.3
し尿計	21,587.9	20,460.6	19,111.4	18,288.9	17,344.3	
浄化槽汚泥計	9,041.8	11,057.8	10,422.6	10,906.7	10,712.1	
合 計	30,629.7	31,518.4	29,534.0	29,195.6	28,056.4	

●施設別長野市分処理量比率（令和4年度）



●施設別長野市分処理量の推移（平成30年度～令和4年度）



(キ) し尿処理施設

	概 要		長野市分経費（令和4年度）	
長野市衛生センター	所在地	長野市大字川合新田 2938	人 件 費	107,380,815 円
	主 体	長野市	物 件 費	103,624,537 円
	処理地区	長野市（長野・更北・戸隠・鬼無里・七二会・信更・大岡・信州新町・中条・豊野）・小川村	計	211,005,352 円
	処理方式	標準脱窒素処理法+高度処理	し尿等処理量	17,636.0k1
	処理能力	180k1/日 （内浄化槽汚泥 36k1/日）	1日当たり処理経費 （人件費を除く）	578,097 円 （283,903 円）
	建設費	1,922,938 千円	1k1 当たり処理経費 （人件費を除く）	11,965 円 （5,876 円）
	竣工	昭和61年2月		
千曲衛生センター	所在地	千曲市大字屋代 3119	負 担 金	76,270,000 円
	主 体	千曲衛生施設組合	投 入 手 数 料	4,365,500 円
	処理地区	長野市（篠ノ井・松代・川中島） 千曲市・坂城町	計	80,635,500 円
	処理方式	標準脱窒素処理法+高度処理	長野市分し尿等処理量	8,731.0k1
	処理能力	310k1/日 （内浄化槽汚泥 40k1/日）		
	建設費	5,560,061 千円	1日当たり処理経費	220,919 円
	竣工	平成5年8月	1k1 当たり処理経費	9,236 円
須高衛生センター	所在地	須坂市大字小山 2104-36	負 担 金	25,463,000 円
	主 体	須高行政事務組合	投 入 手 数 料	1,375,966 円
	処理地区	長野市（若穂） 須坂市・小布施町・高山村	計	26,838,966 円
	処理方式	希釈後下水道投入	長野市分し尿等処理量	1,125.8k1
	処理能力	40k1/日 （内浄化槽汚泥 8k1/日）		
	建設費	1,171,000 千円	1日当たり処理経費	73,531 円
	竣工	昭和61年3月	1k1 当たり処理経費	23,840 円

②生活排水処理の現状

ア 長野市合併処理浄化槽設置事業補助金

●補助金額 (令和5年4月1日現在)

人 槽	補助金額
5人槽	450,000円
7人槽	550,000円
10人槽	700,000円

●合併浄化槽 補助金交付実績

年度	5人槽	6人槽	7人槽	8人槽	10人槽	計(基)
26年度	0	0	1	0	0	1(1)
27年度	0	0	0	0	0	0(0)
28年度	3	0	0	0	0	3(3)
29年度	0	0	0	0	0	0(0)
30年度	1	0	0	0	0	1(1)
元年度	0	0	1	0	1	2(2)
2年度	1	0	0	0	0	1(1)
3年度	2	0	0	0	0	2(2)
4年度	4	0	0	0	0	4(4)
計	11	0	2	0	1	14

※ ()内の数字は下水道の整備が10年以上見込めない区域

●浄化槽基数の推移

年度(末)	整備区域内 合併浄化槽	区域外 合併浄化槽	合併浄化槽 合計	単独浄化槽	総計(基)
29	1,827	2,059	3,886	641	4,527
30	1,770	2,085	3,855	571	4,426
R1	1,698	2,106	3,804	558	4,362
R2	1,641	2,128	3,769	541	4,310
R3	1,605	2,145	3,750	528	4,278
R4	1,572	2,158	3,730	509	4,239

●立入検査実施基数

年度	基数
29	34
30	76
R1	65
R2	58
R3	49
R4	66

イ 簡易浄化槽

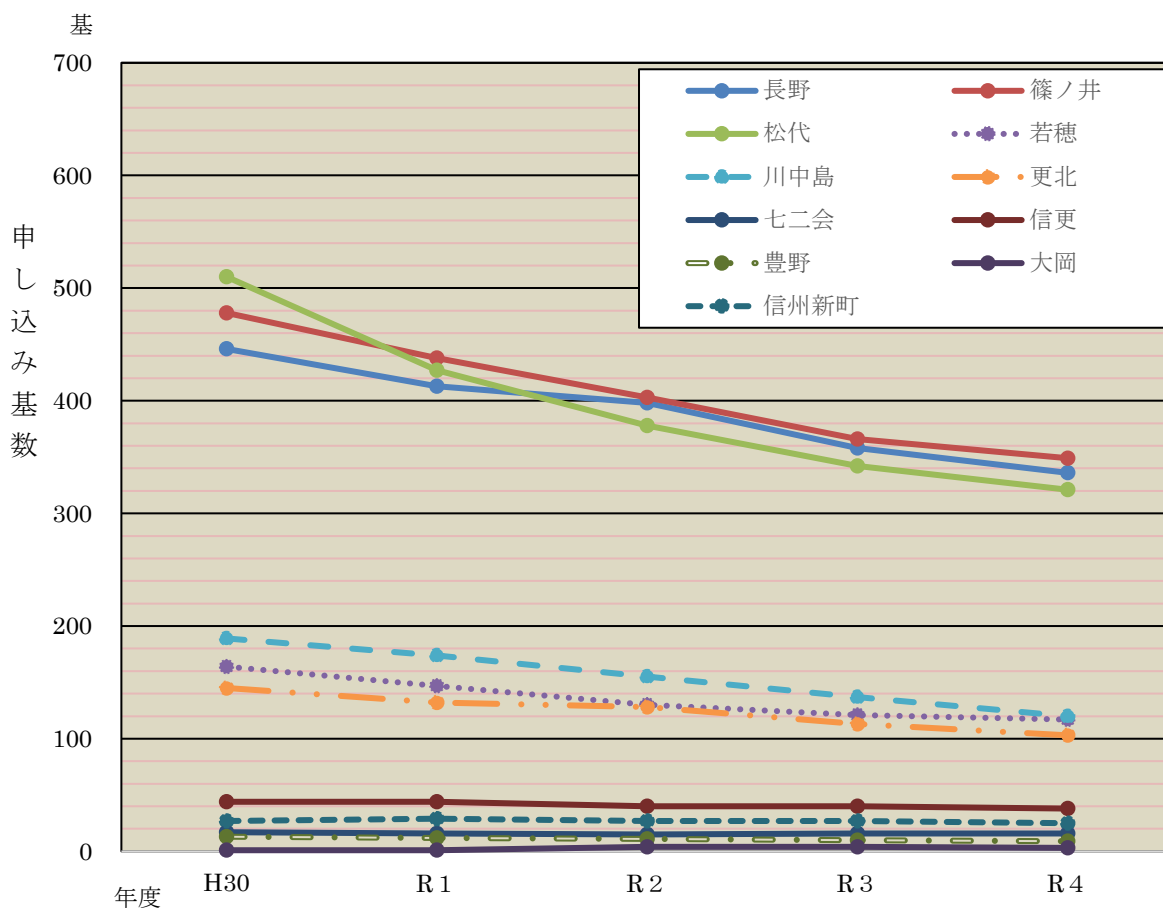
●一般家庭簡易浄化槽の汚泥抜き取り 申込作業状況

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
申し込み基数	2,034	1,833	1,689	1,534	1,437
延べ作業基数	7,371	6,534	5,957	5,486	5,090

●一般家庭簡易浄化槽汚泥地区別抜き取り 申込状況 (年度末) (単位：基)

地 区 名	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
第一～第五	9	9	10	9	9
芹 田	11	12	12	6	6
古 牧	27	15	15	15	14
三 輪	2	2	2	2	2
吉 田	0	0	1	1	1
古 里	29	28	26	23	22
柳 原	12	12	12	13	12
浅 川	8	8	8	7	9
大豆島	4	4	4	3	3
朝 陽	29	28	27	22	16
若 槻	104	96	91	87	78
長 沼	6	5	3	3	3
安茂里	112	108	100	97	93
小田切	28	26	26	19	18
芋 井	65	60	61	51	50
長野地区計	446	413	398	358	336
篠ノ井	478	438	403	366	349
松 代	510	427	378	342	321
若 穂	164	147	130	121	117
川中島	189	174	155	137	120
更 北	145	132	128	113	103
七二会	17	16	15	16	16
信 更	44	44	40	40	38
豊 野	13	12	11	10	9
大 岡	1	1	4	4	3
信州新町	27	29	27	27	25
合 計	2,034	1,833	1,689	1,534	1,437

一般家庭簡易浄化槽汚泥地区別抜き取り 申し込み状況



●生活雑排水処理費用、市補助金、手数料（一回当たり）

（令和5年4月1日改定）

（単位：円）

区分		費用総額 (A)	市補助金 (B)	手数料 (A - B)	
令和 元年度	浄	100リットル未満	1,477	739	738
	100リットル以上 150リットル未満	1,924	963	961	
	150リットル以上 200リットル未満	2,368	1,187	1,181	
	200リットル以上 (200リットル以上 50リットルまでごと)	150リットル以上 200リットル未満の金額に下記の金額を加算 444	223	221	
令和 2年度	化	100リットル未満	1,627	814	813
	100リットル以上 150リットル未満	2,115	1,058	1,057	
	150リットル以上 200リットル未満	2,603	1,302	1,301	
	200リットル以上 (200リットル以上 50リットルまでごと)	150リットル以上 200リットル未満の金額に下記の金額を加算 488	244	244	
令和 5年度	量	100リットル未満	1,786	893	893
	100リットル以上 150リットル未満	2,322	1,161	1,161	
	150リットル以上 200リットル未満	2,858	1,429	1,429	
	200リットル以上 (200リットル以上 50リットルまでごと)	150リットル以上 200リットル未満の金額に下記の金額を加算 536	268	268	

●生活雑排水処理手数料の推移

(直近5回改定分・消費税を含む)

(単位:円)

年 月 区 分		平成 29 年 4 月			令和 2 年度	令和 5 年度
		平成 29 年度 特例措置	平成 30 年度 特例措置	令和 元年度		
浄化槽 容量	100 リットル未満	658	698	738	813	893
	100 リットル以上 150 リットル未満	857	909	961	1,057	1,161
	150 リットル以上 200 リットル未満	1,053	1,117	1,181	1,301	1,429
	200 リットル以上 (200 リットル以上 50 リットルごと)	150 リットル以上 200 リットル未満の金額に下記の金額を加算				
		197	209	221	244	268
改定率 (100 リットル未満)		9.2%	6.1%	5.8%	10.2%	9.8%

●生活雑排水簡易浄化槽清掃事業補助金と汚泥処理委託料の推移

(単位:円)

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
補助金	金 額	10,677,364	8,996,919	8,891,346	8,203,440	7,623,432
	対前年度比	84.1%	84.3%	98.8%	92.3%	92.9%
委託料	金 額	18,885,610	16,931,908	15,351,068	14,367,168	13,380,258
	対前年度比	88.1%	89.7%	90.7%	93.6%	93.1%

●生活雑排水簡易浄化槽汚泥の処理状況

(単位:kℓ)

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
民 間 処 理 施 設	一般家庭分処理量	1,489.5	1,323.7	1,188.8	1,112.5	1,036.1
	年間稼働日数	210 日	211 日	219 日	195 日	196 日
	日平均処理量	7.09	6.27	5.43	5.71	5.29
処 理 量 対 前 年 比		88.1%	88.9%	89.8%	93.6%	93.1%

2 身近な生活環境の保全

(1) 環境美化の推進

①衛生センター所管の公衆トイレ（地区別）

地区		名称	所在地	建設年月	延床面積 (㎡)
第二	1	御安心処	大字長野元善町 488-イ (善光寺山門東)	H26. 10	70. 79
	2	雲上台	箱清水三丁目 1762-1 (雲上殿駐車場西)	H 2. 3	26. 60
	3	東司 (東町会館)	大字長野東町 116-1 (市営東町駐車場南)	H27. 3	83. 00
第三	4	杜の化粧処	大字鶴賀権堂町 2231-1 (秋葉神社西)	H 1. 7	28. 00
	5	憩カラフルハウス	大字鶴賀権堂町 2343-1 (田町公民館西)	H 2. 3	29. 31
	6	ふれ愛の交差点	南千歳町一丁目 24 (長野駅東西連絡地下道)	H26. 10	44. 00
	7	八角処	居町 64 (守田公園)	H 3. 1	29. 88
	8	藤棚のオアシス	大字鶴賀上千歳町 1406-4 (鍋屋田小学校東)	H 3. 3	44. 00
	9	つるのお宿	大字鶴賀 1906-52 (中部電力長野営業所南)	H 7. 3	12. 15
第五	10	石堂の泉	大字南長野北石堂町 1137-1 (JA 長野県ビル東)	S63. 10	36. 00
	11	長野駅善光寺口	大字南長野字石堂東沖 1327-5 (長野駅ビル MIDORI 1 階)	H27. 3	104. 80
芹田	12	長野駅東口	大字栗田 1038-7 (長野駅東口高速バス停前)	H10. 1	45. 54
	13	南部のせせらぎ	大字栗田 811 (南部児童センター前)	H 5. 3	36. 83
吉田	14	大銀杏	吉田三丁目 863-2 (信濃吉田駅前)	H 9. 11	55. 58
浅川	15	浅川ループライン展望 広場	真光寺 513-6 (浅川ダム上部)	H29. 2	16. 15
安茂里	16	杏の泉	宮沖 3579-4 (安茂里駅前)	H18. 3	28. 50
芋井	17	芋井さくら	大字桜 854-1 (芋井支所北)	H15. 1	10. 01
篠ノ井	18	篠ノ井駅東口	篠ノ井布施高田 1402-3 (篠ノ井駅東口)	H 8. 3	16. 50
	19	恐竜のみち	篠ノ井布施五明 279-12 (篠ノ井駅西口)	H12. 3	27. 84
	20	通り路	篠ノ井御幣川 1189 (通明小学校東)	H26. 5	26. 08
	21	カチューシャのふる里	篠ノ井東福寺 3475-4 (松代桜つつみ公園)	H 6. 3	48. 03
松代	22	松代駅前	松代町松代 70-2 (旧松代駅前)	H 9. 12	22. 79
	23	清々庵	松代町松代 1360 (松代支所前)	H 1. 3	33. 23
	24	悠楽庵	松代町松代 1502 (象山神社入口)	H 8. 3	22. 81
	25	緑泉苑	松代町松代 2-2 (松代真田公園)	H15. 3	58. 76
	26	松代祝の泉	松代町松代 567 (祝神社東)	H 7. 3	19. 14
	27	松代地震観測所前	松代町西条 1149-1 (松代地震観測所西)	H12. 4	20. 54
	28	金井山	松代町柴 680-ハ (金井池北)	H 8. 9	2. 28
若穂	29	信濃川田駅	若穂川田 3180-2 (旧信濃川田駅)	H26. 3	7. 45
	30	綿内駅	若穂綿内 6472-2 (旧綿内駅)	H26. 3	7. 45
川中島	31	今井駅	川中島町今井原 10-4 (今井駅東口)	H10. 4	47. 88
七二会	32	市場のまちかど	七二会丁 160-1 (七二会支所前)	H 4. 3	23. 99

七二会	33	七二会瀬脇	七二会己 890-6 (瀬脇バス停)	H13. 4	12. 25
	34	七二会笹平	七二会甲 1494-1 (七二会郵便局西)	H8. 11	9. 30
信 更	35	泉の園	信更町氷ノ田 3181-5 (信更支所前)	H8. 12	19. 38
豊 野	36	浅野駅前	豊野町浅野 588-14 (信濃浅野駅前)	H6. 3	21. 61
戸 隠	37	宝光社	戸隠 1500-1 (地藏堂バス停)	H9. 3	16. 56
	38	馬場	戸隠豊岡 1460-28 (上野バス停)	H3. 12	24. 62
	39	中村	戸隠豊岡 2359-6 (上野中村バス停)	H9. 3	17. 39
	40	戸隠支所前	戸隠豊岡 1550-1 (戸隠支所前)	H7. 3	41. 25
	41	折橋	戸隠豊岡 6971-6 (折橋バス停)	H10. 3	14. 68
	42	銚子口	戸隠豊岡 10556-424 (銚子口バス停)	H9. 1	13. 25
	43	追通	戸隠栃原 9295-1 (追通バス停)	H9. 3	10. 35
	44	上祖山	戸隠祖山 5462-1 (上祖山バス停)	H9. 3	13. 66
	45	下内	戸隠祖山 1895 (古宮バス停)	H5. 10	18. 26
鬼無里	46	須田町	鬼無里 362-1 (鬼無里神社前)	S50. 12	12. 60
大 岡	47	大岡芦ノ尻	大岡丙 3942-1 (芦ノ尻バス停)	H11. 12	12. 82
	48	大岡川口	大岡甲 4437-2 (川口バス停前)	H11. 12	1. 40
中 条	49	高福寺	中条御山里 8908-1 (廣福寺下)	H10. 12	17. 36

②衛生センター所管以外の公衆トイレで、清掃及び維持管理をしているトイレ

ア 文化財課所管 2か所

合戦の守 (松代城公園)・松代鐘楼 (旧松代藩鐘楼)

イ 市街地整備課所管 1か所

セントラルスクエア (大字鶴賀問御所町 セントラルスクエア内)

ウ 廃棄物対策課所管 1か所

穂保高台避難公園 (大字穂保 産廃埋立地)

エ しなの鉄道 (株) 所有 2か所

北長野駅 (中越二丁目 34)・三才駅 (三才 2207)

オ 吉田地区住民自治協議会所有 1か所

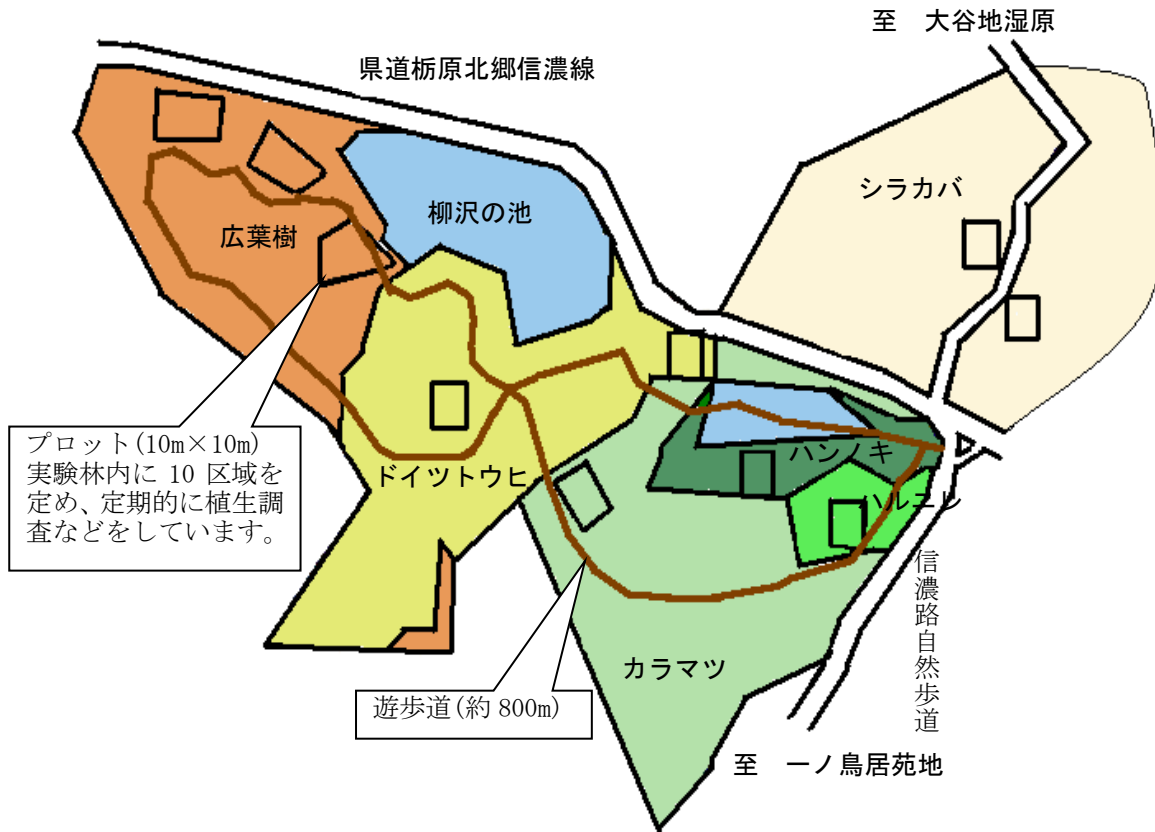
吉田上町 (吉田一丁目 671)

【資料】 第3章 豊かな自然環境の保全

1 生物多様性の確保と森林・農地の保全と活用

(1) 飯綱高原の豊かな自然復元

①実験林区域図



飯綱高原では、豊かな自然を保全・復元していくために、実験林を設置しています。ここには、カラマツ、ドイツトウヒ、アカマツなどの針葉樹林と、シラカバ、ミズナラ、ハンノキなどの広葉樹林があり、飯綱高原の将来の望ましいあり方を知るために6つのゾーンに区分して、有識者の指導のもと、森林の管理方法の実験や育成状況の観察を行っています。また、ここは森林博物館として一般公開されています。

(2) 自然環境保全の地域

①市内の妙高戸隠連山国立公園面積内訳

特別保護地区		第1種特別地域		第2種特別地域		第3種特別地域		合計
面積	比率	面積	比率	面積	比率	面積	比率	
1,103ha	10.8%	696ha	6.8%	2,817ha	27.6%	5,588ha	54.8%	10,204ha

②妙高戸隠連山国立公園許認可件数

行為の種類	年度											
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	計
工作物の新・改・増築	54	40	47	42	54	48	42	49	35	41	20	472
木竹の伐採	1					3				1		5
土石の採取		2		1			2	1		1		7
広告物の設置	13	12	15	26	9	5	5	8	4	8	7	112
土地の形状変更	1	1	1				1	1		2		7
植物の採取					1				1	2		4
動物の捕獲												0
屋根・壁面の色彩変更				1				1		1	4	7
非常災害応急措置		1				1		1				3
公園事業申請	15	6	3	7	7	8	7	5	2	2		62
合計	84	62	66	77	71	65	57	66	42	58	31	679

③郷土環境保全地域届出件数

行為の種類	年度											
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	計
工作物の建設					1							1
計	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1

④大規模開発調整地域届出件数

行為の種類	年度											
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	計
工作物の建設												0
土石・土砂・陸砂利の採取	1	1	2				1		1			6
ゴルフ場の建設												0
合計	1	1	2	0	0	1	0	1	0	0	0	6

(3) 天然記念物の指定

	指定年月日	名 称	所 在 地
国指定	昭和10年12月24日	素桜神社の神代ザクラ	泉平
県指定	昭和37年9月27日	真島のクワ	真島町真島
	昭和37年2月12日	豊岡のカツラ	戸隠豊岡
	昭和37年7月12日	新井のイチイ	鬼無里新井
	〃	日下野のスギ	中条日下野
	昭和43年3月21日	象山のカシワ	松代町西条
	昭和48年3月12日	戸隠神社奥社社叢	戸隠奥社
	昭和48年9月13日	塚本のビャクシン	若穂川田
	昭和54年12月17日	山穂刈のクジラ化石	信州新町化石博物館
	昭和62年8月17日	深谷沢の蜂の巣状風化岩	鬼無里深谷沢
	平成4年2月20日	大柳及び井上の枕状溶岩	若穂綿内
	平成6年2月17日	戸隠川下のシンシュウゾウ化石	戸隠地質化石博物館
	平成12年9月21日	奥裾花自然園のモリアオガエル繁殖地	鬼無里奥裾花
	平成15年9月16日	つつじ山のアカシデ	豊野町川谷
	平成19年1月11日	裏沢の絶滅セイウチ化石	信州新町化石博物館
	〃	菅沼の絶滅セイウチ化石	信州新町化石博物館
	〃	大口沢のアシカ科化石	信州新町化石博物館
	市指定	昭和42年11月1日	岩崎のイチョウ
〃		西条のカヤ（八房榎）	松代町西条
〃		明德寺のヒキガエル産卵池	松代町豊栄
〃		赤岩のトチ	七二会戊
〃		吉田のイチョウ	吉田
〃		湯福神社のケヤキ	箱清水
〃		国見のイチイ	小鍋
〃		塩生のエドヒガン（巡礼桜）	塩生甲
〃		皆神山のクロサンショウウオの産卵池	松代町豊栄
昭和47年3月1日		皇足穂命神社の大杉	富田
〃		稲田のエノキ	稲田
昭和49年7月20日		余五將軍駒つなぎのイチイ	山田中
昭和53年3月25日		性乗寺稻荷社のイチイ	七二会丙
〃		矢沢家のヒムロ	松代町松代
〃		葛山落合神社社叢	入山
昭和55年6月2日		富竹のビャクシン	富竹
〃		サワラとヒヨクヒバのキメラ	篠ノ井山布施
昭和56年8月17日		古沢家のイチイ	上ヶ屋
昭和58年3月16日		飯綱高原のシラタマノキ群生地	上ヶ屋

	指定年月日	名 称	所 在 地
	昭和60年2月9日	七二会守田神社の神木	七二会乙
	平成3年2月28日	中郷神社の社叢	篠ノ井塩崎
	平成6年1月20日	百舌原のシナノキ	広瀬
	平成6年1月20日	百舌原のカスミザクラ	広瀬
	平成9年4月1日	中村のサルスベリ	桜
	平成15年1月14日	七二会諏訪神社の大杉	七二会甲
	平成16年8月18日	西澤家のミチノクナシ	入山
	平成17年1月1日	殿屋敷のシダレイチョウ	豊野町石
	〃	泉平伊勢社の大ケヤキ	豊野町豊野
	〃	荒古のサクラ	豊野町豊野
	〃	堤の大コブシ	豊野町豊野
	〃	観音山麓豊野層褶曲構造	豊野町豊野
	〃	戸隠田頭の巖窟観音堂の大杉	戸隠栃原
	〃	戸隠平出の夫婦榎	戸隠祖山
	〃	戸隠下祖山建代神社のしだれ桜	戸隠祖山
	〃	大昌寺鎮守の大杉	戸隠栃原
	〃	戸隠中社の三本杉	戸隠中社
	〃	戸隠積沢の化石群	戸隠祖山
	〃	戸隠猿丸とどの七本松	戸隠豊岡
	〃	トガクシソウ（トガクシショウマ）	戸隠山一帯
	〃	カワシンジュガイ	戸隠
	〃	南浦のイチイ	鬼無里日影
	〃	皇大神社のケヤキ	鬼無里押出
	〃	峠のカツラ	鬼無里峠
	〃	加茂神社のスギ	鬼無里東京
	〃	峯のヒメコマツ	鬼無里中田
	〃	荒倉山神社のトチ	鬼無里上新倉
	〃	高橋のしだれザクラ	鬼無里高橋
	〃	今池湿原のミズバショウと棲息する モリアオガエル、クロサンショウウオ	鬼無里日影
	〃	一之坂亀甲岩	鬼無里日影
	〃	奥裾花のブナの原生林	鬼無里日影
	〃	クルワドウ沢入口サンドパイプ	鬼無里日影
	〃	ハチノス状風化岩	鬼無里日影
	〃	千畳敷岩	鬼無里日影
	〃	漣痕（リップルマーク）	鬼無里日影
	〃	日影向斜の向斜軸	鬼無里日影

	指定年月日	名 称	所 在 地
	平成17年1月1日	甌穴（ポットホール）	鬼無里日影
	〃	アズメ沢の化石群	鬼無里日影
	〃	クルワドウ沢の団塊	鬼無里日影
	〃	奥裾花のケスタ地形	鬼無里日影
	〃	加茂神社ねずこ	鬼無里東京
	〃	金刀比羅神社神代桜	鬼無里下新倉
	〃	飯綱神社のイチイ	鬼無里七ツ室
	〃	天宗寺の合掌桜	大岡乙
	平成19年3月15日	芦ノ尻の大ケヤキ	大岡丙
	〃	芦ノ尻のエノキ	大岡丙
	平成20年3月27日 （包括指定）	奥裾花自然園の巨木群（トチ・ブナ・ミズナラ・シナノキ・ヤチダモ・コハウチワカエデ）	鬼無里日影
	平成22年1月1日	当信神社社叢	信州新町信級
	〃	臥雲の三本杉	中条日下野
	〃	石英安山岩（通称カブツラ石）	中条日高
	平成28年3月8日 （包括指定）	樋知大神社境内のお種池及び社叢と湿性植物群落	大岡丙

改正 平成13年6月29日条例第20号
平成14年6月28日条例第26号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 基本施策等

第1節 基本方針（第6条）

第2節 環境基本計画等（第7条・第8条）

第3節 基本施策（第9条—第19条）

第3節の2 行動計画等（第19条の2・第19条の3）

第4節 施策の推進体制の整備（第20条・第20条の2）

第3章 長野市環境審議会（第21条—第25条）

附則

私たち市民は、千曲川や犀川のもたらす肥よくな土地と美しい山並みに囲まれた豊かな自然の恵みのもとで、歴史と伝統のある文化を育んできた。

しかしながら、資源やエネルギーを大量に消費し、廃棄物を大量に発生させる社会経済活動は、私たちに物の豊かさや生活の便利さをもたらした一方で、身近な自然の減少、都市・生活型公害の増加などを引き起こし、さらにはすべての生物の生存基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

私たちは、生態系の一部として存在し自然から多くの恵みを受けていること及び環境資源や環境の価値は有限であることを自覚し、自然と人との共生を確保するとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会をつくりあげていかなければならない。

私たち市民は、それぞれの役割分担のもとに、ともに手を携え協働して良好な自然環境と健全な社会環境の保全と創造を推進し、未来に誇りうる環境調和都市を実現するため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

（基本理念）

第2条 環境の保全及び創造は、すべての市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とされる健全で恵み豊かな環境を享受する権利を有すること及びその環境を将来の市民に引き継いでいく責務を有することを認識して、積極的に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人間が生態系の一部として存在し自然から多くの恵みを受けていることを認識して、生態系の均衡及び生物の多様性の確保に配慮し、自然と人とが共生していくことを目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境資源及び環境の価値が有限であることを認識して、資源・エネルギーの合理的かつ循環的利用等により、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。

4 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球環境と深く関わっていることを認識して、すべての事業活動や日常生活において地球環境の保全に資するよう行われなければならない。

（市の責務）

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、自らその社会経済活動に際して環境の保全及び創造に資する取組を率先して実行するとともに、市民及び事業者の環境の保全及び創造に資する取組を支援する責務を有する。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、事業活動において、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策（以下「環境施策」という。）に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、資源・エネルギーの節約、廃棄物の排出の抑制等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する責務を有する。

第2章 基本施策等

第1節 基本方針

第6条 市は、環境施策の策定及び実施に当たっては、環境優先の理念の下に次に掲げる事項に配慮して、これに取り組むものとする。

(1) 環境施策の対象とすべき環境の範囲は、生活環境、自然環境、歴史的・文化的環境、地球環境等を総合的にとらえたものであること、及び環境施策は、社会的条件の変化に的確に対応するものであること。

(2) 市民及び事業者の環境の保全及び創造に資する自発的かつ積極的な取組が促進されること並びに市民等の意見が反映されること。

2 この章に定める環境施策は、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に推進されなければならない。

(1) 産業型公害その他の人の健康又は生活環境に被害を及ぼす環境保全上の支障を防止し、安全な生活環境を確保すること。

(2) 都市・生活型公害を防止し、良好な生活環境を確保すること。

(3) 歴史的・文化的環境の保全、良好な景観の形成、身近な自然空間の整備及び人にやさしい都市施設の整備を推進し、快適な環境を創造すること。

(4) 生物の多様性の確保、希少野生生物の保護及び健全な自然環境に寄与する森林、農地等の保全を図り、質の高い自然環境を確保すること。

(5) 資源・エネルギーの合理的かつ循環的な利用及び廃棄物の発生の抑制を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。

(6) 環境の保全及び創造に資する取組を通じて、地球環境の保全に貢献すること。

第2節 環境基本計画等

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、長野市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 環境への配慮の指針

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関し必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見が反映されるよう努めるとともに、長野市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(長野市環境白書)

第8条 市長は、市民に環境の状況、市が講じた環境施策の実施状況等を明らかにするため、長野市環境白書を定期的に作成し、これを公表しなければならない。

第3節 基本施策

(規制的措置)

第9条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するために必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(経済的措置)

第10条 市は、事業者及び市民が自ら環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導するため、助成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査の実施及び監視体制等の整備)

第11条 市は、環境の状況の把握その他環境施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、及び環境施策を推進するために必要な監視、調査等の体制を整備するよう努めるものとする。

(事業に係る環境配慮)

第12条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業に係る環境の保全又は創造について適正に配慮するよう、必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価)

第13条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに

類する事業を行おうとする者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全又は創造について適正に配慮するよう、必要な措置を講ずるものとする。

(日常生活等に係る環境配慮)

第14条 市は、事業者及び市民が、自らその事業活動及び日常生活に係る環境への負荷の低減の目標について定め、その目標の達成状況の検証を行い、その結果に基づき、自らの事業活動及び日常生活に係る環境への負荷の低減について配慮するよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興)

第15条 市は、市民及び事業者の環境の保全及び創造についての関心と理解が深められるよう、環境教育及び環境学習の振興その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第16条 市は、市民、事業者及び民間団体が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の整備と提供)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する必要な情報を体系的に整備し、適切に提供するよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する施設の整備)

第18条 市は、下水道、廃棄物処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設その他の環境の保全に資する公共的施設の整備を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地等自然と人との豊かなふれあいに資する公共的施設その他の人にやさしい快適な環境の創造に資する公共的施設の整備を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境の保全に関する国際協力等)

第19条 市は、地球環境の保全その他広域的な取組を必要とする環境施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体その他関係機関と協力して、その推進に努めるものとする。

2 市は、市の実施する各種の国際交流を通じて、地球環境の保全に関する国際協力を推進するよう努めるものとする。

第3節の2 行動計画等

第19条の2 市は、市民及び事業者と協働して環境の保全及び創造のための行動計画を定めるものとする。

2 行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 理想とする環境像
- (2) 目標
- (3) 目標を達成するための行動
- (4) 計画を推進する仕組み
- (5) その他必要な事項

第19条の3 市、市民及び事業者は、社会経済活動、日常生活及び事業活動が前条の行動計画に適合するよう努めるものとする。

2 市は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、前条の行動計画に適合するよう努めるものとする。

第4節 施策の推進体制の整備

第20条 市は、環境施策について総合的な調整を行い、及び計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

第20条の2 市は、市、市民及び事業者が環境の保全及び創造のための活動を協働の下に推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 長野市環境審議会

(設置)

第21条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、長野市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じて環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査又は審議するほか、必要に応じて環境の保全及び創造に関する基本的事項について市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第22条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間諸団体の代表者
- (3) 市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

(特別委員)

第24条 審議会は、専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

(補則)

第25条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(長野市環境審議会条例の廃止)

2 長野市環境審議会条例(昭和45年長野市条例第73号)は、廃止する。

附 則(平成13年6月29日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に次の各号に掲げる従前の審議会等の委員である者(市議会議員のうちから委嘱された委員である者に限る。)は、この条例の施行の日に、それぞれの条例の規定により、それぞれの審議会等の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、それぞれの条例の規定にかかわらず、同日におけるそれぞれの審議会等の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(1)～(5) 略

(6) 長野市環境審議会

(7)～(20) 略

附 則(平成14年6月28日条例第26号)

この条例は、平成14年7月1日から施行する。

長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

昭和 47 年 4 月 1 日長野市条例第 10 号

改正	昭和48年 3 月 31 日 条例第14号 昭和50年 9 月 10 日 条例第50号 昭和54年 3 月 30 日 条例第18号 昭和57年 9 月 30 日 条例第65号 昭和61年 6 月 27 日 条例第27号 平成 4 年 6 月 30 日 条例第41号 平成 8 年 6 月 25 日 条例第31号 平成11年 3 月 30 日 条例第17号 平成13年 3 月 30 日 条例第11号 平成16年12月28日 条例第178号 平成19年 6 月 27 日 条例第35号 平成21年 3 月 30 日 条例第16号 平成22年12月27日 条例第67号 平成25年12月27日 条例第39号 平成30年 3 月 28 日 条例第19号 令和 3 年12月27日 条例第43号	昭和48年 9 月 29 日 条例第51号 昭和51年12月27日 条例第71号 昭和55年 9 月 29 日 条例第32号 昭和58年 3 月 30 日 条例第 9 号 平成元年 3 月 30 日 条例第15号 平成 7 年 3 月 30 日 条例第12号 平成 9 年 3 月 27 日 条例第29号 平成12年 3 月 30 日 条例第 1 号 平成14年 6 月 28 日 条例第27号 平成17年 9 月 28 日 条例第42号 平成19年12月25日 条例第58号 平成21年12月28日 条例第96号 平成23年 6 月 30 日 条例第20号 平成27年12月25日 条例第57号 平成30年12月20日 条例第53号	昭和49年 9 月 30 日 条例第51号 昭和53年 3 月 31 日 条例第18号 昭和57年 3 月 30 日 条例第18号 昭和59年 6 月 30 日 条例第54号 平成 2 年 3 月 30 日 条例第13号 平成 8 年 3 月 28 日 条例第11号 平成10年12月28日 条例第49号 平成12年 9 月 29 日 条例第51号 平成16年 3 月 30 日 条例第17号 平成18年 3 月 30 日 条例第17号 平成20年 6 月 30 日 条例第45号 平成22年 3 月 30 日 条例第14号 平成24年12月25日 条例第62号 平成28年12月27日 条例第64号 令和元年12月20日 条例第36号
----	--	---	--

(趣旨)

第 1 条 この条例は、廃棄物の排出の抑制、廃棄物の再生利用の促進その他廃棄物の処理及び清掃に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「廃棄物」、「一般廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」又は「産業廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 2 条に規定する廃棄物、一般廃棄物、特別管理一般廃棄物又は産業廃棄物をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭ごみ 家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物（し尿及び生活雑排水を除く。）をいう。
- (2) 事業ごみ 事業活動に伴って生じた一般廃棄物（し尿及び生活雑排水を除く。）をいう。
- (3) 再生資源 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。
- (4) 容器包装 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する容器包装をいう。
- (5) 再生利用 一度使用され、又は使用されずに不要となつた物を再使用し、又は再生資源を原材料とする物（以下「再生品」という。）を利用することをいう。
- (6) ごみ集積所 法第 6 条第 1 項の規定により市が定める一般廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）で定める家庭ごみを収集する場所をいう。
- (7) 多量排出事業者 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 2 条第 1 項に規定する特定建築物の占有者であつて、多量の事業ごみ（規則で定める量を超える事業ごみをいう。以下この号において同じ。）を排出するもの
 - イ 大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗において小売業を営む者であつて、多量の事業ごみを排出するもの
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、多量の事業ごみを生ずる土地又は建物の占有者であつて、市長

が必要と認めるもの

(市の責務)

第3条 市は、家庭ごみ及び事業ごみの減量に関する市民等の自主的な活動並びに公園、道路、河川その他の公共の場所の清掃に関する市民等の自主的な活動を支援するよう努めるものとする。

2 市は、家庭ごみ及び事業ごみの減量並びに廃棄物の適正な処理に関する情報の収集及び調査研究に努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、再生利用によつて得られた商品、その容器包装の再生利用が容易な商品及びその容器包装が過剰でない商品を選択すること等により、再生利用の促進及び家庭ごみの排出の抑制に努めなければならない。

2 市民は、再生利用が可能な家庭ごみを分別し、集団回収等の再生利用促進活動その他家庭ごみの減量を目的とする市民の自主的な活動に協力するとともに、生ごみ等は、堆肥化することによりなるべく自ら処分し、家庭ごみの排出の抑制に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際し、再生利用の容易な製品等の開発を行うとともに、再生資源及び再生品の利用に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際し、その再生利用の容易な容器包装若しくは過剰でない容器包装を使用すること又は容器包装を使用しないことにより、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際し、使用された容器包装の回収を行うこと等により、廃棄物の再生利用の促進に努めなければならない。

(清潔の保持)

第6条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。次条、第8条及び第12条において「占有者」という。）は、次の各号に掲げる事項を実施し、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つよう努めなければならない。

(1) 当該土地又は建物及びその面する道路の清掃を行うこと。

(2) 空き地は、みだりに廃棄物が投棄されることがないように囲い等を設け、近隣的生活環境を損なうことのないよう管理すること。

2 何人も、公共の場所を汚さないようにしなければならない。

3 公共の場所において、びら、宣伝物等を配布した者は、びら、宣伝物等が散乱した場合は、直ちに清掃しなければならない。

(一般廃棄物処理の届出)

第7条 占有者は、臨時に一般廃棄物（し尿及び生活雑排水を除く。）の収集を受けようとするときは、速やかに市長に届け出なければならない。

2 占有者は、し尿の収集を受けようとするときは、速やかに市長に届け出なければならない。届け出た事項に異動があつた場合も、同様とする。

(一般廃棄物の自己処理基準)

第8条 占有者は、一般廃棄物を自ら収集し、運搬し、又は処分するときは、特別管理一般廃棄物にあつては廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第4条の2、その他の一般廃棄物にあつては政令第3条に定める基準に準じて処理しなければならない。

(家庭ごみの適正処理)

第9条 市民は、家庭ごみを排出する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 処理計画に従つて家庭ごみを分別すること。

(2) 可燃ごみ及び不燃ごみ（次号に規定する粗大ごみを除く。）をごみ集積所に排出する際は、市長が別に定めるごみ袋（以下「指定袋」という。）に収納すること。

- (3) 粗大ごみ（指定袋に収まらない可燃ごみ及び不燃ごみで、市長が別に定めるものをいう。別表第1において同じ。）をごみ集積所に排出する際は、市長が別に定めるシール（以下「粗大ごみシール」という。）を貼付すること。
- (4) プラスチック製容器包装（ペットボトルを除く。）をごみ集積所に排出する際は、指定袋に収納すること。ただし、指定袋に収まらない場合は、この限りでない。
- (5) ごみ集積所に排出する際は、家庭ごみの種類ごとに、処理計画の定めるところにより市が定期的に収集する日に持ち込むこと。
- 2 指定袋の製造をし、指定袋の卸売をし、又は指定袋の小売（粗大ごみシールの取扱いを含む。）をしようとする者は、市長に申請し、その許可を受けなければならない。この場合において、市長は、必要な条件を付けることができる。
- 3 市長は、前項の許可を受けた者が同項後段の条件に違反し、又はこの条例に基づく規則に違反したときは、その許可を取り消すことができる。
- （家庭ごみの収集又は運搬の禁止）

第9条の2 市長及び規則で定める者以外の者は、前条第1項の規定を遵守してごみ集積所に排出された家庭ごみを収集し、又は運搬してはならない。

- 2 市長は、市長及び規則で定める者以外の者が前項の規定に違反してごみ集積所に排出された家庭ごみを収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。
- 3 前項の規定による命令は、その処分の理由及び内容を記載した書面を交付することにより行わなければならない。
- （事業ごみの適正処理）

第10条 事業者は、事業ごみの再生利用等により事業ごみの減量に努め、処理計画の定めるところにより事業ごみを自ら適正に処理しなければならない。

（多量排出事業者の責務）

第11条 多量排出事業者は、処理計画に従って事業ごみの再生利用、事業ごみの排出の抑制その他事業ごみの減量に関する計画を作成し、事業ごみの適正処理に努めなければならない。

- 2 多量排出事業者は、前項の規定により作成した計画に関する書類を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更するときも同様とする。
- 3 市長は、前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る計画が処理計画に適合しないと認めるときは、当該多量排出事業者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。
- 4 多量排出事業者は、第1項の計画の実施に関する業務を行わせるため、廃棄物管理責任者を定め、市長に届け出なければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも同様とする。
- 5 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、多量排出事業者に対し、第1項の計画の実施状況について報告を求めることができる。
- 6 市長は、前項の規定による報告があつた場合において、第1項の計画の実施状況が当該計画に照らして著しく不十分であると認めるとき又は事業ごみの処理状況が著しく不適正であると認めるときは、当該多量排出事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- 7 市長は、前項の規定による勧告を受けた多量排出事業者が当該勧告に従わなかつたときは、当該者の名称又は氏名を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該勧告を受けた者にその理由を書面により通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（一般廃棄物の収集を受ける場合の遵守事項）

第12条 占有者が自ら処分できない一般廃棄物に関し市が行う収集を受ける場合の遵守事項は、規則で定める。

（廃棄物処理施設の受入基準）

第13条 市民及び事業者（市民又は事業者から運搬の委託を受けた者を含む。）は、市の廃棄物処理施設に廃棄物を搬入する場合は、市長が別に定める受入基準に従わなければならない。

（手数料）

第 14 条 一般廃棄物の処理手数料の額は別表第 1 の、その他の手数料の額は別表第 2 のとおりとする。

第 15 条及び第 16 条 削除

(手数料の減免)

第 17 条 市長は、特別な理由があると認めるときは、第 14 条に規定する手数料を減免することができる。

(改善の指示)

第 18 条 市長は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に支障があると認めるとき又は生活環境の保全上適当でないとき、その改善を指示することができる。

(立入検査)

第 19 条 市長は、法第 19 条第 1 項の規定によるほか、多量排出事業者の事業ごみの処理の適正化を図るため必要な限度において、当該職員に、必要と認める場所に立ち入り、必要な帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(技術管理者の資格)

第 19 条の 2 法第 21 条第 3 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 2 条第 1 項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2 年以上法第 20 条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者
- (4) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法による大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、4 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、5 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(生活環境影響調査の結果の縦覧等の対象施設)

第 20 条 法第 9 条の 3 第 2 項(同条第 9 項(法第 9 条の 3 の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による法第 9 条の 3 第 1 項に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(以下「生活環境影響調査」という。)

の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「対象施設」という。）は、法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設とする。

（縦覧）

第21条 市長は、法第9条の3第2項の規定により調査書を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 縦覧の場所
- (2) 縦覧の期間
- (3) 法第8条第2項第2号から第5号までに掲げる事項
- (4) 実施した生活環境影響調査の項目
- (5) 意見書の提出先及び提出期限

2 市長は、前項の規定による縦覧をするときは、調査書と併せて、法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類を公衆の縦覧に供するものとする。

3 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 長野市役所
- (2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、市長が必要と認める場所

4 縦覧の期間は、第1項の規定による告示の日から起算して1月間（当該対象施設が法第9条の3の2第1項の同意に係る一般廃棄物処理施設である場合には、1月以内で非常災害の状況を勘案して市長が定める期間）とする。

（意見書の提出）

第22条 法第9条の3第2項の規定により、対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者が生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる期限は、前条第4項の縦覧の期間満了の日の翌日から起算して2週間（当該対象施設が法第9条の3の2第1項の同意に係る一般廃棄物処理施設である場合には、2週間以内で非常災害の状況を勘案して市長が定める期間）を経過する日までとする。

2 前項の意見書の提出先は、前条第3項に規定する場所とする。

（受託者による生活環境影響調査の結果の縦覧等の対象施設）

第23条 市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に係る法第9条の3の3第2項（同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による法第9条の3の3第1項に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「受託者の生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「受託者の調査書」という。）の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「受託者の対象施設」という。）は、政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設とする。

（公衆の縦覧に供する旨の届出）

第24条 受託者は、受託者の対象施設に係る受託者の生活環境影響調査を行つたときは、速やかに受託者の調査書を公衆の縦覧に供する旨を市長に届け出なければならない。

（受託者が縦覧する旨の告示）

第25条 市長は、前条の規定による届出がされ、受託者が受託者の調査書を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 縦覧の場所
- (2) 縦覧の期間
- (3) 法第8条第2項第2号から第5号までに掲げる事項
- (4) 実施した受託者の生活環境影響調査の項目
- (5) 意見書の提出先及び提出期限

（受託者による縦覧）

第26条 受託者は、前条の規定による告示がされ、受託者の調査書を縦覧するときは、受託者の調査書と併せて、法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類を公衆の縦覧に供するものとする。

2 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

(1) 長野市役所

(2) 受託者の生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、市長が必要と認める場所

3 縦覧の期間は、前条の規定による告示の日から起算して1月以内で非常災害の状況を勘案して市長が定める期間とする。

(受託者に対する意見書の提出)

第27条 法第9条の3の3第2項の規定により、受託者の対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者が生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる期限は、前条第3項の縦覧の期間満了の日の翌日から起算して2週間以内で非常災害の状況を勘案して市長が定める期間を経過する日までとする。

2 前項の意見書の提出先は、前条第2項に規定する場所とする。

(長野市廃棄物減量等推進審議会)

第28条 法第5条の7の規定により、長野市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じてごみの減量、再資源化、し尿処理等に関する事項について調査又は審議するほか、必要に応じてごみの減量、再資源化、し尿処理等に関する事項について市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第29条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 民間諸団体の代表者

(3) 市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 審議会は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

8 審議会は、専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

(長野市行政手続条例の適用除外)

第30条 第9条の2第2項の規定による命令については、長野市行政手続条例（平成7年長野市条例第41号）第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第32条 第9条の2第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。ただし、別表第1の一般廃棄物（し尿を除く。）中、指定の場所へ搬入するものの処理手数料及び別表第3については、昭和47年7月1日から施行する。

(条例の廃止)

2 長野市清掃条例(昭和42年長野市条例第61号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(旧条例に関する経過措置)

3 別表第1の一般廃棄物(し尿を除く。)中、市が収集、運搬及び処分するものの普通処理手数料及び特別処理手数料については、この条例の改正規定にかかわらず、昭和47年6月30日までの間は、なお旧条例別表に規定する普通手数料及び特別手数料によるものとする。

4 この条例施行の際、旧条例の規定に基づいてなされた申請又は許可等については、この条例の相当規定に基づいてなされた申請又は許可等とみなす。

(若穂地区、豊野地区、戸隠地区、鬼無里地区、大岡地区、信州新町地区及び中条地区のし尿処理手数料に関する経過措置)

5 当分の間、長野市支所設置条例(昭和41年長野市条例第9号)別表に掲げる若穂支所、豊野支所、戸隠支所、鬼無里支所、大岡支所、信州新町支所及び中条支所の所管区域に係る別表第1の規定の適用については、同表し尿の項中

「定額によるもの	基本料(1世帯につき)	1月	68円
	人数割料(1人につき)	1月	441円
	月2回以上くみ取りの場合の加算料 (1回につき)		485円
	便槽2箇所以上の場合の加算料 (1箇所につき)		338円
従量によるもの	36リットルまでごとに		412円」

とあるのは、

「36リットルまでごとに	412円」
--------------	-------

とする。

附 則(昭和48年3月31日条例第14号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年9月29日条例第51号)

この条例は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則(昭和49年9月30日条例第51号)

この条例は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則(昭和50年9月10日条例第50号)

この条例は、昭和50年10月1日から施行する。

附 則(昭和51年12月27日条例第71号)

この条例は、昭和52年1月1日から施行する。

附 則(昭和53年3月31日条例第18号)

この条例は、昭和53年5月1日から施行する。

附 則(昭和54年3月30日条例第18号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年9月29日条例第32号)

この条例は、昭和55年11月1日から施行する。

附 則(昭和57年3月30日条例第18号)

この条例は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 57 年 9 月 30 日条例第 65 号）

この条例は、昭和 57 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 58 年 3 月 30 日条例第 9 号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和 58 年 5 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に処理する一般廃棄物（し尿を除く。）の処理手数料及び産業廃棄物の処理に要する費用の額について適用し、施行日前に処理した一般廃棄物（し尿を除く。）の処理手数料及び産業廃棄物の処理に要する費用の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和 59 年 6 月 30 日条例第 54 号）

この条例は、昭和 59 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 6 月 27 日条例第 27 号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和 61 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に処理するし尿の処理手数料について適用し、施行日前に処理したし尿の処理手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成元年 3 月 30 日条例第 15 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「新条例」という。）別表第 1 の規定はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に処理する一般廃棄物（し尿及び生活雑排水を除く。）の処理手数料について、新条例別表第 3 の規定は施行日以後に処理する産業廃棄物の処理に要する費用の額について適用し、施行日前に処理した一般廃棄物（し尿及び生活雑排水を除く。）の処理手数料及び産業廃棄物の処理に要する費用の額については、なお従前の例による。

附 則（平成 2 年 3 月 30 日条例第 13 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 年 5 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に処理する一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処理に要する費用の額について適用し、施行日前に処理した一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処理に要する費用の額については、なお従前の例による。

附 則（平成 4 年 6 月 30 日条例第 41 号）

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、平成 4 年 8 月 1 日から施行する。（平成 4 年規則 29 号により、同年 7 月 4 日から施行）

（経過措置）

2 改正後の長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第 1 の規定は、この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）の施行の日（以下「施行日」という。）以後に処理する一般廃棄物の処理手数料について適用し、施行日前に処理した一般廃棄物の処理手数料の額については、なお従前の例

による。

附 則（平成 7 年 3 月 30 日条例第 12 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 7 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に処理する一般廃棄物の処理手数料について適用し、同日前に処理した一般廃棄物の処理手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 8 年 3 月 28 日条例第 11 号）

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 6 月 25 日条例第 31 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 8 年 11 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条の次に 1 条を加える改正規定中第 9 条第 2 項及び第 3 項の部分は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「新条例」という。）別表第 1 及び別表第 3 の規定は、この条例の施行の日以後に処理する一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処理に要する費用の額について適用し、同日前に処理した一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処理に要する費用の額については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日から平成 9 年 3 月 31 日までの間に限り、新条例別表第 1 一般廃棄物（し尿及び生活雑排水を除く。）の項定期収集によるものの部分の規定の適用については、同部分中「1 世帯 1 年度につき 161 袋以上 200 袋以下」とあるのは、「1 世帯 1 年度につき 71 袋以上 90 袋以下」とする。

附 則（平成 9 年 3 月 27 日条例第 29 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 3 改正後の長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に処理する一般廃棄物の処理手数料について適用し、同日前に処理した一般廃棄物の処理手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 10 年 12 月 28 日条例第 49 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に処理する一般廃棄物の処理手数料について適用し、同日前に処理した一般廃棄物の処理手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 11 年 3 月 30 日条例第 17 号）

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 30 日条例第 1 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条中長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 2 条の改正規定は、同年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 9 月 29 日条例第 51 号）

この条例は、平成 12 年 11 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 30 日条例第 11 号）

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定は公布の日から、別表第 1 の改正規定（特定家庭用機器廃棄物に係る部分を除く。）は同年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 6 月 28 日条例第 27 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 30 日条例第 17 号）

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年 12 月 28 日条例第 178 号）

改正

平成 17 年 9 月 28 日条例第 42 号

平成 18 年 3 月 30 日条例第 17 号

平成 20 年 6 月 30 日条例第 45 号

平成 22 年 12 月 27 日条例第 67 号

平成 30 年 12 月 20 日条例第 53 号

（施行期日）

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項から第 9 項までの規定は、同年 1 月 1 日から施行する。

（戸隠村、鬼無里村及び大岡村の編入に伴う経過措置）

2 戸隠村、鬼無里村及び大岡村の区域における家庭ごみをごみ集積所に排出する方法は、平成 17 年 3 月 31 日までの間に限り、改正後の長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「新条例」という。）の規定にかかわらず、戸隠村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 15 年戸隠村条例第 6 号）、鬼無里村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 7 年鬼無里村条例第 25 号）及び大岡村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 13 年大岡村条例第 7 号）の例による。

（豊野町の編入に伴う経過措置）

3 平成 17 年 1 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間、新条例第 13 条の規定にかかわらず、豊野地区の市民及び事業者（当該者から運搬の委託を受けた者を含む。）は、清掃センターに可燃ごみを搬入することができない。

（大岡村廃棄物の不法投棄の防止に関する条例の失効に伴う経過措置）

4 平成 17 年 1 月 1 日前にした大岡村廃棄物の不法投棄の防止に関する条例（平成 8 年大岡村条例第 34 号）の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、大岡村廃棄物の不法投棄の防止に関する条例の例による。

附 則（平成 17 年 9 月 28 日条例第 42 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

（長野市廃棄物処理審議会条例の廃止）

2 長野市廃棄物処理審議会条例（昭和 42 年長野市条例第 38 号）は、廃止する。

（長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

3 長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（平成 16 年長野市条例第 178 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

4 長野市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和 41 年長野市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成 18 年 3 月 30 日条例第 17 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

（長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（平成 16 年長野市条例第 178 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成 19 年 6 月 27 日条例第 35 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項の改正規定中大岡支所の所管区域に係る別表第 1 の規定の適用に係る部分は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例（前項ただし書に係る部分を除く。）による改正後の長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に処理する一般廃棄物の処理手数料について適用し、同日前に処理した一般廃棄物の処理手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年 12 月 25 日条例第 58 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に処理する一般廃棄物の処理手数料について適用し、同日前に処理した一般廃棄物の処理手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 6 月 30 日条例第 45 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 21 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 9 条第 2 項の規定により市長の許可を受けている者に係る同条第 1 項第 2 号に規定する指定袋（以下「旧指定袋」という。）の製造及び販売の許可の効力は、なお従前の例による。

- 3 この条例による改正後の長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後に収集する一般廃棄物の処理手数料について適用し、施行日前に収集した一般廃棄物の処理手数料については、なお従前の例による。

- 4 この条例の施行の際現に存する旧指定袋（可燃ごみ及び不燃ごみに係るものに限る。）については、当分の間、新条例別表第 1 に定める処理手数料を納付したことを証するシールをちょう付した場合に限り、これを新条例第 9 条第 1 項第 2 号に規定する指定袋とみなして、使用することができる。

- 5 この条例の施行の際現に存する旧指定袋（プラスチック製容器包装に係るものに限る。）については、これを新条例第 9 条第 1 項第 4 号に規定する指定袋とみなして、使用することができる。

（準備行為）

- 6 新条例第 9 条第 2 項の規定による申請及び許可並びにこれらに関し必要な行為は、施行日前においても、同項の規定の例により行うことができる。

- 7 前項の許可を受けた者に係る許可の取消しについては、施行日前においても、新条例第 9 条第 3 項の規定の例により行うことができる。

- 8 新条例別表第 1 の規定による手数料は、施行日前においても徴収することができる。

（委任）

9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(長野市収入証紙条例の一部改正)

10 長野市収入証紙条例(昭和46年長野市条例第9号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

11 長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例(平成16年長野市条例第178号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成21年3月30日条例第16号)

この条例は、平成21年7月1日から施行する。ただし、第15条及び第16条の改正規定、第17条の改正規定、別表第1の改正規定並びに別表第3を削る改正規定は、同年10月1日から施行する。

附 則(平成21年12月28日条例第96号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

(中条村廃棄物不法投棄防止条例の失効に伴う経過措置)

2 中条村の編入の前にした中条村廃棄物不法投棄防止条例(平成11年中条村条例第17号)の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、同条例の例による。

附 則(平成22年3月30日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に処理する一般廃棄物の処理手数料について適用し、同日前に処理した一般廃棄物の処理手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成22年12月27日条例第67号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に処理する一般廃棄物の処理手数料について適用し、同日前に処理した一般廃棄物の処理手数料については、なお従前の例による。

(長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例(平成16年長野市条例第178号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成23年6月30日条例第20号)

この条例は、平成23年7月1日から施行する。

附 則(平成24年12月25日条例第62号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に処理する一般廃棄物の処理手数料について適用し、同日前に処理した一般廃棄物の処理手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 12 月 27 日条例第 39 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に処理する一般廃棄物の処理手数料について適用し、同日前に処理した一般廃棄物の処理手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 12 月 25 日条例第 57 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に処理する一般廃棄物の処理手数料について適用し、同日前に処理した一般廃棄物の処理手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 12 月 27 日条例第 64 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、公布の日から施行する。
（適用区分）

- 2 この条例による改正後の長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「新条例」という。）の規定及び次項の規定は、この条例の施行の日以後に処理する一般廃棄物の処理手数料について適用し、同日前に処理した一般廃棄物の処理手数料については、なお従前の例による。

（平成 29 年度における処理手数料の特例）

- 3 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に処理する生活雑排水の処理手数料については、新条例別表第 1 生活雑排水の項中「738 円」とあるのは「658 円」と、「961 円」とあるのは「857 円」と、「1,181 円」とあるのは「1,053 円」と、「221 円」とあるのは「197 円」とする。

（平成 30 年度における処理手数料の特例）

- 4 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に処理する生活雑排水の処理手数料については、新条例別表第 1 生活雑排水の項中「738 円」とあるのは「698 円」と、「961 円」とあるのは「909 円」と、「1,181 円」とあるのは「1,117 円」と、「221 円」とあるのは「209 円」とする。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日条例第 19 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 20 日条例第 53 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（1）附則第 4 項の規定 公布の日

（2）第 1 条の規定 平成 31 年 3 月 1 日

（3）第 2 条、次項及び附則第 3 項の規定 平成 31 年 4 月 1 日

（経過措置）

- 2 第 2 条の規定による改正後の長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、前項第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に処理する一般廃棄物の処理手数料について適用し、同日前に処理した一般廃棄物の処理手数料については、なお従前の例による。

（長野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

- 3 長野市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 41 年長野市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

(長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

4 長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（平成 16 年長野市条例第 178 号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（令和元年 12 月 20 日条例第 36 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に処理する一般廃棄物の処理手数料について適用し、同日前に処理した一般廃棄物の処理手数料については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 12 月 27 日条例第 43 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定及び次項の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第 1 の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以後に処理する一般廃棄物の処理手数料について適用し、同日前に処理した一般廃棄物の処理手数料については、なお従前の例による。

別表第 1（第 14 条関係）

区分					金額	
一般廃棄物（し尿及び生活雑排水を除く。）	市が収集、運搬及び処分するもの	定期収集によるもの	可燃ごみ	容量が 10 リットル相当の指定袋 1 袋につき	10 円	
				容量が 20 リットル相当の指定袋 1 袋につき	20 円	
				容量が 30 リットル相当の指定袋 1 袋につき	30 円	
				容量が 40 リットル相当の指定袋 1 袋につき	40 円	
			不燃ごみ	容量が 20 リットル相当の指定袋 1 袋につき	20 円	
				容量が 30 リットル相当の指定袋 1 袋につき	30 円	
			粗大ごみ	粗大ごみシール 1 枚につき	40 円	
			その他のもの	一時的に多量に排出されるごみ	2 トン積み小型自動車 1 台に相当する分まで	26,100 円
					2 トン積み小型自動車 1 / 2 台に相当する分まで	16,600 円
					2 トン積み小型自動車 1 / 4 台に相当する分まで	11,800 円
特定家庭用機器廃棄物	一時的に多量に排出されるごみと併せて収集及び運搬する場合（1 台につき）	1,500 円				

		その他の場合	4,400円と1,500円に特定家庭用機器廃棄物の台数を乗じて得た額との合計額
		犬、猫等の死体	一般焼却 4,400円と犬、猫等の死体の重量10キログラムまでごとに170円を加算して得た額との合計額
資源再生センターに搬入するもの	不燃ごみ	10キログラムまでごとに	180円
	プラスチック製容器包装	10キログラムまでごとに	30円
	資源物	10キログラムまでごとに	30円
	特定家庭用機器廃棄物	1台につき	1,500円
市長が別に定める場所に搬入する指定廃棄物	コンクリートくず類	1キログラムまでごとに	100円以下で市長が別に定める額
		1個につき	1,000円以下で市長が別に定める額
	金属類	1キログラムまでごとに	100円以下で市長が別に定める額
		1個につき	20,000円以下で市長が別に定める額
	スプリング入りソファ及びマット	1個につき	10,000円以下で市長が別に定める額
	タイヤ	1本につき	500円以下で市長が別に定める額
	その他市長が別に定めるもの	1キログラムまでごとに	100円以下で市長が別に定める額
		1個につき	20,000円以下で市長が別に定める額
し尿	定額によるもの	基本料（1世帯につき）	1月 68円
		人数割料（1人につき）	1月 441円
		月2回以上くみ取りの場合の加算料（1回につき）	485円
		便槽2箇所以上の場合の加算料（1箇所につき）	338円
	従量によるもの	36リットルまでごとに	412円
	特別加算料	清掃車から便槽又は浄化槽までのくみ取り可能な最短距離	

	40メートル以上 60メートル未満 (1回のくみ取りにつき)	338円
	60メートル以上 (1回のくみ取りにつき)	467円
生活雑排水	簡易浄化槽の容量別定額(1回の作業につき)	
	100リットル未満	813円
	100リットル以上 150リットル未満	1,057円
	150リットル以上 200リットル未満	1,301円
	200リットル以上	1,301円に50リットルまでごとに244円を加算した額

備考1 一般廃棄物(し尿及び生活雑排水を除く。)の処理手数料に係る定期収集によるもの及びその他のもの並びに資源再生センターに搬入するもの並びにし尿の処理手数料に係る定額によるもの及び従量によるものの適用については、規則に定めるところによる。

- 2 「指定廃棄物」とは、市の廃棄物処理施設で処理が困難な家庭ごみのうち、市長が別に指定するものをいう。
- 3 「特定家庭用機器廃棄物」とは、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物をいう。
- 4 「浄化槽」とは、浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽(同法第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条の規定により浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽とみなされるものを含む。)をいう。
- 5 「簡易浄化槽」とは、専ら生活雑排水を処理する施設をいう。

別表第2(第14条関係)

区分	金額(1件につき)	
(1) 法第7条第1項又は第6項の規定による一般廃棄物処理業の許可の申請に対する審査	10,000円	
(2) 法第7条第2項又は第7項の規定による一般廃棄物処理業の許可の更新の申請に対する審査	7,000円	
(3) 法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	5,000円	
(4) 法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの	130,000円
	イ ア以外の一般廃棄物処理施設に係るもの	110,000円
(5) 法第9条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの	120,000円
	イ ア以外の一般廃棄物処理施設に係るもの	100,000円
(6) 法第9条の2の4第1項の規定による熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定の申請に対する審査	33,000円	

(7) 法第9条の2の4第2項の規定による熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定の更新の申請に対する審査		20,000円
(8) 法第9条の5第1項(法第15条の4において準用する場合を含む。)の規定による廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請に対する審査		94,000円
(9) 法第9条の6第1項(法第15条の4において準用する場合を含む。)の規定による法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査		94,000円
(10) 法第12条の7第1項の規定による2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査		147,000円
(11) 法第12条の7第7項の規定による2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査		134,000円
(12) 法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査		81,000円
(13) 法第14条第2項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査		73,000円
(14) 法第14条第6項の規定による産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査		100,000円
(15) 法第14条第7項の規定による産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査		94,000円
(16) 法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査		71,000円
(17) 法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査		92,000円
(18) 法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査		81,000円
(19) 法第14条の4第2項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査		74,000円
(20) 法第14条の4第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査		100,000円
(21) 法第14条の4第7項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査		95,000円
(22) 法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査		72,000円
(23) 法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査		95,000円
(24) 法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	ア 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの	140,000円
	イ ア以外の産業廃棄物処理施設に係るもの	120,000円
(25) 法第15条の2の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	ア 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの	130,000円
	イ ア以外の産業廃棄物処理施設に係るもの	110,000円

(26) 法第 15 条の 3 の 3 第 1 項の規定による熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定の申請に対する審査	33,000 円
(27) 法第 15 条の 3 の 3 第 2 項の規定による熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定の更新の申請に対する審査	20,000 円
(28) 前各号の許可証等の再交付	4,000 円

長野市ポイ捨て、道路等における喫煙等を防止し、きれいなまちをつくる条例

平成22年12月27日

長野市条例第65号

改正

平成29年12月25日

条例第44号

長野市ポイ捨て、道路等における喫煙等を防止し、きれいなまちをつくる条例

(目的)

第1条 この条例は、ポイ捨て、道路等における喫煙等の防止に関し、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、禁止行為その他必要な事項を定めることにより、きれいなまちの実現並びに市民等の身体及び財産の安全の確保を図り、もって良好で快適な市民等の生活環境の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ポイ捨て たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、空き缶等その他これらに類する散乱性の高いものを、吸い殻入れ、ごみ箱、回収容器その他の定められた場所以外の場所にみだりに捨てることをいう。
- (2) たばこ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこ及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。
- (3) 空き缶等 飲食物を収納し、又は収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器をいう。
- (4) 道路等 道路、公園その他屋外の公共の場所をいう。
- (5) 喫煙 火のついたたばこを吸う行為又は持つ行為をいう。
- (6) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (7) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、ポイ捨て、道路等における喫煙等の防止に関する必要な施策を実施するとともに、市民等及び事業者に対し、まちの美化に関する意識を高めるための啓発を行うものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、自らポイ捨て、道路等における喫煙等の防止に関する意識を高めるとともに、まちの美化活動に努めなければならない。

- 2 市民等は、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その従業員のポイ捨て、道路等における喫煙等の防止に関する意識の啓発を行うとともに、自己の施設等の清潔を保持し、まちの美化の推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、ポイ捨て、道路等における喫煙等の防止について、消費者に対する意識の啓発その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 事業者は、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(自動販売機設置者の責務)

第6条 飲食物の自動販売機を設置し、又は管理する事業者は、空き缶等の回収容器を設置し、これを適正に管理するよう努めなければならない。

(ポイ捨ての禁止)

第7条 市民等は、ポイ捨てをしてはならない。

(道路等における喫煙の禁止)

第8条 市民等は、次の各号のいずれかに該当するときは、道路等において喫煙をしてはならない。

(1) 歩行しているとき又は自転車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車並びに同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。）に乗車しているとき。

(2) 吸い殻入れが設置されていない場所で、吸い殻入れを携帯していないとき。

（廃棄物の投棄の禁止）

第9条 市民等は、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）の処理に当たっては、法令、条例その他の定めを遵守し、道路等又は他人が所有し、占有し、若しくは管理している場所に不法に投棄してはならない。

（飼い犬のふんの放置の禁止）

第10条 飼い犬の所有者（所有者以外の者が飼養し、又は管理する場合は、その者を含む。）は、道路等又は他人が所有し、占有し、若しくは管理している場所に飼い犬のふんを放置してはならない。

（遵守事項）

第11条 市民等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 道路等において自ら生じさせたごみを持ち帰り、又はごみ箱、回収容器等に収納すること。

(2) 道路等で喫煙をする場合においては、たばこの火を適正に管理し、周囲の者の安全を確保すること。

(3) 火を使わないたばこを歩きながら吸う等の行為をしないよう努めること。

(4) 飼い犬に散歩、運動等をさせる場合においては、ふんを処理するための用具を携帯し、当該飼い犬のふんを適正に処理すること。

（重点地区の指定）

第12条 市長は、ポイ捨て及び道路等における喫煙を防止するため特に必要があると認める区域を重点地区として指定することができる。

2 市長は、重点地区を指定するときは、あらかじめ、地域住民の意見を聴くとともに、関係団体又は関係行政機関と協議するものとする。

3 市長は、重点地区を指定したときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

4 市長は、必要があると認めるときは、重点地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合において、前2項の規定は、当該指定の解除及び区域の変更について準用する。

5 市長は、重点地区を指定したときは、その指定の目的を達成するために必要な施策を実施するものとする。

（重点地区内における禁止行為）

第13条 第8条の規定にかかわらず、重点地区内においては、正当な権原に基づき吸い殻入れが設置されている場所を除き、道路等で喫煙をしてはならない。

（指導及び勧告）

第14条 市長は、第7条から第10条までの規定のいずれかに違反した者に対し、原状回復その他必要な措置を講ずるよう指導又は勧告をすることができる。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（過料）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 重点地区内において第7条の規定に違反した者

(2) 第13条の規定に違反した者

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月25日条例第44号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例

平成 22 年 12 月 27 日
長野市条例第 66 号

改正 平成 23 年 6 月 30 日条例第 21 号
令和元年 10 月 21 日条例第 30 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
- 第 2 章 廃棄物の適正な処理に関する規制
 - 第 1 節 廃棄物の保管等に関する基準等（第 6 条—第 10 条）
 - 第 2 節 小規模廃棄物焼却施設の設置の届出等（第 11 条—第 19 条）
 - 第 3 節 排出等事業者等の講ずべき措置（第 20 条—第 28 条）
- 第 3 章 再生利用業者の指定
 - 第 1 節 一般廃棄物再生利用業（第 29 条—第 36 条）
 - 第 2 節 産業廃棄物再生利用業（第 37 条—第 44 条）
- 第 4 章 廃棄物の処理施設の設置等に関する合意形成の手續
 - 第 1 節 周辺地域の生活環境に対する配慮等（第 45 条—第 47 条）
 - 第 2 節 事業計画協議（第 48 条—第 68 条）
 - 第 3 節 長野市廃棄物処理事業計画協議審議会（第 69 条—第 73 条）
- 第 5 章 雑則（第 74 条—第 81 条）
- 第 6 章 罰則（第 82 条—第 84 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、廃棄物の適正な処理に関する規制、廃棄物の処理施設の設置等に関する合意形成の手續その他必要な事項を定めることにより、廃棄物の適正な処理を確保し、もって市民の生活環境の保全に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。
- （2）産業廃棄物 法第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物をいう。
- （3）排出等事業者 産業廃棄物を市内において排出する事業者又は自ら排出した産業廃棄物を市内において保管する事業者をいう。
- （4）一般廃棄物再生利用業者 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「省令」という。）第 2 条第 2 号又は第 2 条の 3 第 2 号の規定により市長の指定を受けた者をいう。
- （5）産業廃棄物再生利用業者 省令第 9 条第 2 号又は第 10 条の 3 第 2 号の規定により市長の指定を受けた者をいう。
- （6）廃棄物処理業者等 次に掲げる者のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 法第 7 条第 1 項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者
 - イ 法第 7 条第 6 項の規定による一般廃棄物処分業の許可を受けた者
 - ウ 法第 14 条第 1 項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者
 - エ 法第 14 条第 6 項の規定による産業廃棄物処分業の許可を受けた者
 - オ 法第 14 条の 4 第 1 項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者
 - カ 法第 14 条の 4 第 6 項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた者
 - キ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号。以下この号及び第 48 条において「使用済自動車再資源化法」という。）第 60 条第 1 項の規定による解体業の許可を受けた者
 - ク 使用済自動車再資源化法第 67 条第 1 項の規定による破砕業の許可を受けた者

- ケ 一般廃棄物再生利用業者
 - コ 産業廃棄物再生利用業者
- (市の責務)

第3条 市は、廃棄物の適正な処理を確保し、生活環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止するため、法又はこの条例の規定に基づく処分、勧告等を厳正かつ速やかに行わなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その廃棄物の適正な処理を行うために必要な管理体制を整備するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、速やかに当該処理の状況を市その他の関係機関に通報するよう努めなければならない。

第2章 廃棄物の適正な処理に関する規制

第1節 廃棄物の保管等に関する基準等

(廃棄物の保管に関する基準)

第6条 排出等事業者及び廃棄物処理業者等は、廃棄物の保管を行うときは、規則で定める廃棄物の保管に関する基準に従わなければならない。

(改善命令)

第7条 前条の基準に適合しない廃棄物の保管が行われたときは、市長は、当該保管を行った排出等事業者又は廃棄物処理業者等に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(木くずの保管期間等)

第8条 木くず(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第2条第2号に掲げるものをいう。次項において同じ。)のうち建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)を保管する者は、規則で定める期間を超えてこれを保管してはならない。ただし、処分又は再生のための保管を行う場合その他の規則で定める場合は、この限りでない。

2 木くずチップ(木くずを切断し、破碎し、又は粉碎したもので廃棄物以外のものをいう。以下同じ。)を保管する者は、規則で定める期間を超えてこれを保管してはならない。ただし、容器を用いて保管する場合その他の規則で定める場合は、この限りでない。

3 前項に規定するもののほか、木くずチップを保管する者は、規則で定める保管に関する基準に従い、生活環境の保全上の支障のないようにこれを保管しなければならない。

(木くずチップの使用に関する基準)

第9条 木くずチップを使用する者は、規則で定める使用に関する基準に従い、生活環境の保全上の支障のないようにこれを使用しなければならない。

(改善命令)

第10条 第8条第3項の基準に適合しない木くずチップの保管が行われたときは、市長は、当該保管を行った者に対し、期限を定めて、木くずチップの保管の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第2節 小規模廃棄物焼却施設の設置の届出等

(小規模廃棄物焼却施設の設置の届出)

第11条 廃棄物の焼却施設(政令第5条第1項のごみ処理施設並びに政令第7条第3号、第5号、第8号、第12号及び第13号の2の焼却施設を除く。)で1時間当たりの処理能力が50キログラム以上のもの又は格子面積若しくは火床面積が0.5平方メートル以上のもの(以下「小規模廃棄物焼却施設」という。)を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 小規模廃棄物焼却施設の設置の場所
- (3) 小規模廃棄物焼却施設において処理する廃棄物の種類

- (4) 小規模廃棄物焼却施設の処理能力
- (5) 小規模廃棄物焼却施設の位置
- (6) 小規模廃棄物焼却施設の構造
- (7) 小規模廃棄物焼却施設の維持管理の方法
- (8) その他規則で定める事項

2 同一の事業場内において2以上の廃棄物の焼却施設を設置しようとする者に係る前項の規定の適用については、当該2以上のすべての廃棄物の焼却施設の処理能力又は火格子面積若しくは火床面積をそれぞれ合算して適用する。

(構造等の変更の届出)

第12条 前条の規定による届出をした者は、その届出に係る同条第1項第3号から第7号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(計画変更命令等)

第13条 市長は、第11条の規定による届出又は前条の規定による届出があった場合において、その届出に係る小規模廃棄物焼却施設の構造又は維持管理の方法が規則で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日の翌日から起算して60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る小規模廃棄物焼却施設の構造若しくは維持管理の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第11条の規定による届出に係る小規模廃棄物焼却施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第14条 第11条の規定による届出又は第12条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日の翌日から起算して60日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る小規模廃棄物焼却施設を設置し、又はその届出に係る小規模廃棄物焼却施設の構造若しくは維持管理の方法を変更してはならない。

2 市長は、第11条の規定による届出又は第12条の規定による届出の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第15条 第11条の規定による届出をした者は、その届出に係る同条第1項第1号に掲げる事項に変更があったとき又はその届出に係る小規模廃棄物焼却施設の使用を廃止したときは、当該変更又は廃止のあった日の翌日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第16条 第11条の規定による届出をした者からその届出に係る小規模廃棄物焼却施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該小規模廃棄物焼却施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第11条の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る小規模廃棄物焼却施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該小規模廃棄物焼却施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第11条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日の翌日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(構造及び維持管理の方法に関する基準の遵守義務)

第17条 小規模廃棄物焼却施設を設置している者は、規則で定める構造及び維持管理の方法に関する基準を遵守しなければならない。

(基準適合命令等)

第18条 市長は、小規模廃棄物焼却施設を設置している者が前条の構造又は維持管理の方法に関する基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該小規模廃棄物焼却施設について同条の構造又は維持管理の方法に関する基準に従うべきことを命じ、又は当該小規模廃棄物焼却施設の使用の一時停止を命ずることができる。

(小規模廃棄物焼却施設を設置する者の記録)

第19条 小規模廃棄物焼却施設を設置する者(廃棄物処理業者等及び建設業法(昭和24年法律第100号)

第2条第1項に規定する建設工事の受注者で規則で定めるものを除く。)は、規則で定めるところにより、第11条の規定による届出に係る小規模廃棄物焼却施設に関し規則で定める事項を記録し、これを保存しなければならない。

第3節 排出等事業者等の講ずべき措置

(排出等事業者の講ずべき措置)

第20条 排出等事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を委託するときは、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の委託をした場合において、排出等事業者は、市内においてその産業廃棄物の不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)を講ずるとともに、規則で定めるところにより、当該支障の除去等の措置について市長に報告しなければならない。

(支障の除去等の措置に関する勧告)

第21条 市長は、前条第2項の産業廃棄物の不適正な処理により生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合において、その排出等事業者が同条第1項及び第2項の規定に違反して措置を講じなかったときは、当該排出等事業者に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを勧告することができる。

(工事発注者の講ずべき措置)

第22条 建設業法第2条第1項に規定する建設工事(市内において施工されるものに限る。以下単に「建設工事」という。)を発注する者(第25条第1項及び第46条において「工事発注者」という。)は、その建設工事の受注者(以下「工事受注者」という。)に対し、当該工事受注者が当該建設工事に伴い生ずる産業廃棄物の処理を適正に行い得ることを確認するよう努めなければならない。

(工事発注事業者の講ずべき措置)

第23条 建設工事のうち規則で定めるものを発注する事業者(以下「工事発注事業者」という。)は、工事受注者に対し、当該建設工事に伴い生ずる産業廃棄物の処理が適正に行われるために、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物の処理に関する事項を確認しなければならない。

2 工事発注事業者は、前項の規定による確認をしたときは、規則で定めるところにより、その内容を記録し、これを保存しなければならない。

3 工事発注事業者は、市内においてその建設工事に伴い生ずる産業廃棄物の不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、速やかに支障の除去等の措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより、当該支障の除去等の措置について市長に報告しなければならない。

(支障の除去等の措置に関する勧告)

第24条 市長は、前条第3項の産業廃棄物の不適正な処理により生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合において、その工事発注事業者が同条第1項の規定に違反して確認をせず、かつ、同条第3項の規定に違反して措置を講じなかったときは、当該工事発注事業者に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを勧告することができる。

(工事受注者の講ずべき措置)

第25条 工事受注者は、工事発注者からその建設工事に伴い生ずる産業廃棄物の処理を適正に行い得ることの説明等を求められたときは、誠実にこれに応じなければならない。

2 工事受注者は、工事発注事業者に対し、規則で定めるところにより、その建設工事に伴い生ずる産業廃棄物の処理に関する事項を説明しなければならない。

(説明に関する勧告)

第26条 市長は、工事受注者が前条第2項の規定に違反して説明をせず、又は虚偽の説明をしたときは、当該工事受注者に対し、同項の規定による説明その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(土地所有者等の講ずべき措置)

第27条 市内の土地を所有し、占有し、又は管理する者(以下「土地所有者等」という。)は、その土地において、廃棄物の不適正な処理が行われないように、当該土地の適正な管理に努めなければならない。

- 2 土地所有者等は、その土地を廃棄物の処理を行い、又は行おうとする者に使用させるときは、当該土地において廃棄物の不適正な処理が行われることを防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項に規定する場合において、土地所有者等は、その土地において廃棄物の不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、支障の除去等の措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより、当該支障の除去等の措置について市長に報告しなければならない。

(支障の除去等の措置に関する勧告)

第28条 市長は、前条第3項の廃棄物の不適正な処理により生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合において、その土地所有者等が同条第2項及び第3項の規定に違反して措置を講じなかったときは、当該土地所有者等に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを勧告することができる。

第3章 再生利用業者の指定

第1節 一般廃棄物再生利用業

(一般廃棄物再生利用業者の指定)

第29条 省令第2条第2号又は第2条の3第2号に規定する指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に指定の申請をしなければならない。

- 2 市長は、前項の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の指定をしてはならない。
 - (1) その申請の内容が法第6条第1項の規定により市が定める一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
 - (2) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして規則で定める基準に適合するものであること。
 - (3) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 法第7条第5項第4号イからルまでのいずれかに該当する者
 - イ 第35条第1項(第1号(法第7条の4第1項第4号に係る場合に限る。))に係る部分を除く。)又は第2項の規定により指定を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合(第35条第1項第1号(法第7条の4第1項第3号に係る場合に限る。))に該当することにより指定が取り消された場合を除く。)にあっては、当該取消しの処分に係る長野市行政手続条例(平成7年長野市条例第41号)第13条においてその例によることとされる行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。)であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)
 - ウ 第43条第1項(第1号(法第14条の3の2第1項第4号に係る場合に限る。))に係る部分を除く。)又は第2項の規定により指定を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合(第43条第1項第1号(法第14条の3の2第1項第3号に係る場合に限る。))に該当することにより指定が取り消された場合を除く。)にあっては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)
 - (4) その指定に係る一般廃棄物(以下「指定一般廃棄物」という。)を排出する事業者のみからその収集若しくは運搬又は処分の委託を受けること。
 - (5) その事業が営利を目的としないものであること。
 - (6) その事業により生活環境の保全上の支障が生じないこと。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準に適合するものであること。
- 3 第1項の指定は、2年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 4 市長は、第1項の指定に際し、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
- 5 一般廃棄物再生利用業者は、その指定一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を他人に委託してはならない。

(変更の指定等)

第30条 一般廃棄物再生利用業者は、指定一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、市長の変更の指定を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 一般廃棄物再生利用業者は、前項の指定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に変更の指定の申請をしなければならない。

3 前条第2項及び第4項の規定は、第1項の指定について準用する。

4 一般廃棄物再生利用業者は、その事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他規則で定める事項を変更したときは、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。

5 一般廃棄物再生利用業者は、法第7条第5項第4号ロからトまで又は同号リからルまで（同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

6 一般廃棄物再生利用業者又はその者の法第7条第5項第4号リに規定する法定代理人、同号ヌに規定する役員若しくは使用人若しくは同号ルに規定する使用人が、同号イに該当するおそれがあるものとして規則で定める者に該当するに至ったときも、前項と同様とする。

(指定一般廃棄物の処理に関する基準)

第31条 一般廃棄物再生利用業者は、指定一般廃棄物の処理を行うときは、規則で定める指定一般廃棄物の処理に関する基準に従わなければならない。

(改善命令)

第32条 前条の基準に適合しない指定一般廃棄物の処理が行われたときは、市長は、当該処理を行った一般廃棄物再生利用業者に対し、期限を定めて、当該指定一般廃棄物の処理の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(処理計画書等の提出)

第33条 一般廃棄物再生利用業者は、規則で定めるところにより、指定一般廃棄物の処理に関する計画書を、毎事業年度開始前（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた日から1月以内）に、市長に提出しなければならない。

2 一般廃棄物再生利用業者は、規則で定めるところにより、前事業年度における指定一般廃棄物の処理の状況等に関する報告書を、毎事業年度終了後3月以内に、市長に提出しなければならない。

(事業の停止)

第34条 市長は、一般廃棄物再生利用業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 法若しくは法の規定に基づく処分若しくはこの条例若しくはこの条例の規定に基づく処分に違反する行為（以下この号、第42条及び第83条において「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

(2) 第29条第2項第1号、第2号又は第4号から第7号までのいずれかに適合しなくなったとき。

(3) 第29条第4項の規定により当該指定に付した条件に違反したとき。

(指定の取消し)

第35条 市長は、一般廃棄物再生利用業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消さなければならない。

(1) 法第7条の4第1項第1号から第4号までのいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 前条第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。

(3) 不正の手段により第29条第1項の指定（同条第3項の指定の更新を含む。）又は第30条第1項の変更の指定を受けたとき。

2 市長は、一般廃棄物再生利用業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

(名義貸しの禁止)

第36条 一般廃棄物再生利用業者は、自己の名義をもって、他人に指定一般廃棄物の収集若しくは運搬又

は処分を業として行わせてはならない。

第2節 産業廃棄物再生利用業

(産業廃棄物再生利用業者の指定)

第37条 省令第9条第2号又は第10条の3第2号に規定する指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に指定の申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の指定をしてはならない。

(1) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして規則で定める基準に適合するものであること。

(2) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 法第14条第5項第2号イからへまでのいずれかに該当する者

イ 第29条第2項第3号イ又はウに該当する者

(3) その指定に係る産業廃棄物(以下「指定産業廃棄物」という。)を排出する事業者のみからその収集若しくは運搬又は処分の委託を受けること。

(4) その事業が営利を目的としないものであること。

(5) その事業により生活環境の保全上の支障が生じないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準に適合するものであること。

3 第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

4 市長は、第1項の指定に際し、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

5 産業廃棄物再生利用業者は、その指定産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を他人に委託してはならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(変更の指定等)

第38条 産業廃棄物再生利用業者は、指定産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、市長の変更の指定を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 産業廃棄物再生利用業者は、前項の指定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に変更の指定の申請をしなければならない。

3 前条第2項及び第4項の規定は、第1項の指定について準用する。

4 産業廃棄物再生利用業者は、その事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他規則で定める事項を変更したときは、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。

5 産業廃棄物再生利用業者は、法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号イ又はチに係るものを除く。)又は法第14条第5項第2号ハからホまで(法第7条第5項第4号イ若しくはチ又は法第14条第5項第2号ロに係るものを除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

6 産業廃棄物再生利用業者又はその者の法第14条第5項第2号ハに規定する法定代理人、同号ニに規定する役員若しくは使用人若しくは同号ホに規定する使用人が、同号イ(法第7条第5項第4号イに係るものに限る。)に該当するおそれがあるものとして規則で定める者に該当するに至ったときも、前項と同様とする。

(指定産業廃棄物の処理に関する基準)

第39条 産業廃棄物再生利用業者は、指定産業廃棄物の処理を行うときは、規則で定める指定産業廃棄物の処理に関する基準に従わなければならない。

(改善命令)

第40条 前条の基準に適合しない指定産業廃棄物の処理が行われたときは、市長は、当該処理を行った産業廃棄物再生利用業者に対し、期限を定めて、当該指定産業廃棄物の処理の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(処理計画書等の提出)

第41条 産業廃棄物再生利用業者は、規則で定めるところにより、指定産業廃棄物の処理に関する計画書を、毎事業年度開始前(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた日から1月以

内)に、市長に提出しなければならない。

2 産業廃棄物再生利用業者は、規則で定めるところにより、前事業年度における指定産業廃棄物の処理の状況等に関する報告書を、毎事業年度終了後3月以内に、市長に提出しなければならない。

(事業の停止)

第42条 市長は、産業廃棄物再生利用業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

(2) 第37条第2項第1号又は第3号から第6号までのいずれかに適合しなくなったとき。

(3) 第37条第4項の規定により当該指定に付した条件に違反したとき。

(指定の取消し)

第43条 市長は、産業廃棄物再生利用業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消さなければならない。

(1) 法第14条の3の2第1項第1号から第4号までのいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 前条第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分違反したとき。

(3) 不正の手段により第37条第1項の指定(同条第3項の指定の更新を含む。)又は第38条第1項の変更の指定を受けたとき。

2 市長は、産業廃棄物再生利用業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

(名義貸しの禁止)

第44条 産業廃棄物再生利用業者は、自己の名義をもって、他人に指定産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはならない。

第4章 廃棄物の処理施設の設置等に関する合意形成の手続

第1節 周辺地域の生活環境に対する配慮等

(周辺地域への配慮)

第45条 廃棄物の処理を行う者は、その廃棄物の処理を行う施設(運搬車、運搬容器その他の運搬施設を除く。以下「廃棄物の処理施設」という。)の設置、変更又は維持管理に当たっては、周辺地域(当該廃棄物の処理施設の周辺の地域で生活環境の保全について配慮を要するものをいう。以下同じ。)の生活環境に及ぼす影響に十分配慮しなければならない。

2 前項に掲げる者は、関係住民(周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者その他規則で定める者をいう。以下同じ。)との良好な関係を構築するよう努めるとともに、関係住民から生活環境の保全に関する協定の締結を求められたときは、誠実にその求めに応じるよう努めなければならない。

(記録及び閲覧)

第46条 廃棄物の処理施設を設置する者で次に掲げるものは、規則で定めるところにより、その廃棄物の処理施設において処理を行った廃棄物の種類及び数量その他規則で定める事項を記録し、これを当該廃棄物の処理施設を設置する事業場(当該事業場に備え置くことが困難である場合にあっては、当該事業場の設置者の最寄りの事務所)に備え置き、関係住民、廃棄物を排出する事業者又は工事発注者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(1) 法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設を設置する者

(2) 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を設置する者

(3) 廃棄物処理業者等

(4) 工事受注者で規則で定めるもの

(閲覧に関する勧告)

第47条 市長は、前条各号に掲げる者が正当な理由なく同条の規定による閲覧を拒んだときは、期限を定めて、閲覧の実施その他閲覧に必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

第2節 事業計画協議

(事業計画協議)

第 48 条 廃棄物の処理施設を設置し、又は変更しようとする者で次に掲げる許可又は指定の申請（以下「許可申請等」という。）をしようとするもの（以下「事業計画者」という。）は、その事業の用に供する廃棄物の処理施設の設置、変更又は維持管理及びその許可申請等に係る事業の計画（以下「事業計画」という。）の内容に関する関係住民等との合意形成を図るため、あらかじめ、市長にこの節の規定（事業計画者のうち第 1 号、第 3 号、第 7 号、第 9 号、第 11 号、第 13 号、第 20 号、第 22 号、第 24 号又は第 26 号に掲げる許可申請等をしようとするもの（次条及び第 55 条第 2 項において「廃棄物収集運搬事業計画者」という。）については、この条及び第 55 条から第 68 条までの規定）による協議（以下「事業計画協議」という。）をしなければならない。ただし、規則で定める者については、この限りでない。

- (1) 法第 7 条第 1 項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可
- (2) 法第 7 条第 6 項の規定による一般廃棄物処分業の許可
- (3) 法第 7 条の 2 第 1 項の規定による一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可
- (4) 法第 7 条の 2 第 1 項の規定による一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可
- (5) 法第 8 条第 1 項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可
- (6) 法第 9 条第 1 項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可
- (7) 法第 14 条第 1 項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可
- (8) 法第 14 条第 6 項の規定による産業廃棄物処分業の許可
- (9) 法第 14 条の 2 第 1 項の規定による産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可
- (10) 法第 14 条の 2 第 1 項の規定による産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可
- (11) 法第 14 条の 4 第 1 項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可
- (12) 法第 14 条の 4 第 6 項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可
- (13) 法第 14 条の 5 第 1 項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可
- (14) 法第 14 条の 5 第 1 項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可
- (15) 法第 15 条第 1 項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可
- (16) 法第 15 条の 2 の 6 第 1 項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可
- (17) 使用済自動車再資源化法第 60 条第 1 項の規定による解体業の許可
- (18) 使用済自動車再資源化法第 67 条第 1 項の規定による破砕業の許可
- (19) 使用済自動車再資源化法第 70 条第 1 項の規定による破砕業の事業の範囲の変更の許可
- (20) 指定一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者に係る第 29 条第 1 項の規定による指定
- (21) 指定一般廃棄物の処分を業として行う者に係る第 29 条第 1 項の規定による指定
- (22) 指定一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者に係る第 30 条第 1 項の規定による事業の範囲の変更の指定
- (23) 指定一般廃棄物の処分を業として行う者に係る第 30 条第 1 項の規定による事業の範囲の変更の指定
- (24) 指定産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者に係る第 37 条第 1 項の規定による指定
- (25) 指定産業廃棄物の処分を業として行う者に係る第 37 条第 1 項の規定による指定
- (26) 指定産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者に係る第 38 条第 1 項の規定による事業の範囲の変更の指定
- (27) 指定産業廃棄物の処分を業として行う者に係る第 38 条第 1 項の規定による事業の範囲の変更の指定

（事業計画概要書の提出）

第 49 条 事業計画者（廃棄物収集運搬事業計画者を除く。以下この条から第 54 条までにおいて同じ。）は、事業計画協議をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面（以下「事業計画概要書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 廃棄物の処理施設の設置の場所
- (3) 廃棄物の処理施設の種類
- (4) 処理を行う廃棄物の種類

- (5) 廃棄物の処理施設の処理能力（廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (6) 前条第4号、第6号、第10号、第14号、第16号、第19号、第23号又は第27号に係る許可申請等をしようとするときは、その変更の概要
- (7) 周辺地域の範囲及びその根拠
- (8) 関係住民の範囲及びその根拠
- (9) 関係住民に対する事業計画の概要に関する説明会（以下「事業計画概要説明会」という。）の開催の日時及び場所
（事業計画概要書の公表等）

第50条 市長は、前条の事業計画概要書の提出があったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表し、当該事業計画概要書を当該公表の日の翌日から起算して30日間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 事業計画者は、前条各号に掲げる事項を、その事業計画概要書に記載された関係住民の相当数が知り得ると認められる方法により、当該関係住民に周知しなければならない。

（事業計画概要書に対する関係住民等の意見）

第51条 前条第2項の関係住民又は事業計画概要書について生活環境の保全の見地からの意見を有する者は、同条第1項の縦覧期間内に、第49条第7号から第9号までに掲げる事項について、市長に意見書を提出することができる。

（事業計画概要書に対する市長の意見）

第52条 市長は、第50条第1項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して14日以内に、事業計画者に対し事業計画概要書に記載された事項のうち次に掲げる事項についての意見を書面により通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を速やかに公表しなければならない。

- (1) 周辺地域の範囲
- (2) 関係住民の範囲
- (3) 事業計画概要説明会の開催に関する事項

（事業計画概要説明会の開催）

第53条 事業計画者は、前条の規定による通知を受けたときは、同条の市長の意見を尊重して、事業計画協議の対象となる周辺地域（以下「対象周辺地域」という。）の範囲及び当該対象周辺地域に係る事業計画協議の対象となる関係住民（以下「対象関係住民」という。）の範囲並びに事業計画概要説明会の開催の日時及び場所を決定しなければならない。

2 事業計画者は、前項の規定による決定をした後に、事業計画概要説明会を開催しなければならない。

3 事業計画者は、前項の事業計画概要説明会を開催するときは、その日時及び場所を市長に通知するとともに、あらかじめ相当な期間を置いて、対象関係住民の相当数が知り得ると認められる方法により、当該対象関係住民に周知しなければならない。

（事業計画概要説明会の終了報告等）

第54条 事業計画者は、事業計画概要説明会（これが複数あるときは、その最後のもの）を終了し、又はその全部若しくは一部を開催しなかったときは、規則で定める事項を記載した書面（以下「事業計画概要説明会終了報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の事業計画概要説明会終了報告書の提出があったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表し、当該事業計画概要説明会終了報告書を当該公表の日の翌日から起算して14日間公衆の縦覧に供しなければならない。

3 対象関係住民は、前項の縦覧期間内に、事業計画概要説明会終了報告書の内容について、市長に意見書を提出することができる。

4 第2項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して14日以内に、事業計画者に対し、事業計画概要説明会を開催するよう勧告することができる。

5 前条第3項の規定は、前項の規定による勧告に基づく事業計画概要説明会を開催する場合について準用する。

6 第1項及び第2項（その旨の公表に係る部分に限る。）の規定は、第4項の規定による勧告に基づき事

業計画概要説明会を開催した場合について準用する。

(事業計画書の提出)

第 55 条 事業計画者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「事業計画書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 廃棄物の処理施設の設置の場所
- (3) 廃棄物の処理施設の種類
- (4) 処理を行う廃棄物の種類
- (5) 廃棄物の処理施設の処理能力（廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (6) 第 48 条第 3 号、第 4 号、第 6 号、第 9 号、第 10 号、第 13 号、第 14 号、第 16 号、第 19 号、第 22 号、第 23 号、第 26 号又は第 27 号に係る許可申請等をしようとするときは、その変更の概要
- (7) 廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画その他の規則で定める事項
- (8) 対象周辺地域の範囲
- (9) 対象関係住民の範囲
- (10) 事業計画書の閲覧の場所、期間及び時間
- (11) 対象関係住民に対する事業計画に関する説明会（以下「事業計画説明会」という。）の開催の日時及び場所

2 前項の場合において、事業計画者は、同項の事業計画書を前条第 2 項の公表の日の翌日から起算して 28 日を経過した日以後（廃棄物収集運搬事業計画者にあつては、事業計画協議をしようとするとき）に提出しなければならない。ただし、同条第 4 項の規定による勧告に基づき事業計画概要説明会を開催したときは、その事業計画概要説明会終了報告書を提出した日の翌日以後に提出しなければならない。

(事業計画書の公表等)

第 56 条 市長は、前条第 1 項の事業計画書の提出があつたときは、規則で定めるところにより、その旨を公表し、事業計画協議が終了するまでの間、当該事業計画書を公衆の縦覧に供しなければならない。

2 事業計画者は、事業計画協議が終了するまでの間、事業計画書を事業場（当該事業場に備え置くことが困難である場合にあつては、事業計画者の最寄りの事務所）に備え置き、閲覧させなければならない。この場合において、事業計画者は、正当な理由がなければ、閲覧を拒んではならない。

(事業計画説明会の開催)

第 57 条 事業計画者は、第 55 条第 1 項の事業計画書を市長に提出した後に、事業計画説明会を開催しなければならない。

2 事業計画者は、前項の事業計画説明会を開催するときは、その日時及び場所を、市長に通知するとともに、あらかじめ相当な期間を置いて、対象関係住民の相当数が知り得ると認められる方法により、当該対象関係住民に周知しなければならない。

(事業計画に対する対象関係住民等の意見)

第 58 条 対象関係住民又は事業計画書について生活環境の保全の見地からの意見を有する者は、事業計画説明会（これが複数あるときは、その最後のもの）の終了の日の翌日から起算して 30 日を経過する日までに、事業計画についての意見書を事業計画者に送付するとともに、その写しを市長に提出することができる。

(見解書)

第 59 条 事業計画者は、前条の意見書の送付を受けたときは、当該意見書に対する見解を記載した書面（以下「見解書」という。）の内容を、対象関係住民の相当数が知り得ると認められる方法により、当該対象関係住民に周知しなければならない。

2 事業計画者は、事業計画協議が終了するまでの間、前項の見解書を事業場（当該事業場に備え置くことが困難である場合にあつては、事業計画者の最寄りの事務所）に備え置き、閲覧させなければならない。この場合において、事業計画者は、正当な理由がなければ、閲覧を拒んではならない。

3 事業計画者は、見解書及び前条の意見書の写し（同条の意見書が送付されなかったときは、その旨を記載した書面。次項及び第 61 条第 1 項において同じ。）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による見解書及び意見書の写しの提出があったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表し、当該見解書及び意見書の写しを当該公表の日の翌日から起算して 30 日間公衆の縦覧に供しなければならない。

(見解書に対する対象関係住民等の意見)

第 60 条 対象関係住民又は事業計画書について生活環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条第 4 項の縦覧期間内に、同条第 1 項の見解書についての意見書を市長に提出するとともに、その写しを事業計画者に送付することができる。

(事業計画に対する市長の意見)

第 61 条 市長は、第 59 条第 3 項の規定による見解書及び意見書の写しの提出があったときは、同条第 4 項の縦覧期間満了の日の翌日以後に、事業計画者に対し、次に掲げる事項についての意見を書面により速やかに通知しなければならない。

- (1) 対象周辺地域の生活環境の保全に関する事項
- (2) 合意形成の方法に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により通知したときは、規則で定めるところにより、その旨を速やかに公表し、その書面を当該公表の日の翌日から起算して 30 日間公衆の縦覧に供しなければならない。

(審議会への諮問)

第 62 条 前条第 1 項の場合において、市長は、事業計画協議に関する専門的な事項について調査し、及び審議する必要があると認めるときは、長野市廃棄物処理事業計画協議審議会に諮問することができる。

(公聴会の開催)

第 63 条 第 61 条第 1 項の場合において、市長は、対象関係住民、事業計画者等の意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催することができる。

(最終見解書の提出)

第 64 条 事業計画者は、第 61 条第 1 項の規定による通知を受けたときは、同項の市長の意見に対する見解を記載した書面(次項及び第 67 条において「最終見解書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の最終見解書の提出があったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表し、当該最終見解書を当該公表の日の翌日から起算して 30 日間公衆の縦覧に供しなければならない。

(事業計画の変更)

第 65 条 事業計画者は、事業計画概要書又は事業計画書の記載事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、事業計画者に対し、この節に規定する手続の全部又は一部を再度実施すべきことを勧告することができる。

3 事業計画者は、前項の規定による市長の勧告があったときは、第 1 項の規定による届出の内容を、対象関係住民の相当数が知り得ると認められる方法により、当該対象関係住民に周知しなければならない。

(事業計画の廃止)

第 66 条 事業計画者は、その事業計画を廃止するときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その旨を速やかに公表しなければならない。

(事業計画協議の終了)

第 67 条 事業計画協議は、第 64 条第 1 項の規定による最終見解書の提出又は前条第 1 項の規定による届出があったときに、終了するものとする。

(事業計画協議に関する勧告)

第 68 条 市長は、事業計画者が事業計画協議を行わずに許可申請等をしたときは、事業計画協議を行うべきことを勧告することができる。

2 市長は、事業計画者が第 61 条第 1 項の市長の意見に従わずに許可申請等をしたときは、期限を定めて、その事業計画の内容の変更その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

第3節 長野市廃棄物処理事業計画協議審議会

(設置)

第69条 第62条の規定による市長の諮問に応じ、必要な事項を調査し、及び審議するため、長野市廃棄物処理事業計画協議審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第70条 審議会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市長が必要と認める者

(任期)

第71条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第72条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第73条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 雑則

(行政処分公表等)

第74条 市長は、法又はこの条例の規定に基づく処分を行ったときは、当該処分を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該処分の内容を速やかに公表しなければならない。

2 市長は、廃棄物の適正な処理を確保するために、廃棄物を排出する事業者等から求めがあったときは、法又はこの条例に違反する行為に対する行政指導の内容に関する情報の提供を速やかに行わなければならない。

(勧告の公表)

第75条 市長は、第21条、第24条、第26条、第28条、第47条又は第68条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(報告の徴収)

第76条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、廃棄物を排出する事業者、廃棄物処理業者等、工事発注事業者、工事受注者、土地所有者等、木くずチップを保管し、又は使用する者その他の関係者に対し、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分又は木くずチップの保管若しくは使用に関し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第77条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、廃棄物を排出する事業者、廃棄物処理業者等、工事発注事業者、工事受注者、木くずチップを保管し、若しくは使用する者その他の関係者の事務所、事業場、運搬車その他の場所、廃棄物の処理施設のある土地若しくは建物、廃棄物の不適正な処理が行われ、若しくは不適正な処理が行われた疑いのある土地若しくは木くずチップの保管の場所若しくは使用の場所に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分若しくは木くずチップの保管若しくは使用に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物、廃棄物であることの疑いのある物若しくは木くずチップを無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(実績報告)

第78条 第2条第6号ウからカまでに掲げる者は、毎年6月30日までに、前年度における産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分に関し、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

2 法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設(政令第7条第14号に掲げる産業廃棄物の処理施設を除く。)の設置の許可を受けた者は、毎年6月30日までに、前年度における産業廃棄物の処分及び当該産業廃棄物処理施設の状況に関し、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。
(準多量排出事業者の産業廃棄物の減量等に関する計画)

第79条 その事業活動に伴う前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満である事業場を市内に設置している事業者(次項において「準多量排出事業者」という。)は、毎年6月30日までに、規則で定めるところにより、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、市長に提出しなければならない。

2 準多量排出事業者は、毎年6月30日までに、前項の計画の実施の状況について、市長に報告しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による計画の提出及び前項の規定による実施状況の報告があったときは、規則で定めるところにより、これらを公表しなければならない。

(国等に関する適用除外)

第80条 第23条及び第25条の規定は、国、地方公共団体その他規則で定める団体が工事発注事業者となる場合については、適用しない。

(委任)

第81条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第6章 罰則

第82条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条、第10条、第32条、第34条、第40条又は第42条の規定による命令に違反した者

(2) 第29条第5項、第36条、第37条第5項又は第44条の規定に違反した者

(3) 第30条第1項又は第38条第1項の規定に違反して、変更の指定を受けないで、指定一般廃棄物又は指定産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業を行った者

2 第30条第5項又は第38条第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第23条第2項の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者

(2) 第30条第4項又は第38条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 第46条の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかつた者

(4) 第76条に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(5) 第77条第1項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第83条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して本条の罰金刑を科する。

(1) 前条第1項第3号 100万円以下の罰金刑

(2) 前条第1項第1号若しくは第2号、第2項又は第3項 同条の罰金刑

第84条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第11条又は第12条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第13条又は第18条の規定による命令に違反した者

(3) 第19条の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者

(4) 第79条第1項の規定に違反して、計画を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出した者

(5) 第79条第2項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に小規模廃棄物焼却施設（第 11 条第 2 項の規定により同条第 1 項の適用を受けることとなる小規模廃棄物焼却施設を含む。）を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、この条例の施行の日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、同条第 1 項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届出をした者に係る第 12 条、第 15 条、第 16 条及び第 19 条の規定の適用については、第 12 条中「前条の規定による届出」とあるのは「附則第 2 項の規定による届出」と、第 15 条、第 16 条及び第 19 条中「第 11 条の規定による届出」とあるのは「附則第 2 項の規定による届出」とする。
- 4 附則第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5 万円以下の過料に処する。

(任期の特例)

- 5 この条例の規定に基づき最初に委嘱される審議会の委員の任期は、第 71 条本文の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日までとする。
(長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)
- 6 長野市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和 41 年長野市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成 23 年 6 月 30 日条例第 21 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 76 条、第 77 条第 1 項及び第 78 条第 2 項の改正規定並びに第 84 条に 2 号を加える改正規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（以下「旧条例」という。）第 29 条第 1 項又は第 37 条第 1 項の規定により指定の申請をしている者に対する指定の基準については、この条例による改正後の長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（以下「新条例」という。）第 29 条第 2 項第 3 号又は第 37 条第 2 項第 2 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第 29 条第 1 項又は第 37 条第 1 項の指定を受けている者に対する新条例第 35 条第 1 項又は第 43 条第 1 項の規定による指定の取消しに関しては、この条例の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 10 月 21 日条例第 30 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日（令和元年 12 月 14 日）から施行する。

(市長の処分等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例の規定に基づき行われた市長の処分その他の行為の効力については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

改正

平成21年12月28日条例第95号

平成22年6月29日条例第35号

長野市公害防止条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 規制基準（第3条・第4条）
- 第3章 事業場等に関する規制（第5条—第18条）
- 第4章 建設工事等に関する規制（第19条—第24条）
- 第5章 土壌及び地下水の汚染の防止（第25条—第32条）
- 第6章 地下水の保全及び地盤の沈下の防止（第33条—第38条）
- 第7章 拡声機騒音の規制（第39条・第40条）
- 第8章 雑則（第41条—第47条）
- 第9章 罰則（第48条—第54条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、長野市環境基本条例（平成9年長野市条例第12号）の基本理念にのっとり、公害の防止その他生活環境の保全に必要な事項を定め、もって市民の健康で安心して生活することができる環境を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）公害 事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる水質の汚濁、騒音、土壌の汚染、地盤の沈下、大気汚染、振動及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生じることをいう。
- （2）公害原因物質等 事業活動その他の人の活動に伴って生じる汚水、廃液、騒音、土壌の汚染、地盤の沈下、ばい煙、粉じん、振動及び悪臭をいう。
- （3）規制基準 公害原因物質等の濃度、量又は程度の許容限度をいう。
- （4）特定施設 公害原因物質等を発生し、排出し、若しくは飛散させ、又はこれらのおそれのある施設であって、規則で定めるものをいう。
- （5）特定事業場 特定施設を設置する事業場及び工場をいう。
- （6）騒音規制地域 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により市長が指定する地域をいう。
- （7）特定建設作業 建設工事等として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって、規則で定めるものをいう。
- （8）特定有害物質使用事業者 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第2条第1項に規定する特定有害物質（以下「特定有害物質」という。）を製造し、使用し、処理し、又は保管する事業所（以下「特定有害物質使用事業所」という。）を設置する者をいう。

第2章 規制基準

（規制基準の設定）

第3条 市長は、規制基準を規則で定めるものとする。

2 市長は、規制基準を定めようとするときは、長野市環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

（規制基準の遵守）

第4条 特定事業場を設置している者又は特定建設作業を伴う工事を施工する者は、規制基準を遵守しなければならない。

第3章 事業場等に関する規制

（特定施設の設定の届出）

第5条 汚水又は廃液に係る特定施設を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- （1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- （2）事業場等の名称及び所在地
- （3）特定施設の種類
- （4）特定施設の構造

- (5) 特定施設の使用の方法
- (6) 公害の防止の方法
- (7) その他規則で定める事項

2 騒音に係る特定施設を騒音規制地域内に設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事業場等の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類ごとの数
- (4) 特定施設の使用の方法
- (5) 騒音の防止の方法
- (6) その他規則で定める事項
(経過措置)

第6条 一の施設が汚水又は廃液に係る特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が汚水又は廃液に係る特定施設となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

2 一の地域が騒音規制地域となった際現にその地域内において事業場等に特定施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)又は一の施設が騒音に係る特定施設となった際現に騒音規制地域内において事業場等(その施設以外の特定施設が設置されていないものに限る。)にその施設を設置している者は、騒音規制地域となった日又は騒音に係る特定施設となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条第2項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(特定施設の構造等の変更の届出)

第7条 第5条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第5条第1項第4号から第7号までに掲げる事項(第5条第1項第7号に掲げるものにあつては、汚水又は廃液の汚染状態及び量に限る。)を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第5条第2項又は前条第2項の規定による届出をした者は、その届出に係る第5条第2項第3号から第5号までに掲げる事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(計画変更命令等)

第8条 市長は、第5条第1項又は前条第1項の規定による届出があつた場合において、その内容が規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは公害の防止の方法に関する計画の変更(前条第1項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第5条第1項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

2 市長は、第5条第2項又は前条第2項の規定による届出があつた場合において、その内容が規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境に被害を生じると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、その届出に係る特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画又は騒音の防止の方法を変更すべきことを勧告することができる。

(実施の制限)

第9条 第5条第1項又は第7条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設を設置し、又はその届出に係る事項の変更をしてはならない。

2 市長は、第5条第1項又は第7条第1項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第10条 第5条第1項又は第6条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第5条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第5条第2項又は第6条第2項の規定による届出をした者は、その届出に係る第5条第2項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特定事業場に設置する特定施設のすべての使用を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第11条 第5条又は第6条の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設(騒音に係るものにあつては、その届出に係る特定事業場に設置するすべての特定施設。以下この条において同じ。)を譲り受け、

又は借り受けた者は、当該届出をした者の地位を承継する。

- 2 第5条又は第6条の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
- 3 前2項の規定により第5条又は第6条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（改善命令）

第12条 市長は、汚水又は廃液に係る特定施設を設置している特定事業場において、規制基準に適合しない汚水又は廃液を排出するおそれがあると認めるときは、当該特定事業場を設置している者に対し、当該特定施設の使用の一時停止を命じ、又は期限を定めて当該特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは公害の防止の方法の改善を命ずることができる。

- 2 前項の規定は、第6条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定施設を設置している事業場等については、同項に規定する特定施設となった日から6月間は、適用しない。ただし、当該施設が汚水又は廃液に係る特定施設となった際、既に当該事業場等が特定事業場であるときは、この限りでない。

（改善勧告等）

第13条 市長は、騒音規制地域内に設置されている事業場等（騒音に係る特定施設が設置されているものに限る。）において発生する騒音が規制基準に適合しないことにより事業場等の周辺の生活環境に被害が生じていると認めるときは、当該事業場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は当該特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

- 2 市長は、第8条第2項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 3 前2項の規定は、第6条第2項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定施設を設置している事業場等については、同項に規定する騒音規制地域となった日又は同項に規定する特定施設となった日から2年間は、適用しない。ただし、その者が第7条第2項の規定による変更の届出をした場合において当該届出が受理された日から30日を経過したときは、この限りでない。

（改善措置の届出）

第14条 第12条第1項若しくは前条第2項の規定による命令又は前条第1項の規定による勧告を受けた者は、その命令又は勧告に基づく措置をとったときは、速やかにその旨を市長に届け出て、その確認を受けなければならない。

（汚水等の汚染状態の測定等）

第15条 特定事業場から公共用水域に汚水又は廃液を排出する者（以下「汚水等を排出する者」という。）は、規則で定めるところにより、当該汚水又は廃液の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

- 2 汚水等を排出する者は、当該公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して、当該特定事業場の排水口の位置その他の汚水又は廃液の排出の方法を適切にしなければならない。
- 3 汚水等を排出する者は、規則で定める有害物質を含む汚水又は廃液（これを処理したものを含む。）が地下にしみ込むこととならないよう適切な処置をしなければならない。

（緊急時の処置の命令）

第16条 市長は、公共用水域の一部の区域について、異常な濁水その他これに準ずる理由により公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれがある場合として規則で定める場合に該当する事態が発生したときは、規則で定めるところにより、その事態が発生した当該一部の区域に汚水等を排出する者に対し、期間を定めて、排出量の減少その他必要な処置をとることを命ずることができる。

（事故時の措置）

第17条 事業場等を設置している者は、事故により当該事業場等から公害原因物質等を発生し、排出し、又は飛散させることによって、人の健康若しくは生活環境に被害を生じ、又は被害を生じるおそれがあるときは、直ちに必要な措置をとるとともに、規則で定めるところにより、速やかにその状況を市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出をした者は、事故の再発生を防止するための措置に関する計画を速やかに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による計画を提出した者は、当該計画に係る措置を完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（公害防止責任者）

第18条 規則で定める事業場等を設置している者は、当該事業場等における公害の防止に関する業務に従事す

る公害防止責任者を選任しておかなければならない。

- 2 公害防止責任者は、当該事業場等においてその事業の実施に責任を負う者をもって充て、規則で定める業務を行うものとする。

第4章 建設工事等に関する規制

(建設工事等に係る遵守事項)

第19条 建築物その他の施設等の建設（土地の造成を含む。）、解体又は改修の工事を行う者は、当該工事に伴い発生する騒音、粉じん又は汚水（公共用水域に排出するものに限る。）により、人の健康又は生活環境に被害を生じないように努めなければならない。

(特定建設作業の実施の届出)

第20条 騒音規制地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
- (3) 特定建設作業の種類、場所、実施の期間及び作業の時間
- (4) 騒音の防止の方法
- (5) その他規則で定める事項

- 2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(土砂の流出防止)

第21条 事業者は、土石の掘削、盛土、切土、整地等の行為により、公共用水域に著しく土砂を流出させ、水質を汚濁させ、又は水底に土砂をたい積させてはならない。

- 2 事業者は、公共用水域を保全するため、土砂の流出の防止の措置、濁度の高い水を流出させないための沈でん、ろ過等の公害防止施設の設置等、適切な管理に努めなければならない。

(積載物の管理)

第22条 土石、木片等を運搬する事業者は、これらの運搬に当たっては、その積載物から著しく粉じんを飛散させてはならない。

(改善勧告)

第23条 市長は、騒音規制地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する騒音が規制基準に適合しないことにより、その特定建設作業の場所の周辺的生活環境に著しく被害が生じると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の時間を変更すべきことを勧告することができる。

- 2 市長は、事業者が公共用水域に著しく土砂を流出させ、水質を汚濁させ、又は水底に土砂をたい積させることにより、公共用水域及びその周辺的生活環境に著しく被害が生じていると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、沈砂池の設置その他の土砂の流出を防止するために必要な措置をとるべきこと又は当該たい積した土砂を撤去すべきことを勧告することができる。

- 3 市長は、土石、木片等を運搬する事業者が、これらの運搬に当たってその積載物から著しく粉じんを飛散させることにより、人の健康又は周辺的生活環境に著しく被害が生じていると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、粉じんの飛散の防止の方法を改善すべきことを勧告することができる。

(改善命令)

第24条 市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているとき、又は同条第2項若しくは第3項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

第5章 土壌及び地下水の汚染の防止

(特定有害物質使用事業所の適正管理)

第25条 特定有害物質使用事業者は、特定有害物質が地下に浸透することによる土壌及び地下水の汚染を防止するため、特定有害物質使用事業所の施設及び特定有害物質を適正に管理しなければならない。

(特定有害物質の使用状況等の記録の管理等)

第26条 特定有害物質使用事業者は、規則で定めるところにより、当該特定有害物質使用事業所における特定有害物質の使用状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録し、及び保存しておかなければならない。

- 2 特定有害物質使用事業者は、特定有害物質使用事業所の敷地（以下「特定有害物質使用地」という。）を譲渡しようとするとき、又は借り受けていた土地に特定有害物質使用事業所を設置していた場合において当該特定有害物質使用地を返還しようとするときにあつては前項の記録を、特定有害物質使用地を貸与し

ようとするときにあっては同項の記録の写しを、特定有害物質使用地を譲渡し、若しくは返還し、又は貸与しようとする相手方に交付しなければならない。特定有害物質使用地を譲り受け、又は返還を受けた者にあっても、同様とする。

(特定有害物質使用事業所の廃止時の調査等)

第27条 特定有害物質使用事業者は、当該特定有害物質使用事業所の全部又は一部を廃止したときは、規則で定めるところにより調査を行い、その結果その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による調査を実施した者は、記録を作成し、保存しておかなければならない。

3 特定有害物質使用事業所の全部又は一部を廃止した者は、特定有害物質使用地であった土地(当該土地を含む特定有害物質使用地を含む。以下この項において同じ。)を譲渡しようとするとき、又は借り受けていた特定有害物質使用地であった土地を返還しようとするときにあっては前項の記録を、特定有害物質使用地であった土地を貸与しようとするときにあっては同項の記録の写しを、特定有害物質使用地であった土地を譲渡し、若しくは返還し、又は貸与しようとする相手方に交付しなければならない。特定有害物質使用地であった土地を譲り受け、又は返還を受けた者にあっても、同様とする。

4 前3項の規定は、土壤汚染対策法第3条第1項本文若しくは第4条第2項の規定により土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査を行う特定有害物質使用地又は同法第3条第1項ただし書の確認を受けた特定有害物質使用地については、適用しない。

(自主的な調査結果の届出等)

第28条 特定有害物質使用事業者その他の土地の所有者、管理者及び占有者は、自主的な土壤汚染状況の調査の結果、当該土地の特定有害物質による汚染状態が土壤汚染対策法第6条第1項第1号に定める基準に適合しない場合には、規則で定めるところにより、その結果及び対策を市長に届け出なければならない。この場合において、届出者は、自ら公表するように努めなければならない。

2 前項の規定による調査を実施した者は、当該土地の特定有害物質による汚染状態が土壤汚染対策法第6条第1項第1号に定める基準に適合しない場合には、記録を作成し、保存しておかなければならない。

3 第1項の規定による調査を実施した者は、当該土地を譲渡しようとするとき、又は借り受けていた土地を返還しようとするときにあっては前項の記録を、当該土地を貸与しようとするときにあっては同項の記録の写しを、当該土地を譲渡し、若しくは返還し、又は貸与しようとする相手方に交付しなければならない。当該土地を譲り受け、又は返還を受けた者にあっても、同様とする。

4 前3項の規定は、土壤汚染対策法第14条第3項の規定による同法第6条第1項又は第11条第1項の指定を受けた土地の区域については、適用しない。

(特定有害物質使用地における記録の交付を要しない場合)

第29条 特定有害物質使用地又は自主的な土壤汚染状況の調査の結果、土壤汚染が判明した土地において、汚染された土壤に起因する公害の発生が見込まれない場合として規則で定める場合は、第26条第2項、第27条第3項及び第28条第3項の規定は、適用しない。

(土壤の汚染の立入調査)

第30条 市長は、特定有害物質使用事業者が特定有害物質使用事業所の全部又は一部を廃止した場合において必要があると認めるとき、又は特定有害物質による土壤の汚染により人の健康に係る被害が生じるおそれがあると認めるときは、当該職員に、当該特定有害物質使用地若しくは当該特定有害物質使用地であった土地又は特定有害物質による土壤の汚染により人の健康に係る被害が生じるおそれがあると認める土地に立ち入り、特定有害物質による土壤の汚染の有無についての調査をさせることができる。この場合において、当該土地に係る特定有害物質使用事業者、特定有害物質使用事業者であった者又は当該土地の所有者、管理者又は占有者は、その調査を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

2 前項の規定により調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(公表)

第31条 市長は、特定有害物質使用事業者等が正当な理由がなく前条第1項に規定する立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、特定有害物質使用事業者等に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。

(適用除外)

第32条 第25条から第30条までの規定は、次に掲げる土壤については、適用しない。

(1) 土壤汚染対策法第22条第1項に規定する汚染土壤処理施設の存する土地

(2) 前号に掲げるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設その他規則で定める施設の存する土地

第6章 地下水の保全及び地盤の沈下の防止

(地下水採取者の努力義務)

第33条 地下水を採取している者は、地下水を保全し、及び地盤の沈下を防止するため、地下水の合理的な利用を図ることにより、地下水の揚水量の適正化に努めなければならない。

(地下水採取の届出)

第34条 揚水設備(動力を用いて地下水(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉及び鉱業法(昭和25年法律第289号)第5条に規定する鉱業権に基づいて掘採する同法第3条第1項に規定する可燃性天然ガスを溶存する地下水を除く。以下同じ。)を採取するための設備をいう。以下同じ。)により地下水を採取しようとする者は、当該揚水設備ごとに地下水を採取しようとする日の15日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、個人が飲用等日常生活の用に供するために地下水を採取する場合は、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 揚水設備の設置場所
- (3) 揚水設備のストレーナーの位置
- (4) 揚水設備の揚水機の吐出口の口径及び出力
- (5) 採取する地下水の用途及び採取予定量
- (6) その他市長が必要と認める事項

(揚水設備の変更等の届出)

第35条 前条の規定による届出をした者は、同条各号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る揚水設備を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第36条 第34条の規定による届出をした者からその届出に係る揚水設備を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出をした者の地位を承継する。

2 第34条の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る揚水設備を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該揚水設備を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第34条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(揚水量の測定等)

第37条 揚水設備により地下水を採取している者(以下「採取者」という。)は、地下水の揚水量の測定を行い、規則で定めるところにより、その結果を記録して、これを市長に報告しなければならない。

(勧告等)

第38条 市長は、地下水の採取による地盤の沈下を防止するために必要があると認めるときは、採取者に対し、揚水設備のストレーナーの位置の変更、代替水の利用その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 市長は、地下水の採取による地盤の沈下を防止するために必要があると認めるときは、採取者に対し、期限を定めて、地下水の採取を制限すべきことを勧告することができる。

3 市長は、前2項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、当該勧告を受けた者に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

第7章 拡声機騒音の規制

(拡声機の使用制限)

第39条 何人も、騒音規制地域のうち学校、病院その他のこれらに類する施設の周辺であって規則で定める区域内においては、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。ただし、拡声機を屋内において使用する場合(屋内から屋外に向けて使用する場合を除く。)であって周辺の生活環境に被害を生じるおそれがないときは、この限りでない。

2 何人も、前項に規定するもののほか、騒音規制地域内において商業宣伝を目的として屋外において又は屋内から屋外に向けて拡声機を使用するときは、拡声機の使用の時間、音量の基準その他の規則で定める事項を遵守しなければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第40条 市長は、前条の規定に違反することにより、騒音を発生させる場所の周辺の生活環境に被害が生じていると認めるときは、当該違反行為をしている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、当該違反行為の停止、騒音の防止の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

第8章 雑則

(公害原因物質等の低減の努力)

第41条 規制基準の適用を受けない場合にあっても、公害原因物質等を発生し、排出し、又は飛散させる者は、当該公害原因物質等の低減に努めなければならない。

(公表)

第42条 市長は、この条例の規定に違反して著しく公害を発生させている者があると認めるときは、その者の氏名又は名称及び住所並びにその状況（以下「氏名等」という。）を公表することができる。

2 市長は、この条例の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その者の氏名等を公表することができる。

3 市長は、前2項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、この条例の規定に違反して著しく公害を発生させている者又は当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。

(報告の徴収及び立入検査)

第43条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業場等を設置している者若しくは建設工事等を施行している者に対し、必要な事項の報告を求め、又は当該職員に、その者の事業場等若しくは建設工事等の現場その他の場所に立ち入り、施設その他の物件の状況を検査させ、若しくは関係人に対する指示若しくは指導を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公害防止協定)

第44条 市長は、事業場等を設置している者又は設置しようとする者と地域住民が公害防止に係る協定を締結しようとするときは、その支援に努めるものとする。

(苦情及び紛争の処理)

第45条 公害に関する苦情がある者又は紛争の当事者は、市長に対し、苦情又はあっせんの申立てをすることができる。

2 市長は、前項の規定による苦情又は紛争について、その適正な解決に努めるものとする。

(援助)

第46条 市長は、事業者が公害防止のために行う施設の設置又は改善につき、必要な資金のあっせん及び助成、技術的な助言その他の援助に努めなければならない。

(委任)

第47条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第9章 罰則

第48条 第8条第1項の規定による命令又は第12条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第49条 第13条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条の規定に違反して規制基準を超えて汚水又は廃液を排出した者

(2) 第16条の規定による命令に違反した者

2 過失により第4条の規定に違反して規制基準を超えて汚水又は廃液を排出した者は、3月以下の禁錮(こ)又は20万円以下の罰金に処する。

第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第5条第1項、第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第9条第1項の規定に違反した者

(3) 第40条第2項の規定による命令に違反した者

第52条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第5条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第24条の規定による命令に違反した者

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第6条第2項、第7条第2項又は第20条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第43条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(両罰規定)

第54条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前6条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条及び第6章（第37条の規定を除く。）の規定 公布の日

- (2) 第20条、第23条、第24条、第5章（第25条及び第27条の規定を除く。）及び第37条の規定 平成17年7月1日
- (3) 第27条の規定 平成17年10月1日
（長野市公害防止条例及び長野市地下水の保全に関する条例の廃止）
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
- (1) 長野市公害防止条例（昭和45年長野市条例第72号）
- (2) 長野市地下水の保全に関する条例（昭和59年長野市条例第24号）
（経過措置）
- 3 この条例の施行の際現に公害を発生させるおそれがある事業者（前項の規定による廃止前の長野市公害防止条例（以下「旧公害防止条例」という。）第10条第1項の規定による届出をした者に限る。）で特定施設を設置している者は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）から60日以内に、汚水又は廃液に係る特定施設にあっては第5条第1項各号に掲げる事項を、騒音に係る特定施設にあっては同条第2項各号に掲げる事項をそれぞれ市長に届け出なければならない。
- 4 前項の規定による届出をした者については、第12条第1項の規定は施行日から6月間、第13条第1項及び第2項の規定は施行日から2年間は、それぞれ適用しない。
- 5 この条例の施行の際現に附則第2項の規定による廃止前の長野市地下水の保全に関する条例（以下「旧地下水保全条例」という。）第6条第1項の規定による地下水の採取に係る届出をしている者は、第34条の規定による届出をした者とみなす。
- 6 汚水又は廃液に係る特定施設のうちコイン洗車場に設置される洗車施設で、自動式車両洗浄施設以外のものに関して第6条第1項の規定による届出をした者については、第12条第1項の規定は、施行日から2年間は適用しない。
- 7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、施行日前に旧公害防止条例及び旧地下水保全条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例に相当規定があるときは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 8 附則第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3万円以下の罰金に処する。
- 9 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。
- 10 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（信州新町及び中条村の編入に伴う経過措置）
- 11 編入前の信州新町及び中条村の区域（以下「旧信州新町等の区域」という。）内においては、第5章（第25条及び第27条の規定を除く。）及び第37条の規定は、信州新町及び中条村の編入の日（以下「編入日」という。）から平成22年3月31日までの間は、適用しない。
- 12 旧信州新町等の区域内においては、第27条の規定は、編入日から平成22年6月30日までの間は、適用しない。
- 13 編入日に現に旧信州新町等の区域内において汚水又は廃液に係る特定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、第6条第1項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該施設が汚水又は廃液に係る特定施設となった日から30日以内」とあるのは、「信州新町及び中条村の編入の日から60日以内」とする。
- 14 前項の規定により第6条第1項に規定する者とみなされた者で同項の規定による届出をしたものに係る第12条第2項の規定の適用については、同項中「同項に規定する特定施設となった日から6月間」とあるのは、「信州新町及び中条村の編入の日から2年間」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。
- 15 編入日に現に旧信州新町等の区域内において揚水設備により地下水を採取している者は、第34条に規定する者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条中「地下水を採取しようとする日の15日前までに」とあるのは、「信州新町及び中条村の編入の日から60日以内に」とする。
- 16 編入日から平成22年1月31日までの間に旧信州新町等の区域内において揚水設備により地下水を採取しようとする者に係る第34条の規定の適用については、同条中「地下水を採取しようとする日の15日前までに」とあるのは、「信州新町及び中条村の編入の日から60日以内に」とする。
- 附 則（平成21年12月28日条例第95号）
この条例は、平成22年1月1日から施行する。
- 附 則（平成22年6月29日条例第35号）
この条例は、公布の日から施行する。

長野市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例

令和2年12月25日

長野市条例第42号

(目的)

第1条 この条例は、本市における太陽光発電設備の設置に関し必要な事項を定めることにより、災害の防止、豊かな自然環境及び市民の生活環境の保全並びに良好な景観の形成その他の地域環境との調和を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
- (2) 特定事業 太陽光発電設備の設置（当該設置に伴う木竹の伐採及び切土、盛土、埋土等の造成工事を含む。以下同じ。）を行う事業（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根、屋上又は壁面に太陽光発電設備の設置を行う事業を除く。以下「太陽光事業」という。）のうち、本市の区域内に定格出力の合計が20キロワット以上の太陽光発電設備の設置を行うものをいう。
- (3) 事業者 設置者（太陽光事業を自ら行うもの又は太陽光事業を発注するものをいう。以下同じ。）及び太陽光事業の施工者（設置者との契約により太陽光事業の施工を請け負う全ての者をいう。）をいう。
- (4) 事業区域 特定事業を行う一団の土地をいう。
- (5) 隣接住民等 事業区域の境界から50メートル以内の区域に土地又は家屋を所有する者及び居住する者、当該50メートル以内の区域において農林水産業を営む者その他生活環境等の保全上の利害関係を有する者並びに事業区域に係る行政連絡区（長野市行政連絡区に関する規則（平成22年長野市規則第1号）第2条に規定する行政連絡区をいう。）の代表者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条に定める目的を達成するために、この条例の適正かつ円滑な運用について必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、太陽光事業を行うに当たり、関係法令を遵守するとともに、災害の防止、豊かな自然環境及び市民の生活環境の保全並びに良好な景観の形成並びに隣接住民等との良好な関係に配慮しなければならない。

(適用範囲)

第5条 太陽光事業を行おうとしている土地、現に行っている土地又は既に行った土地（以下この条において「太陽光事業に係る土地」という。）と太陽光事業に係る土地とが近接して、これらの土地が一連の区域を構成することとなる場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、これらの太陽光事業を一の太陽光事業とみなして、この条例の規定を適用する。

- (1) それぞれの太陽光事業に係る設置者が同一である場合
- (2) それぞれの太陽光事業に係る設置者が親族の関係にある場合
- (3) 太陽光事業に係る設置者の一方又はその親族が法人その他の団体の役員であつて、他の一方が当該法人その他の団体である場合
(事前協議)

第6条 次に掲げる特定事業を行おうとする事業者は、当該特定事業に着手しようとする日の90日前までに、規則で定めるところにより、当該特定事業に係る事業計画について市長と協議しなければならない。

- (1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地の区域において行う特定事業
 - (2) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域及びこれに準ずる区域において行う特定事業
 - (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域及びこれに準ずる区域において行う特定事業
 - (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域及びこれに準ずる区域において行う特定事業
 - (5) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項本文の規定により指定された保安林の区域において行う特定事業
 - (6) 事業区域の面積が3,000平方メートルを超える特定事業（環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項に規定する対象事業又は長野県環境影響評価条例（平成10年長野県条例第12号）第2条第4号に規定する対象事業に該当するものを除く。）
- 2 市長は、前項の規定による協議（以下「事前協議」という。）が終了したときは、当該事業者に対し事前協議が終了した旨を通知するものとする。
 - 3 市長は、必要と認めるときは、前項の規定による通知に当該特定事業に係る意見を付するものとする。
 - 4 事業者は、事前協議の内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、市長と再度協議しなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。
 - 5 事業者は、事前協議の中止又は廃止をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
(隣接住民等への説明)

第7条 事業者は、特定事業に着手する日の60日前まで（事前協議の対象となる特定事業を行うときにあっては、当該事前協議又は前条第4項前段の規定による協議の終了後、当該特定事業に着手する日の60日前まで）に、隣接住民等に対して次に掲げる説明事項（以下「説明事項」という。）に関する説明会を開催しなければならない。

- (1) 特定事業の趣旨及び事業計画の内容

- (2) 事業区域の周辺環境に及ぼす影響及びその対策
 - (3) 安全対策及び防災措置
 - (4) 維持管理の方法及び非常時の対応
 - (5) 工事中の騒音及び振動の対策
 - (6) 工事中の資材等の搬出入等の管理方法
 - (7) 発電事業の終了時の太陽光発電設備の撤去に係る資金計画
 - (8) 前条第3項（同条第4項後段において準用する場合を含む。）に規定する意見への対応
 - (9) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する説明会を開催することが困難であると市長が認めるときは、事業者は、規則で定める方法により、隣接住民等に対して説明事項に関する説明を行うことができる。
- 3 事業者は、隣接住民等に対して前2項の規定により説明事項を説明したときは、規則で定めるところにより、その内容を市長に報告しなければならない。
- 4 事業者は、隣接住民等の理解が得られるよう説明事項に関する説明に努めなければならない。

（隣接住民等との協議）

第8条 隣接住民等は、前条第1項又は第2項の規定により説明を行った事業者に対し、当該説明が行われた日から起算して10日を経過する日までの間に、説明事項に関して意見書を提出することができる。

第9条 事業者は、前条の規定による意見書の提出があったときは、規則で定めるところにより、当該意見書を提出した隣接住民等と協議しなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定による協議を行ったときは、規則で定めるところにより、その内容を市長に報告しなければならない。

（特定事業の届出）

第10条 事業者は、特定事業に着手しようとするときは、規則で定めるところにより、当該特定事業に着手する日の30日前まで（前条第1項の規定により隣接住民等との協議を行ったときにあつては、当該協議の終了後、当該特定事業に着手する日の30日前まで）に、当該特定事業の事業計画書、第7条第3項及び前条第2項の規定による報告に係る書類その他の規則で定める書類を添えて、その旨を市長に届け出なければならない。

（特定事業の変更等）

第11条 事業者は、特定事業の内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。特定事業の中止又は廃止をしようとするときも、同様とする。

（完了報告）

第12条 事業者は、特定事業が完了したときは、当該特定事業が完了した日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

（報告の徴収及び立入調査）

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に事業区域に立ち入らせ、調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第14条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、規則で定めるところにより、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 事前協議（第6条第4項前段の規定による協議を含む。以下この号において同じ。）をせず、又は虚偽の事前協議をしたとき。

(2) 第10条又は第11条前段の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(3) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による事業区域への立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(公表)

第15条 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、当該勧告に従わない事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、前条の規定による勧告を受けた事業者に対し、規則で定めるところにより、意見を述べる機会を与えなければならない。

(国又は県への報告)

第16条 市長は、前条第1項の規定による公表を行ったときは、当該公表に係る内容を国又は県に報告することができる。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に長野市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン（平成27年9月1日施行）第7第1項に規定する届出書が市長に提出され、令和3年4月30日までに着手する太陽光事業については、この条例の規定は、適用しない。

改正 平成16年12月28日条例第98号

目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 自然環境保全地域（第9条—第14条）
- 第3章 保全地域内における開発行為の事前協議（第15条—第19条）
- 第4章 雑則（第20条—第25条）
- 第5章 罰則（第26条—第29条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、良好な自然環境を保全（自然空間を創出することを含む。以下同じ。）するため必要な事項を定めるとともに、市、事業者及び市民の責務を明らかにすることにより、豊かな自然との共生を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 自然環境 大気、水、大地とこれらによりはぐくまれた動植物等を一体として総合的にとらえたもので、人間の生存の基盤となるものをいう。

（2） 開発行為 ゴルフ場、スキー場、宅地の開発などの自然環境を損傷するおそれがある行為をいう。

（市の責務）

第3条 市は、自然環境の保全のために必要な施策を総合的に講ずるものとする。

（事業者及び市民の責務）

第4条 事業者及び市民は、自然環境を保全するために市が行う施策に協力するとともに、自ら自然環境の保全に努めるものとする。

（生態系への配慮）

第5条 何人も、正当な理由がなく次に掲げる行為を行ってはならない。

（1） 自然環境を損傷すること。

（2） 動植物の採捕及び損傷、外来種（今まで生息していなかった地域に、自然状態では通常起こり得ない手段によって移動し、そこに定着して自然繁殖するようになった種をいう。）の導入その他の行為により自然が形成する生態系に著しい影響を与えること。

2 市、事業者及び市民は、緑化の推進等、生態系の維持増殖に努めるものとする。

（開発行為における配慮）

第6条 開発行為を行う者は、自然環境に影響を及ぼすと認められる行為の実施に当たっては、自然環境の保全に努めるものとする。

（調査研究）

第7条 市長は、市内の自然環境を保全するため、その変化について継続的に調査を行い、その結果を公表しなければならない。

（野生動植物の保護）

第8条 市長は、野生動植物の保護を必要と認めるときは、専門家等の意見を聴き、保護施策を講じなければならない。

第2章 自然環境保全地域

（自然環境保全地域の指定）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する地域のうち、自然的社会的諸条件からみて、その地域における自然環境を保全することが特に必要な地域を長野市自然環境保全地域（以下「保全地域」という。）として指定することができる。

（1） 動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している山岳、丘陵、樹林、草生地、河川、湖沼等の地域

（2） 野生動物の生息地、植物の自生地又は地形若しくは地質が特異であり、若しくは特異な自然の現象が生じている土地の地域

2 市長は、保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ、長野市環境審議会の意見を聴かなければならない。この場合において、次条第2項に規定する保全地域に関する保全計画の案についても、併せて、その意見を聴かなければならない。

- 3 市長は、保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を告示し、その案を当該告示の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 4 前項の規定による告示があったときは、当該地域に係る市民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。
- 5 市長は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があったとき、又は当該保全地域の指定に関して広く意見を聴く必要があると認めるときは、必要に応じて公聴会を開催するものとする。
- 6 市長は、保全地域を指定する場合には、その旨並びに保全地域の名称及びその地域を告示しなければならない。
- 7 保全地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 8 第2項前段、第6項及び前項の規定は保全地域の指定の解除について、第2項から前項までの規定は保全地域の地域の拡張について準用する。
- 9 市民は、保全地域として指定を受けるべき土地があると思うときは、保全地域の指定について、市長に意見を申し出ることができる。

(保全計画)

第10条 保全地域における自然環境の保全のための規制又は施設に関する計画（以下「保全計画」という。）は、市長が決定する。

- 2 保全計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 保全すべき自然環境の特質その他当該地域における自然環境の保全に関する基本的事項
 - (2) 当該地域における自然環境の保全のための規制に関する事項
 - (3) 当該地域における自然環境の保全のための施設に関する事項
- 3 市長は、保全計画を決定したときは、その概要を告示しなければならない。
- 4 前条第2項前段及び前項の規定は保全計画の廃止及び変更について、前条第3項から第5項までの規定は保全計画の決定及び変更（第2項第2号に掲げる事項に係る変更に限る。）について準用する。

(保全事業の執行)

第11条 保全計画に基づいて執行する事業であつて、当該保全地域における自然環境の保全のための施設で規則で定めるもの（以下「保全事業」という。）は、市が執行する。

(保全地域における行為の許可等)

第12条 保全地域において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- (1) 建築物その他工作物を新築し、改築し、増築し、又は改装すること。
- (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
- (3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- (4) 木竹を伐採すること。
- (5) 水面を埋め立てること。
- (6) 井戸を掘削すること。
- (7) 排水を放流し、又は地下浸透させること。
- 2 前項の許可には、当該保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、条件を付けることができる。
- 3 市長は、第1項各号に掲げる行為で規則で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。
- 4 前3項の規定は、変更の許可について準用する。
- 5 保全地域内において非常災害のために必要な応急措置として第1項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して14日以内に、市長にその旨を届け出なければならない。
- 6 保全地域が指定され、若しくはその地域が拡張された際当該保全地域内において第1項各号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は地域の拡張の日から起算して6月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。
- 7 前項に規定する者が同項の期間内に当該行為について市長に届け出たときは、第1項の許可を受けたものとみなす。
- 8 次の各号に掲げる行為については、第1項の規定は、適用しない。
 - (1) 保全事業の執行として行う行為
 - (2) 通常の管理行為又は軽易な行為のうち規則で定めるもの
 - (3) 第1項第1号から第5号までに掲げる行為で自然公園地域、長野県自然環境保全地域及び郷

土環境保全地域で行われるもの

(4) 国及び地方公共団体が行う行為で規則で定めるもの

(中止命令等)

第13条 市長は、保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、前条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定に違反し、又は同条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付けられた条件に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(報告)

第14条 第12条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の許可を受けた者及び同条第7項の届出をした者は、当該行為が完了したときは、市長にその旨を報告しなければならない。

第3章 保全地域内における開発行為の事前協議

(事前協議)

第15条 保全地域内において、面積が3,000平方メートル以上の土地の形質を変更しようとする者は、規則で定めるところにより、当該行為の計画の内容について当該行為に着手しようとする日の60日前までに市長に協議しなければならない。

(自然環境影響調査)

第16条 保全地域内において、開発行為をしようとする者は、その規模が規則で定める基準を超える場合で、土地の形質の変更を伴う場合は、規則で定めるところにより、あらかじめ次の各号に掲げる事項について総合的な調査を実施し、その結果を当該行為に着手しようとする日の30日前までに市長に届け出なければならない。

- (1) 当該行為の影響が及ぶ地域の自然の現況及び特質
- (2) 当該行為の自然環境に及ぼす影響の内容及び程度
- (3) 前2号に掲げるもののほか規則で定める事項

(公表)

第17条 市長は、前条の自然環境影響調査の届出があったときは、その内容について、市民に対して周知しなければならない。

(適用除外)

第18条 前2条の規定は、環境影響評価に関する手続が定められているものとして規則で定める法律及び長野県の条例の適用を受ける対象事業については、適用しない。

(指導、勧告、中止措置等)

第19条 市長は、第15条の規定による事前協議において、当該行為が自然環境の保全を阻害すると認めるときは、当該行為をしようとする者に対し、自然環境の保全のため必要な措置を講ずべきことを指導し、若しくは勧告し、又は計画の変更若しくは中止その他の措置を求めることができる。

第4章 雑則

(検査及び立入り)

第20条 市長は、自然環境の保全のために必要な限度において、第12条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の許可を受けた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に保全地域内の土地若しくは建物内に立ち入り、当該行為の実施状況を検査させ、若しくは当該行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(原因者負担)

第21条 第12条第1項各号に掲げる行為により自然環境が著しく損傷され、その修復が必要となった場合は、その原因となった行為を行った者が自らの責任と負担において、復元しなければならない。

(実地調査)

第22条 市長は、保全地域の指定若しくはその地域の拡張、保全計画の決定若しくは変更又は保全事業の執行に関し、実地調査のため必要があると認めるときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。

2 市長は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。)及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第1項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。

- 4 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

(自然環境保全推進委員)

第23条 市長は、自然環境の保全のために自然環境保全推進委員（以下「推進委員」という。）を置く。

- 2 推進委員は、市民であつて、自然環境の保全に関心があり、知見と経験を兼ね備えた者のうちから市長が委嘱する。
- 3 推進委員は、市の自然環境の保全に関する施策に協力し、自然環境の損傷並びに地形、地質及び希少動植物の状況等について市長に報告するものとする。

(違反者の公表)

第24条 市長は、この条例の規定に違反し、自然環境を損傷し、又は生態系に著しく影響を与えた者があるときは、その違反の事実及び違反者の氏名を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該行為をした者に対し、その理由を書面により通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第26条 第13条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第27条 第12条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者又は同条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付けられた条件に違反した者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条若しくは第20条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (2) 第22条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者

(両罰規定)

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

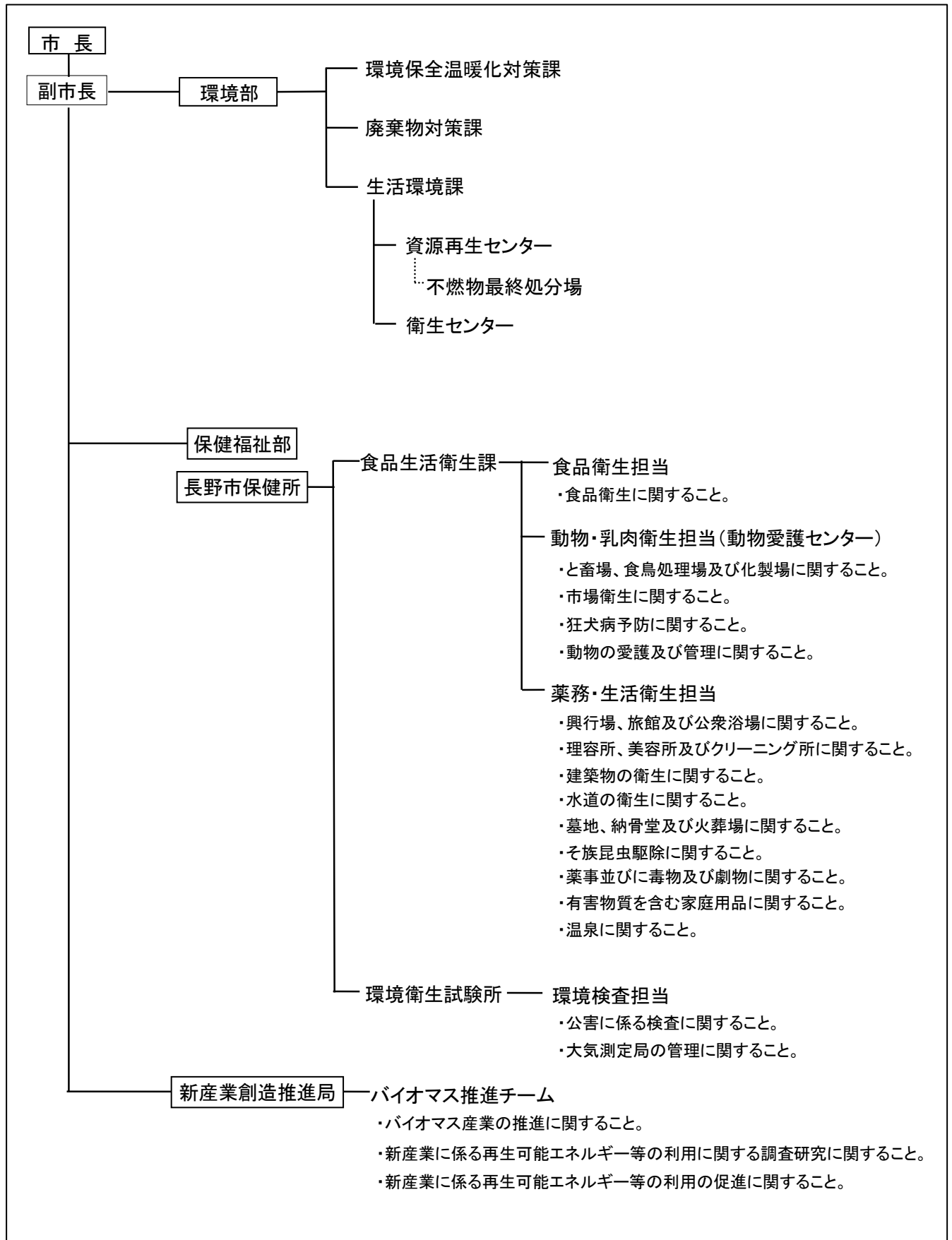
(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年9月1日から施行する。ただし、第1条から第11条までの規定は、同年7月1日から施行する。
(事前協議の特例)
- 2 第15条の規定にかかわらず、同条中「60日前」とあるのは、平成15年10月1日から同月30日までの間に当該行為に着手しようとする場合においては「30日前」と読み替えるものとする。
(戸隠村の編入に伴う経過措置)
- 3 当分の間、長野市戸隠地区（長野市支所設置条例（昭和41年長野市条例第9号）に規定する戸隠支所の所管区域をいう。）においては、戸隠村自然保護条例（平成3年戸隠村条例第1号）第1条から第3条まで、第14条から第34条まで及び第36条から第39条までの規定の例による。この場合において、同条例第17条第1項及び第25条第1項中「審議会の意見を聞き、別に定める基準」とあるのは、「別に定める基準」と読み替えるものとする。
(大岡村の編入に伴う経過措置)
- 4 当分の間、聖山山ろくにおいては、大岡村観光開発基本条例（昭和48年大岡村条例第20号）第1条から第3条まで、第4条第1項（同項第1号及び第4号に係るものに限る。）、第5条第4項、第7条第1項、第8条、第9条第1項、第10条から第12条まで、第13条第1項及び第14条から第17条までの規定の例による。
(罰則に関する経過措置)
- 5 平成17年1月1日前にした行為に対する罰則の適用については、それぞれ豊野町自然保護条例（平成7年豊野町条例第22号）、戸隠村自然保護条例及び大岡村観光開発基本条例の例による。

附 則（平成16年12月28日条例第98号）

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

行政組織（令和5年4月1日現在）



<p>環境保全温暖化対策課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・部の庶務に関する事。 ・課の庶務に関する事。 ・環境保全施策の企画及び調整に関する事。 ・環境基本計画に関する事。 ・環境教育・環境学習に関する事。 ・環境白書・環境情報の整備に関する事。 ・自然環境保全に関する事。 ・環境マネジメントシステムに関する事。 ・環境影響評価に関する事。 ・美化の推進に関する事。 ・環境審議会に関する事。 ・水質汚濁、大気汚染及び悪臭の防止に関する事。 ・騒音及び振動の規制に関する事。 ・土壌汚染の対策及び防止に関する事。 ・地下水の保全及び地盤沈下の防止に関する事。 ・特定化学物質対策に関する事。 ・公害の苦情、相談及び処理に関する事。 ・あき地清潔保持に関する事。 ・公害防止管理者等に関する事。 ・浄化槽の普及及び促進に関する事。 ・浄化槽設置の届出等に関する事。 ・浄化槽の維持管理に係る指導及び監督に関する事。 ・部内の他課の分掌に属さない事。 ・長野市地球温暖化対策地域推進計画に関する事。 ・長野市役所地球温暖化防止実行計画に関する事。 ・再生可能エネルギー等の利用に関する調査研究に関する事。 ・再生可能エネルギー等の利用の促進に関する事。 ・省エネルギーの推進に関する事。
<p>廃棄物対策課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・課の庶務に関する事。 ・一般廃棄物処理業の許可及び再生利用業の指定に関する事。 ・一般廃棄物処理業者の指導に関する事。 ・一般廃棄物処理施設の設置許可等に関する事。 ・一般廃棄物処理施設の指導に関する事。 ・一般廃棄物の適正処理に関する事。 ・浄化槽清掃業の許可に関する事。 ・浄化槽保守点検業者の登録に関する事。 ・産業廃棄物処理施設の設置許可等に関する事。 ・産業廃棄物処理業の許可及び再生利用業の指定に関する事。 ・産業廃棄物の監視及び行政指導に関する事。 ・行政処分に関する事。 ・産業廃棄物の適正処理に関する事。 ・不法投棄に関する事。 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）による再資源化等に係る必要な措置等に関する事。 ・使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）による登録、許可等に関する事。

<p>生活環境課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・課の庶務に関する事。 ・一般廃棄物処理計画の策定に関する事。 ・ごみ処理施設の建設計画に関する事。 ・ごみ処理事業に係る調査、統計及び分析に関する事。 ・ごみの減量及び再生利用の企画及び推進に関する事。 ・ごみ処理の広域化計画に関する事。 ・ごみ処理手数料に関する事。 ・適正処理困難物対策に関する事。 ・不法投棄防止パトロールに関する事。 ・ごみの分別収集の企画及び指導に関する事。 ・ごみの定期収集に関する事。 ・ごみ集積所に関する事。 ・ごみ指定袋の販売に関する事。 ・粗大ごみ収集に関する事。 ・廃棄物減量等推進審議会に関する事。 ・リサイクルプラザに関する事。 ・生活排水処理基本計画に関する事。 ・し尿等処理の企画に関する事。 ・し尿等の収集並びにし尿処理手数料の調定及び賦課に関する事。 ・し尿等処理施設の整備に関する事。 ・し尿処理手数料の滞納整理に関する事。 ・生活雑排水処理に関する事。 ・広域連合ごみ処理施設の建設推進に関する事。 ・広域連合ごみ処理施設周辺の環境整備に関する事。
<p>資源再生センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの庶務に関する事。 ・ごみの搬入指導に関する事。 ・ごみ処理に係る手数料等の徴収に関する事。 ・ごみ処理の統計に関する事。 ・資源物の処理に関する事。 ・指定廃棄物等の処理に関する事。 ・ごみ処理施設の管理及び整備に関する事。 ・電気工作物の保安に関する事。 ・ごみの直営収集（道路、河川等の美観維持のための収集を含む。）に関する事。 ・れき死動物の処理に関する事。 ・最終処分施設の維持管理に関する事。
<p>衛生センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの庶務に関する事。 ・センターの管理運営に関する事。 ・し尿等の搬入受付に関する事。 ・緊急時のし尿収集作業に関する事。 ・し尿処理施設の管理及び整備並びに運転業務に関する事。 ・電気工作物の保安に関する事。 ・犀峽衛生センターの保安に関する事。 ・公衆トイレの整備に関する事。 ・公衆トイレの維持管理に関する事。

環境保全に関連する補助・助成・融資制度等

令和5年4月1日現在

区分	項目	制度等名称	対象	補助・助成・融資額 (率)	所管
市民	家庭に浄化槽を設置する。	長野市合併処理浄化槽設置事業補助金	◆公共下水道区域のうち令和9年度までに下水道が整備されない見込みの区域 ◆専用住宅または住宅部分が延べ床面積の2分の1以上の併用住宅 ◆別荘・事業所及び販売を目的とした住宅に設置する場合は対象外	<補助> ◆5人槽：45万円 ◆6～7人槽：55万円 ◆8～10人槽：70万円	環境保全温暖化対策課
	住宅・事業所（中小事業者のみ）に次世代自動車（EV・FCV）、定置型蓄電設備（併せて太陽光発電設備）、V2Hを設置する。	長野市温暖化対策推進補助金（R5.4.17～）	◆市内の住宅・事業所等に対象設備を新たに設置される方。	<補助> ◆次世代自動車 ・EV：15万円/台 ・FCV：30万円/台 ◆定置型蓄電設備：5万円/基（太陽光発電設備と併せて設置：10万円/基） ◆V2H：6万円/基	
	家庭に生ごみ処理機器を設置する。	長野市生ごみ自家処理機器購入費補助金	◆生ごみ自家処理機器またはそれに相当すると認める物の購入	<補助> ◆コンポスト容器・ぼかし容器：3,000円まで/個 ◆電動（手動）生ごみ処理機：購入額の1/2（限度額：3万円まで） ◆ディスポーザ（機械処理タイプ）：購入額の1/2（限度額：3万円まで） ※いずれも100円未満切捨て	生活環境課
	住宅に雨水貯留施設を設置する。	長野市雨水貯留施設助成金	◆屋根に降った雨を貯留する施設の購入費用 ◆下水道への接続により、不要になった浄化槽を雨水貯留施設に転用するのに要する費用	<補助> ◆雨水貯留施設は購入費用の1/2 （限度額：1000以上5000未満が2万5,000円、5000以上が5万円） ◆浄化槽改造は改造費用の2/3 （限度額：10万円）	河川課
	住宅に雨水浸透施設を設置する。	長野市雨水浸透施設助成金	◆屋根等に降った雨を地中に浸透させる施設の購入費用（材料費）及び設置に要する工事費（総貯留容量3000以上の施設）	<補助> ◆対象費用の1/2 （限度額2万4,000円）	

区分	項目	制度等名称	対象	補助・助成・融資額 (率)	所管
市民団体	ごみ集積所を設置する。	ごみ集積所設置事業補助金	◆行政連絡区、住民自治協議会	<補助> ◆補助率：4分の3以内 補助限度額：2.0㎡以上 3.3㎡未満のもの 7.7万円 3.3㎡以上のもの 11万円	生活環境課
	ごみ集積所を改修する。	ごみ集積所改修事業補助金	◆行政連絡区、住民自治協議会	<補助> ◆補助率：2分の1以内 補助限度額：2.0㎡以上 3.3㎡未満のもの 5万円 3.3㎡以上のもの 7万円	
	カラス除けネットを有償で頒布する。	カラス除けネット有償頒布事業	◆行政連絡区、住民自治協議会	◆申請のあった者に1枚当たり 2,200 円で頒布	
	資源回収用の資源物を一時的に保管する倉庫を設置する。	リサイクルハウス設置事業補助金	◆行政連絡区、住民自治協議会、資源回収団体	<補助> ◆補助率：4分の3以内 補助限度額：2.0㎡以上 3.3㎡未満のもの 10.5万円 3.3㎡以上のもの 20万円	
農家・農業者団体	性フェロモン剤や天敵利用により、環境負荷の軽減を図る。	生物利用等環境保全型農業推進事業	◆性フェロモン剤は受益戸数 10 戸以上かつ設置面積 30a 以上 ◆天敵は農薬登録のある寄生性・捕食性天敵	<補助> ◆事業費の 1/10 以内	農業政策課
	生分解性マルチの導入により環境負荷の軽減及び農作業の省力化を図る。	生分解性マルチ導入推進事業	◆受益戸数が 3 戸以上	<補助> ◆事業費の 3/10 以内	
	有機 J A S 認証の取得を支援することにより環境負荷の軽減と農産物の高付加価値化を図る。	有機 J A S 認証取得等支援事業	◆市内に住所及び農地を有する農業者又は農業者団体	<補助> ◆新規取得費用の 2 分の 1 以内 (上限 5 万円) ◆更新調査費用の 3 分の 1 (上限 3 万円、新規取得の補助対象者で 2 回まで)	

区分	項目	制度等名称	対象	補助・助成・融資額 (率)	所管
農家・農業者団体	農業者が共同で家畜ふん尿処理や飼料作物の効率的な生産に必要な基盤整備又は畜産関連施設を設置する経費	畜産経営改善事業	◆受益農家がおおむね3戸以上	<補助> ◆事業費の3/10以内	農業政策課
	せん定枝粉碎機の導入により、せん定枝の焼却処分量を減らし、環境負荷の軽減を図る。	農業機械化補助金事業	◆個人利用は、果樹栽培面積が40a以上等 ◆共同利用は、受益戸数5戸以上かつ果樹栽培面積が150a以上等 ◆中古の農業機械の購入にあつては残存耐用年数が2年以上あること	<補助> ◆個人利用は、事業費の2/10以内(上限5万円) ◆共同利用は、事業費の3/10以内	
	畜産農家と耕種農家で連携した団体が家畜ふん尿処理に係る農業機械を共同で購入する経費	農業機械化補助金事業	◆受益戸数3戸以上かつ畜産農家と耕種農家が連携した団体 ◆中古の農業機械の購入にあつては残存耐用年数が2年以上あること	<補助> ◆事業費の3/10以内	
事業主	事業所で環境対策を講じる。	長野市中小企業振興資金融資制度(環境対策資金)	◆温室効果ガス排出量削減対策(太陽光発電設備の導入等)・土壌汚染対策・その他の環境対策を講じる方	<融資> ◆設備 限度額:1億円 返済期間10年以内(据置1年以内) 利率:年1.50% <融資> ◆運転 限度額:2,000万円 返済期間7年以内(据置1年以内) 利率:年1.50% ※設備と運転の合計限度額は1億円	商工労働課
	工場に公害防止施設を設置する。	長野市企業立地助成制度(公害防止施設設置事業)	◆工場を有する者が施設費300万円以上の公害防止施設を設置する場合	<助成> ◆事業費の20/100以内(限度額:年額1,000万円)	
	工場内の緑化をする。	長野市企業立地助成制度(工場等緑化事業)	◆工場を有する者又は市等が分譲する産業団地に事業所を有する者が、工場等の敷地面積の10/100以上に樹木等を植栽する場合	<助成> ◆事業費の20/100以内(限度額:年額5,000万円)	

区分	項目	制度等名称	対象	補助・助成・融資額 (率)	所管
事業主	事業所に雨水貯留施設を設置する。	長野市雨水貯留施設助成金	<ul style="list-style-type: none"> ◆屋根に降った雨を貯留する施設の購入費用 ◆下水道への接続により、不要になった浄化槽を雨水貯留施設に転用するのに要する費用 	<p><補助></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆雨水貯留施設は購入費用の1/2 (限度額:100ℓ以上 500ℓ未満が2万5,000円、500ℓ以上が5万円) ◆浄化槽改造は改造費用の2/3 (限度額:10万円) 	河川課

環境行政のあゆみ

		長 野 市	国・県の動き	世界の動き、社会情勢
明治	33	・汚物収集開始	・汚物掃除法制定	
大正	7		・狩銃法制定	
	15	・七瀬町じん芥焼却場竣工		
	16		・国立公園法制定	
昭和	26	・柳町し尿貯留場竣工	・森林法制定	
	27	・川合新田汚水処理場竣工		
	29		・清掃法制定	
	31	・清掃車導入	・都市公園法制定	・水俣病発生
	32	・社会部衛生課となる。 ・し尿市営くみ取り開始 ・柳町し尿貯留場 ・川合新田し尿浄化施設完成	・自然公園法制定	
	33		・公共用水域の水質の保全に関する法律制定 ・工場排水等の規制に関する法律制定 ・下水道法制定	
	34	・下水道使用開始		
	35		・長野県立自然公園条例制定	
	36	・社会部清掃事務所となる。		・四日市ぜんそく発生
	37	・社会部に清掃課を設置 ・七瀬町じん芥焼却場廃止 ・松岡清掃工場（固定炉）を竣工	・ばい煙の排出の規制等に関する法律制定 ・建築物用地下水の採取の規定に関する法律制定	・スモッグが社会問題化する。
	38		・鳥獣保護及狩猟に関する法律制定（狩猟法改正）	
	39			・阿賀野川有機水銀事件発生
	40		・長野県公害防止条例制定	
	42	・川合新田、衛生工場竣工（加湿式嫌気性消化方法）	・公害対策基本法制定	
	43		・大気汚染防止法制定 ・騒音規制法制定	
	44	・社会部に交通公害対策室を新設 ・騒音規制法に基づく地域指定を受ける。	・騒音規制法に基づき地域指定（長野市など3市村）をし、規制基準を設定（県） ・公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法制定 ・硫酸化物の環境基準決定	
45	・衛生部に部名変更（衛生課、清掃課、公害交通課を設定） ・長野市公害防止条例、公害対策審議会条例制定	・公害紛争処理法制定 ・水質汚濁防止法、廃棄物処理及び清掃に関する法律等、14の公害関係法制定、改正 ・一酸化炭素の環境基準決定	・第64国会が公害国会と呼ばれる。	
46	・公害交通課から公害課に課名変更 ・松岡清掃工場にセミ機械炉完成 ・松代カドミウム事案発生、県が環境汚染調査、健康調査等を実施 ・長野市公害対策審議会設置委員15名 ・古里五反田不燃物埋立処分場開始 ・大気汚染防止法の政令市と	・長野県公害防止条例に基づく特定施設を定める規則、排出基準を定める規則制定 ・公害の防止の関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律制定 ・悪臭防止法制定 ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行 ・環境庁発足 ・長野県自然保護条例制定	・新潟水俣病裁判新潟地裁判決、原告勝利 ・UNESCO、人間と生物圏（MAB）計画が設定	

	長野市	国・県の動き	世界の動き、社会情勢
	なる（原則 25 万人以上の都市）。	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音に関する基準決まる。 ・大気汚染防止法一部改正（法の整備拡充） ・水質汚濁に係る環境基準決まる。 	
47	<ul style="list-style-type: none"> ・環境部に部名変更（環境指導課、公害課、環境整備第一課及び第二課を設置） ・水道局水質管理室内に公害検査室を設置 ・千曲川、犀川環境基準類型指定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全法制定 ・硫黄酸化物排出基準（K 値）改定強化 ・浮遊粒子状物質の環境基準決定 ・公害等調整委員会設置法施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・国連人間環境会議ストックホルム大会開催（環境問題に関する初の国際会議） ・四日市市公害裁判津地裁判決、原告勝利 ・PCB 汚染問題が全国に広がる。
48	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭防止法に基づく地域指定を受ける。 ・不燃物圧縮処理施設（長野プレス工場）完成 	<ul style="list-style-type: none"> ・公害防止条例、同条例施行規則全部改正 ・一酸化炭素、二酸化窒素、二酸化硫黄の環境基準設定 ・公害健康被害補償法制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・水俣病裁判熊本地裁判決、原告勝利 ・国連環境計画（UNEP）発足 ・第 1 次石油ショック
49	<ul style="list-style-type: none"> ・長野市公害防止対策連絡会議設置規定施行 ・長野市あき地清潔保持に関する条例制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法改正（総量規制） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回 OPCD 環境大臣会議開催 ・世界人口会議開催（ブカレスト） ・世界食糧会議開催（ローマ） ・地球環境モニタリングシステム（GEMS）開始 ・北欧環境保護条例締結
50	<ul style="list-style-type: none"> ・長野市公害検査センター完成 ・水質汚染防止法の政令市となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新幹線騒音に係る環境基準設定 ・日米環境保護協力締結 ・湿性大気汚染調査実施 	
51	<ul style="list-style-type: none"> ・資源回収報奨金制度開始 ・大座法師環境基準類型指定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・振動規制法制定 ・大気汚染防止法改正（K 値強化[17.5→14.5]） ・悪臭防止法施行令改正（3 物質追加） 	<ul style="list-style-type: none"> ・WHO、NOX クライテリア専門家会議開催
52	<ul style="list-style-type: none"> ・篠ノ井小松原不燃物最終処分場取付け道路完成 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律強化改正 	
53	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音に係る環境基準の類型指定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化窒素の環境基準改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 次石油ショック
54	<ul style="list-style-type: none"> ・裾花川全域環境基準類型指定される。 ・新清掃工場建設開始（150t / 24H × 3 炉） ・篠ノ井小松原不燃物最終処分場完成、埋立開始 ・古里五反田不燃物埋立処分場終了 	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県自然保護条例一部改正（県市全環境保全地域、郷土環境保全地域、大規模開発調整地域の設定） ・水質汚濁防止法施行令一部改正（総量規制等） ・大気汚染防止法第 4 次 NOX 規制で排出基準の強化と枠の拡大 ・長野県公害の防止に関する条例一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・アメリカ、スリーマイル原発事故発生 ・第 2 回 OECD 環境大臣会合開催（パリ）
55	<ul style="list-style-type: none"> ・長野市家庭雑排水簡易浄化施設清掃用ポンプ貸付要綱施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に水鳥の生息地としての国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）発行 ・廃棄物その他の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（ロンドン・ダンプン条約）発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・UNEP / IUCN / WWF 「世界環境保全戦略」を発表 ・アメリカ「西暦 2000 年の地球」報告 ・気候変動国際協力研究計画（WCRP）発足

	長野市	国・県の動き	世界の動き、社会情勢
		<ul style="list-style-type: none"> ・絶滅のおそれのある野生動物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）発行 	
57	<ul style="list-style-type: none"> ・新清掃工場運転開始 ・資源回収工場運転開始 ・深夜営業騒音規制の地域指定される。 ・大豆島清掃工場（固定炉・セミ機械炉）解体 ・家庭ごみの3分別収集（可燃、不燃、資源）開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県公害の防止に関する条例一部改正（深夜営業騒音規制） ・大気汚染防止法一部改正（ばいじんの排出基準強化・拡充） ・湖沼にかかる窒素・りんに係る環境基準設定（環境庁告示） 	<ul style="list-style-type: none"> ・国連人間環境会議 10周年記念会議（ナイロビ）
58	<ul style="list-style-type: none"> ・公害環境課を設置（機構改革による環境指導課と公害課の統合） ・新衛生工場改築開始（低希釈二段活性汚泥方式＋高度処理 180kl／日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・県スパイクタイヤ問題連絡会議設置 ・長野県空き缶等散乱防止対策推進要綱制定 ・浄化槽法公布 ・スパイクタイヤ使用自粛推進要綱制定（県） 	
59	<ul style="list-style-type: none"> ・長野市地下水の保全に関する条例制定 ・生活雑排水処理場運転開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価の実施について（閣議決定） ・湖沼水質保全特別措置法制定 ・長野県環境影響評価指導要項告示 ・有機塩素化合物3物質の暫定指導方針が出される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境と開発に関する世界委員会（WCED）発足 ・インド・ネパール事件発生（農薬工場から有毒ガスで2,000人死亡）
60	<ul style="list-style-type: none"> ・新衛生工場運転開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法施行令及び総理府令の一部改正（小型ボイラー追加） 	<ul style="list-style-type: none"> ・オゾン層保護のためのウィーン条約採択（S63 発効）
61	<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみ破碎工場（本体機械）完成 ・スタッドレスタイヤのモニター募集（環境庁委託事業） 		<ul style="list-style-type: none"> ・チェルノブイリ原発事故発生 ・国際学術連合会議（ICSU）総会で、地球圏・生物圏国際共同研究（IGBP）開始を決議
62	<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみ破碎工場（付属施設）完成、運転開始 ・塩化水素除去装置及び電気集じん灰固定装置完成、運転開始 ・親子水辺教室開始（蛭川、以後毎年開催） ・スタッドレスタイヤのモニター制度発足（市単独実施） ・脱スパイクタイヤ推進県民大会（長野市共催） ・冬道安全運動講習会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・スパイクタイヤ使用制限等に関する指導要綱制定（県） ・大気汚染防止法施行令一部改正（ガスタービン、ディーゼル機関追加） 	<ul style="list-style-type: none"> ・オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書採択（S64 発効） ・環境と開発に関する世界委員会（WCED）が“OUR COMMON FUTURE”公表、持続可能な開発を提言（東京宣言）
63	<ul style="list-style-type: none"> ・スパイクタイヤのピン抜き会場開設（以後平成2年度まで毎年実施） ・脱スパイクタイヤ推進市民大会の開催（市民会館） ・スタッドレスタイヤのモニター300人募集 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行 ・スパイクタイヤ製造販売中止の調停成立（公害等調整委員会）、製造中止へ。 ・特定建設作業に伴い発生する騒音に関する基準の一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・トロント・サミット開催、地球環境問題への積極的取組を表明

		長野市	国・県の動き	世界の動き、社会情勢
平成	元	<ul style="list-style-type: none"> ・スターウォッチング（星空観察教室）開催（以後毎年実施）ノースパイク推進フェア開催（運動公園、県と共催） ・スタッドレスタイヤモニター500人募集（S61から累計960人） 	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法の一部改正（地下水汚染の防止等） ・大気汚染防止法の一部改正（アスベスト粉じん追加） ・悪臭防止法施行令の一部改正（4物質追加） ・スパイクタイヤ対策行政連絡協議会設立 ・長野県ゴルフ場開発事業に関する指導要綱制定 ・地球温暖化に関する検討会第1回中間報告公表 ・地球環境保全に関する関係閣僚会議設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約採択 ・気候変動に関するノールトヴェイク宣言 ・地球環境保全に関する東京国際会議開催 ・アルシュサミット開催（経済宣言の1/3を環境に充てる。）
	2		<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法の一部改正（生活排水対策推進） ・スパイクタイヤ粉じんの発生に関する法律施行 ・大気汚染防止法施行令の一部改正（ガス機関、ガソリン機関追加） ・地球温暖化防止行動計画閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書改正 ・持続可能な開発に関するベルゲン会議開催（ノルウェー） ・UNCED第1回準備会議開催（ナイロビ） ・ESCAP環境相会議開催
	3	<ul style="list-style-type: none"> ・スパイクタイヤ規制指定地域となる（スパイクタイヤ使用禁止）。 ・不燃物最終処分場・天狗沢埋立地完成 	<ul style="list-style-type: none"> ・スパイクタイヤ規制指定地域に指定（45市町村） ・悪臭物質の排出基準について、4物質を追加 ・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律規制 ・再生資源の利用の促進に関する法律制定 ・土壌の汚染に係る環境基準設定 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・湾岸戦争勃発 ・第1回環境と開発に関する開発途上国会議開催（東京） ・環境法に関するリオ国際会議開催 ・南極条約締約国会議にて環境保護に関する南極条約議定書調印
	4	<ul style="list-style-type: none"> ・天狗沢埋立地、供用開始 ・水辺環境観察会開催（親子水辺教室の充実） ・「ごみ減量再資源化モデル地区事業」として、ごみの5分別収集・指定袋制度を古牧・若槻の2地区で実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県水環境保全条約制定 ・絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律制定 ・大気常時監視システムのオンライン化 ・産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備に関する法律制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・地球環境賢人会議で「地球環境と開発のための資金に関する東京宣言」採択 ・環境と開発に関する国連会議（地球サミット）開催、リオ宣言、生物多様化に関する条約、アジェンダ21等採択 ・第2回環境と開発に関する開発途上国会議開催（クアラルンプール）
	5	<ul style="list-style-type: none"> ・「ごみ減量再資源化モデル地区事業」として、ごみの5分別収集・指定袋制度を三輪・吉田・大豆島・安茂里・川中島・更北の6地区を追加して実施 ・電気自動車「Eカー」号導入 ・長野市リサイクルプラザ建設工事開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁に係る環境基準一部改正（15項目追加） ・悪臭防止法施行令一部改正（10物質追加） ・長野県美しい環境づくり推進会議設置 ・トリクロロエチレン及びトリクロロエチレンの排出にかかる大気環境指針設定 ・環境基本法制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動国連枠組条約締結（H6）発効 ・生物多様性条約締結、発効 ・アジェンダ21国別行動計画策定 ・上信越自動車道開通（須坂・長野東インター）

	長野市	国・県の動き	世界の動き、社会情勢
	<ul style="list-style-type: none"> ・大気常時監視システムのオンライン化（テレメーターシステム導入） 	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法施行令一部改正（特定施設、有害物質13項目追加） ・排水基準を定める総理府令改正（有機塩素、農薬追加等） 	
6	<ul style="list-style-type: none"> ・新幹線騒音に係る環境基準の類型指定される。 ・長野市公害対策審議会条例の一部改正（条例名を環境審議会条例に改正等） ・ごみ減量、再資源化事業（5分別収集・指定袋制度）を全市で実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・北陸新幹線鉄道騒音に係る環境基準地域類型指定を告示（軽井沢～長野間・10市町村） ・土壌汚染に係る環境基準の改正（基準値の強化、項目追加） ・水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律制定 ・特定水道利水障害防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法制定 ・オゾン層保護対策講演会、フロン回収デモンストレーション開催 ・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律一部改正 ・環境基本計画策定（国） 	
7	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもエコクラブ発足（4クラブ65人登録） ・冷蔵庫・エアコンのフロン回収を開始 ・天然ガス自動車「アースフレンド」号導入（環境庁による長野オリンピック・プレ導入調査委託に基づく） ・酸性雨自動測定記録計を市役所第一庁舎屋上に設置 ・サンデーリサイクルの開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・「フロン回収マニュアル」を作成 ・悪臭防止法一部改正（臭気指数による規制基準導入等） ・大気汚染防止法一部改正（自動車燃料に係る許容限度の設定等） ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（通称：容器包装リサイクル法）制定 ・国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組みの率先実行のための計画策定 ・代替フロンの全廃スケジュール早められる（臭化メチルの全廃決定）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・阪神大震災発生 ・松本サリン事件発生 ・地下鉄サリン事件発生
8	<ul style="list-style-type: none"> ・資源回収工場、プレス工場運転休止 ・残したい“日本の音風景100選”に「善光寺の鐘」が認定 ・清掃工場、衛生工場の名称変更（各々、清掃センター、衛生センターとなる。） ・リサイクルプラザ本格稼働 ・厚生大臣から「クリーンリサイクルタウン」に選定 ・第1回環境子ども会議開催（小中学生約300名参加） 	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県環境基本条例制定 ・長野県自然保護条例一部改正（長野県自然環境保全条例に改称等） ・長野県自然保護研究所開設 ・大気汚染防止法一部改正（有害大気汚染物質対策、排ガス規制等） ・残したい“日本の音風景100選”決定（国） 	

	長野市	国・県の動き	世界の動き、社会情勢
	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ指定袋実費負担制度、ペットボトルの分別収集開始 ・長野市環境基本条例制定 		
9	<ul style="list-style-type: none"> ・県の大気移動測定局を、いき交差点付近に設置、測定開始 ・有害大気汚染物質の測定開始 ・環境庁より“星空にやさしい街10選”に認定 ・ごみ減量・リサイクル推進事業所認定制度「ながのエコ・サークル」事業開始 ・長野冬季オリンピック開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県環境基本計画策定 ・“星空にやさしい街10選”決定（国） ・大気汚染防止法一部改正（ダイオキシン類を指定物質に追加、排出施設の追加） ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正 ・環境影響評価法成立（国） ・長野県環境影響評価条例制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・有害大気汚染物質「ダイオキシン」が社会問題化 ・地球温暖化防止京都会議開催
10	<ul style="list-style-type: none"> ・長野市環境保全率先実行計画策定 ・長野市の廃棄物の処理及び清掃に関する条例により、多量排出事業者による事業ごみの減量に関する計画の策定、管理責任者の選任の義務化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類緊急全国一斉調査（環境庁） ・長野県環境影響評価条例施行規則を制定 ・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）制定 	
11	<ul style="list-style-type: none"> ・中核市移行 ・長野市保健所設置 ・公害環境課から環境管理課に改称、廃棄物対策課を新設、4課2センター体制へ ・長野市公害検査センター廃止 ・長野市清掃センターダイオキシン対策工事開始（H13まで） ・長野市環境基本計画策定 ・「こどもエコクラブ全国フェスティバル 2000in ながの」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策推進法施行 ・騒音環境基準の改正（国） ・ダイオキシン類対策特別措置法施行 ・新農業基本法制定 	
12	<ul style="list-style-type: none"> ・小島田局（いき交差点付近）で大気常時測定を開始 ・し尿くみ取り合理化学業計画策定（12～14年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画 - 環境の世紀への道しるべ - 策定 ・循環型社会形成基本法策定 ・食品リサイクル法、建設リサイクル法制定 ・グリーン購入法制定 	
13	<ul style="list-style-type: none"> ・ながの環境パートナーシップ会議設立 ・「プラスチック製容器包装分別収集モデル地区事業」として第二、篠ノ井中央、篠ノ井川柳の3地区で実施 ・清掃センターダイオキシン対策工事完了 ・本庁舎、清掃センター等52施設を対象にISO14001審査登録（認証） ・長野市環境学習推進プラン作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・家電リサイクル法施行 ・長野県環境ISO自治体ネットワーク設立 	<ul style="list-style-type: none"> ・米国同時多発テロ発生

	長野市	国・県の動き	世界の動き、社会情勢
14	<ul style="list-style-type: none"> ・全国都市清掃会議総会開催 ・一般廃棄物処理施設設置に伴い長野市の廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正 ・「アジェンダ 21 ながのー環境行動計画ー」策定 ・長野市版レッドデータブック「大切にしたい長野市の自然」作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設リサイクル法施行 ・京都議定書を批准 ・自動車リサイクル法制定 ・土壌汚染対策法施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な開発に関する世界首脳会議開催（ヨハネスブルク）
15	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギービジョン策定 ・自然環境保全条例策定（飯綱地域を自然環境保全地域に指定） ・「プラスチック製容器包装」の分別説明会実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・首都圏でディーゼル自動車走行規制 ・長野県希少野生動植物保護条例制定 ・環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律施行 ・資源有効利用促進法に基づく家庭系パソコンの回収・再資源化開始 	
16	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製容器包装の全市（平成 16 年 4 月現在）分別収集の開始 ・プラスチック製容器包装圧縮梱包施設完成 ・ながの環境パートナーシップ会議でノー・レジ袋デー開始 ・平成 17 年 1 月 1 日、豊野町、鬼無里村、戸隠村、大岡村と合併 ・騒音規制法の指定地域を変更（市街化調整区域に拡大） ・新長野市公害防止条例を制定、旧長野市公害防止条例及び地下水保全条例を廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車リサイクル法施行 ・騒音環境基準類型指定区域を変更（市外化調整区域に拡大） 	<ul style="list-style-type: none"> ・京都議定書発効
17	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年 4 月から、戸隠、鬼無里、大岡地区のごみ分別方法が旧長野市と同じになる。豊野地区は粗大ごみの取扱い等一部が旧長野市と同じになる。 ・平成 17 年 9 月、長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正。「長野市ごみ減量・再資源化推進検討委員会」と「長野市廃棄物減量等推進協議会」を設置 ・公共施設でのアスベスト使用状況調査を行い、飛散対策を実施 ・リデュース・リユース・リサイクル推進協議会から「平成 17 年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年 6 月、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」施行 ・平成 18 年 3 月、大気汚染防止法施行令及び施行規則が改正され、アスベストに係る規制が強化される。 ・「自然の叡智」をテーマに愛知万博が開催される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アスベストが社会問題化

	長野市	国・県の動き	世界の動き、社会情勢
18	<ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年 4 月から豊野地区でプラスチック製容器包装の分別収集が開始され、全市での取組となる。 平成 19 年 3 月、長野市廃棄物減量等推進審議会より、現行のごみ指定袋購入チケット制度を廃止し、家庭ごみ処理の有料化の制度を構築すべきとの答申を受ける。 平成 18 年 10 月、家庭用使用済み蛍光灯の拠点回収を拡大 産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止法に基づく亜鉛の排水基準が改正となり、規制が強化される。 長野県廃棄物処理計画（第 2 期。平成 18 年度～22 年度）が策定される。 	
19	<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年 10 月、「家庭ごみ処理手数料の有料化制度導入に関する基本的な考え方」を公表し、パブリックコメントを実施 平成 19 年 11 月、長野市廃棄物減量等推進審議会より、「有料化制度導入に伴う家庭ごみ処理手数料」及び「清掃センターに搬入されるごみ処理手数料」について答申を受ける。 平成 20 年 3 月、長野市役所温暖化防止実行計画改定 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年 2 月、長野県地球温暖化防止県民計画改訂 平成 20 年 3 月、長野県廃棄物の適正処理の確保に関する条例公布 	
20	<ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年 6 月、市議会定例会で有料化制度導入に伴う家庭ごみ処理手数料にかかる条例改正案議決（施行は平成 21 年 10 月 1 日） 平成 20 年 7 月～平成 21 年 3 月、ごみ減量及び有料化の住民説明会を市内全地区で述べ 1,071 回開催 平成 21 年 1 月、ISO 14001 の認証を返上。「自己適合宣言」による環境マネジメントシステムを運用とする。 資源化施設臭気対策のための燃焼脱臭装置設置 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年 7 月、「低炭素社会づくり行動計画」を閣議決定 平成 21 年 3 月 1 日、長野県廃棄物の適正処理の確保に関する条例施行 	<ul style="list-style-type: none"> 北海道洞爺湖サミット開催
21	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年 1 月 1 日、信州新町、中条村と合併（犀峽衛生センターを犀峽衛生施設組合から承継） 平成 21 年 10 月、家庭ごみ処理手数料有料化制度開始、清掃センター搬入手数料改定、剪定枝葉の分別収集開始、豊野地区の家庭ごみ分別区分変更（全市統一） 	<ul style="list-style-type: none"> 「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業」開始 「住宅用太陽光発電導入支援対策補助事業」開始 「中核市・特例市グリーンニューディール基金」の創設 千曲川流域レジ袋削減推進協議会が発足 	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ(流行性感冒)の世界的な流行

	長野市	国・県の動き	世界の動き、社会情勢
	<ul style="list-style-type: none"> ・長野市地球温暖化対策地域推進計画を策定 ・長野市バイオマスタウン構想を策定 ・長野市環境美化連合会が解散 ・平成 21 年 4 月、戸別浄化槽事業、農業集落排水事業を上下水道局へ移管し、水洗化の窓口と料金が統一 ・平成 22 年 12 月、長野市ポイ捨て等を防止し、ごみのないきれいなまちをつくる条例案議決(施行は平成 23 年 4 月 1 日) 		
22	<ul style="list-style-type: none"> ・長野市地球温暖化防止活動推進センター開設 ・平成 22 年 12 月、長野市ポイ捨て等を防止し、ごみのないきれいなまちをつくる条例案議決(施行は平成 23 年 4 月 1 日) ・平成 22 年 12 月、廃棄物の適正な処理に関する条例案議決(施行は平成 23 年 6 月 1 日) ・平成 23 年 2 月、長野市廃棄物減量等推進審議会から「長野市一般廃棄物処理基本計画」の策定について答申を受ける。 ・平成 23 年 2 月、長野広域連合により「ごみ処理広域化基本計画」を改訂 ・長野市バイオマスタウン構想推進協議会設立 	<ul style="list-style-type: none"> ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正(廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化) ・「大気汚染防止法」及び「水質汚濁防止法」の一部改正(測定結果の改ざん等に対する罰則の創設) ・「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」を開始 ・「長野県廃棄物処理計画(第三期)」策定 ・「土壌汚染対策法」の一部改正が施行(汚染土壌処理業の許可、3,000 m²以上の土地の改変時の届出、自主調査結果に基づく指定区域の申請制度の創設等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)開催(名古屋市) ・東日本大震災(東北地方太平洋沖地震、福島第一原子力発電所事故)発生 ・長野県北部地震発生
23	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 4 月、長野市一般廃棄物処理基本計画の策定 ・平成 23 年 4 月、ISO14001 規格によらない独自環境マネジメントシステムとして「NEMS」を施行 ・「オール長野でピーク時節電」(夏季の節電・省エネルギーの取組)実施 ・平成 23 年 10 月、長野市廃棄物減量等推進審議会から「第五次合理化事業計画」の策定・実施について答申を受ける。 ・平成 24 年 2 月、長野市環境審議会から「第二次長野市環境基本計画」の策定について答申を受け、同計画を策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「さわやか信州省エネ大作戦」(夏季・冬季の節電・省エネルギーの取組)実施 ・自然エネルギー信州ネット設立 ・平成 23 年 4 月、長野県廃棄物処理計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・小笠原諸島がユネスコ世界自然遺産に登録

	長野市	国・県の動き	世界の動き、社会情勢
24	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年8月、長野市廃棄物減量等推進審議会から「一般廃棄物（し尿及び生活雑排水を除く。）の処理手数料」について答申を受け、家庭ごみ処理手数料は現行どおり、清掃センター搬入手手数料は一部改正 平成25年1月、大豆島地区のごみ焼却施設受入れ基本同意 平成25年3月、長野市災害廃棄物処理計画を策定 平成25年3月、長野市版レッドデータブック「大切にしたい長野市の自然」（改訂版）を作成 平成25年3月、大豆島地区住民自治協議会、長野広域連合、長野市の3者により「広域ごみ焼却施設建設に関する協定」を締結 平成25年3月、天狗沢最終処分場、埋立終了 	<ul style="list-style-type: none"> 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の一部改正 「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の実施 「長野県地球温暖化対策条例」の改正 「長野県環境エネルギー戦略～第三次長野県地球温暖化防止県民計画～」の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年12月 京都議定書の第一約束期間終了（第二約束期間[平成25～32年]は日本不参加）
25	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年4月、清掃センター焼却灰等は天狗沢最終処分場への埋立終了に伴い、民間処分場へ全量搬出開始 	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年4月、小型家電リサイクル法施行 平成25年5月、「第三次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> 富士山が世界文化遺産に登録
26	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年4月、長野市地球温暖化対策地域推進計画を改定 平成26年11月、長野市廃棄物減量等推進審議会から「長野市一般廃棄物処理基本計画の中間見直し」について答申を受け、同計画を見直し 平成26年10月、犀峽衛生センター休止 	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年3月「上信越高原国立公園」から、一部分離独立し「妙高戸隠連山国立公園」が誕生 	
27	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年8月、長野市廃棄物減量等推進審議会から「一般廃棄物（し尿及び生活雑排水を除く。）の処理手数料」について答申を受け、家庭ごみ処理手数料は現行どおり、清掃センター搬入手手数料は一部改正 平成27年9月、長沼穂保地区に放置された産業廃棄物の行政代執行に着手、南側全量撤去、北側封じ込め覆土工事完了 平成27年9月、「長野市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」を策定 平成27年11月、第20回長野市環境こどもサミット～妙高戸隠連山国立公園誕生記 	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年7月、「日本の約束草案」を国連に提出（温室効果ガス削減目標を、2030年度に2013年度比で26%削減とする） 平成27年11月、「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年12月国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で「パリ協定」採択

	長野市	国・県の動き	世界の動き、社会情勢
	<ul style="list-style-type: none"> 念～を環境省と共同開催 平成27年12月、オオムラキ繁殖地の寄付受納 		
28	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年10月、長野市廃棄物減量等推進審議会から「一般廃棄物（し尿及び生活雑排水）処理手数料の改定」について答申を受け、し尿処理手数料並びに生活雑排水処理手数料及び補助割合を改正 平成28年10月、し尿収集について全市委託制となる。 平成29年1月、天狗沢最終処分場の埋立処分終了届提出・受理 平成29年1月、長野市環境審議会から「第二次長野市環境基本計画後期計画」の策定について答申を受け、同計画を策定 平成29年2月、長野市廃棄物減量等推進審議会から「長野市一般廃棄物処理基本計画の策定」について答申を受け、同計画を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年5月、「地球温暖化対策計画」を閣議決定 平成28年5月「地球温暖化対策推進法」改正 平成28年9月、ごみ処理基本計画策定指針の改定 平成28年11月、「パリ協定」批准 平成29年3月、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会から「都市鉱山から作る！みんなのメダルプロジェクト」について協力要請 	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年11月、「パリ協定」発効
29	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年4月、長野市地球温暖化対策地域推進計画及び長野市役所温暖化防止実行計画を改定 平成29年4月、市長による長野市COOL CHOICE宣言 平成29年12月、長野市事業所向け温暖化対策支援サイト「エコステップながの」を開設 平成29年12月、長野市ポイ捨て、道路等における喫煙等を防止し、きれいなまちをつくる条例案議決（施行は平成30年4月1日） 平成30年3月、長野市環境教育・環境学習推進プログラム作成（H30～H34） 平成30年3月1日、新リサイクルプラザが「サンマリーナながの」の隣に移転オープン 	<ul style="list-style-type: none"> 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会からの「都市鉱山から作る！みんなのメダルプロジェクト」について協力要請に基づき、平成29年6月から本庁・各支所で携帯電話・スマートフォンの回収開始 	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年6月、アメリカが「パリ協定」からの離脱を表明
30	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年8月3日、長野広域連合が整備しているA焼却施設の名称が「ながの環境エネルギーセンター」に決定 平成30年10月、無電化地域である奥裾花自然園に小水力、太陽光、バイオディーゼルの再生可能エネルギーと蓄電池を組み合わせた電力需給管理制御システムを 	<ul style="list-style-type: none"> 「大気汚染防止法」一部改正が平成30年4月1日施行（水銀排出施設の届出、排出基準の厳守等を追加） 「気候変動適応法」が平成30年6月13日に公布され、平成30年12月1日から施行 	<ul style="list-style-type: none"> 海洋プラスチックごみが世界的な問題になる

		長野市	国・県の動き	世界の動き、社会情勢
		<p>構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年10月16日、清掃センターが可燃ごみの受け入れを終了 平成30年10月17日、ながの環境エネルギーセンターが試運転のため、市内の可燃ごみの受け入れを開始 平成30年10月29日、清掃センターでの可燃ごみ焼却業務が完了し、焼却炉の運転を終了 平成30年11月、長野市廃棄物減量等推進審議会から「一般廃棄物（ごみ）の処理手数料」について答申を受け、家庭ごみ処理手数料は現行どおり、清掃センター搬入手料は一部改正 平成31年3月1日、ながの環境エネルギーセンター本稼働 平成31年3月末、清掃センターでのペットの分離焼却業務を廃止 平成31年3月31日、北信保健衛生施設組合離脱 		
令和	元	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年4月、長野市清掃センターの名称を「長野市資源再生センター」に変更 ながの環境エネルギーセンター稼働及び北信保健衛生施設組合離脱に伴い、ごみ処理施設が全市統一家庭灰の排出方法をビンの日から可燃ごみの日へ変更豊野地区の乾電池及び家庭灰の排出方法を支所での随時回収から拠点回収へ変更 平成31年4月4日未明長野市資源再生センターの不燃ごみピット内で火災発生、4月7日午前8時鎮火 「日本工業規格」が「日本産業規格」に改正されたことに伴い、長野市公害防止条例施行規則の一部を改正 令和元年6月、旧清掃センター焼却施設解体及びストックヤード設置工事開始（～R2） 令和元年10月、長野市廃棄物減量等推進審議会から「一般廃棄物（し尿及び生活雑排水）処理手数料の改定」について答申を受け、し尿処理手数料及び生活雑排水処理手数料を改正 令和元年10月12日から13日 	<ul style="list-style-type: none"> 工業標準化法の一部改正された法の題名や同法で定める「日本工業規格」が「日本産業規格」に改正されたことに伴い、長野県公害の防止に関する条例施行規則の一部も改正された。 「プラスチック資源循環戦略」が令和元年5月31日閣議決定 「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年5月31日に公布され、令和元年10月1日に施行 令和元年10月 令和元年東日本台風が上陸、全国広範囲で記録的な雨量を記録、甚大な被害が発生 令和元年12月、長野県が「気候非常事態」を宣言するとともに、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」とすることを決意し、県下全77市町村が賛同 「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が令和2年3月31日に閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年6月 G20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合開催（軽井沢町）

	長野市	国・県の動き	世界の動き、社会情勢
	<p>にかけて日本に上陸した令和元年東日本台風の影響で千曲川が決壊。浸水被害、土砂・流木等の流入等により甚大な被害が発生。市内で発生した大量の災害廃棄物を、環境省の災害等廃棄物処理事業補助金、国土交通省の堆積土砂排除事業補助金を活用し迅速かつ適正に処理し復旧、復興を進める</p>		
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年7月、豪雨により最終処分場に被害が発生し、復旧工事を実施 ・ 令和2年12月、長野市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例案議決(施行は令和3年4月1日) ・ 令和3年2月、長野地域連携中枢都市圏9市町村と日産自動車株式会社グループ3社、計12者による「電気自動車を活用した脱炭素社会の実現と災害対応力強化に係る連携協定」を締結 ・ 令和3年3月、旧清掃センター焼却施設解体及びストックヤード設置工事竣工 ・ 令和元年東日本台風に係る災害等廃棄物処理事業を進め、公費解体、災害は器物の処理、仮置場の復旧等を行う 自費解体は、令和2年9月30日をもって受付終了 災害廃棄物が置かれた篠ノ井運動場、青垣公園運動場、飯綱高原東第2・第3グラウンド、ほか4か所を復旧 豊野東山運動場は令和3年2月をもって受入終了 ・ 令和元年東日本台風に係る宅内堆積土砂等の除去については、旧碎石場跡地における土砂の受け入れを令和2年11月末で終了し、敷地復旧を行い、令和2年度をもって、事業終了 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年7月レジ袋有料化 ・ 長野県廃棄物処理計画(第5期)が令和3年2月策定 ・ 令和2年10月、菅内閣総理大臣が所信表明において、2050年までのカーボンニュートラル実現を目指す方針を表明 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルスが世界で猛威を振るう

	長野市	国・県の動き	世界の動き、社会情勢
3	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年4月、資源再生センター敷地内ストックヤードの稼働開始 令和3年6月、長野市バイオマス産業都市構想を策定 令和3年10月長野市廃棄物減量等推進審議会から「一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直し」について答申を受け、家庭ごみ処理手数料は現行どおり、資源再生センター搬入手数料は一部改正 令和4年2月、長野市環境審議会から「第三次長野市環境基本計画の策定」について答申を受け、（長野市地球温暖化対策地域推進計画、生物多様性地域戦略、地域気候変動適応計画を包含する）同計画を策定 令和4年2月、長野市廃棄物減量等推進審議会から「長野市一般廃棄物処理基本計画の策定」について答申を受け、同計画を策定 令和4年2月、長野市がバイオマス産業都市に認定 令和4年2月、長野地域連携中枢都市圏9市町村共同で「2050年ゼロカーボン宣言」を発出 令和元年東日本台風に係る災害等廃棄物処理事業が令和3年度末をもって終了 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年6月プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が公布され、令和4年4月1日施行 令和3年6月、第四次となる「長野県ゼロカーボン戦略～2050ゼロカーボン実現を目指した2030年度までのアクション～」を策定 	<ul style="list-style-type: none"> ロシアのウクライナ侵攻により物価が高騰し始める
4	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年4月、長野市役所温暖化防止実行計画を改定 令和4年10月、長野市廃棄物減量等推進審議会から「一般廃棄物（し尿及び生活雑排水）処理手数料の改定」について答申を受け、し尿処理手数料及び生活雑排水処理手数料を改正 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年4月、「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（改正地球温暖化対策推進法）が施行 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年12月、生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で30by30目標等の2030年までのグローバルターゲットが設定された

令和5年度版

環境白書

(資料：令和4年4月～令和5年3月)

編集発行 長野市環境部
〒380-8512
長野市大字鶴賀緑町1613
TEL 026-226-4911 (代)